

政策資料

No.306 《復刊201号》
1992年3月1日

卷頭言 松前 仰 1

〈特 集〉

1992年度政府予算案の内容と問題点

第1部 総 論	2
1992年度政府予算案の分析と批判.....	2
第2部 各 論	11
各省庁予算の主要な内容と問題点	11
第3部 地方財政	52

1992年度地方財政対策の

内容と問題点.....	52
-------------	----

〈資 料〉

* 日米首脳会談について（談話）	63
* 衆議院本会議代表質問（談話）	64
* 談話（参院奈良補選結果について）	70

今日の政治は腐敗している。毎年予算委員会はロッキード、リクルート、共和、佐川急便など、企業と政治家の黒い癒着の構造が主な議題となってしまった。そして本来の予算は十分な審議ができるず、国民の利益にならないまま、さまざま形で国会を通過してしまう。だからといって予算と腐敗

気は政府にはなさそうだ。腐敗政治構造は政治改革の勇気をも失わせた。

選挙資金拠出の構造が根づいている。たかろうとする政治家を権力者としての座につかせればさらに効果的である。政治は「政策よりも金」になってしまった。与党政治家の最も重要な仕事が暮の予算獲得といふのも不自然である。

このような今日では、民主主義は成長するどころか退歩している。

放送に加えて、地方の政治専門チャンネルを可能にし、常時すべての議員が地域でテレビを通じて論争することができるようになる。そして密室の「政策より金」を無意味にさせる。実質的な政策による選挙を可能にし、政権交代の緊張を高め、政治を浄化する。そしてシャドー・キャビネットは政権委譲にそなえる。この技術のブレーカスルーは間近である。米国にはすでにC-SPANがある。

政府提案の法案については対案を必ず出す、という社会党の方針を更に前進させ、対案ばかりではなく、一貫した政策とそれに適合した政策法案と別の哲学の法案と政策にマッチした総合予算を組んで、政府の法案や予算と堂々とやり合う場面を作らなければならぬ。これらのためには政策審議会副会長の大役を全うしたい。

社会党は政府自民党の補完ではない。政権奪取が目標である。

是正とは切り離して審議はできない。なぜならば腐敗政治ではいい予算を作れる筈がないからだ。官僚予算が横行し、金権政治が当たり前になり、政治倫理はないがしろにされ、定数は正は一步も進まないのに、体裁ばかりの小選挙区比例代表並立制などを提案するものだから、自民党内部がまとまらない。本気で政治改革に取り組む勇



目標は政権奪取

松前仰

政策審議会副会長

としか言いようがない。この金権腐敗・無気力政治はすべて長期にわたる自民党独裁政権という構造がもたらしたものである。

せめて民主主義ぐらいはすぐにでも成長させたい。それには政治家に緊張感を与えることが必要である。一つの方法は、すべての議院が市民に政策を訴えるための、開かれた情報チャネルを用意す

1

特集

一九九二年度政府予算案の内容と問題点

もくじ

第一部 総論

一九九二年度政府予算案の分析と批判

第一部 総論

各省庁予算の主要な内容と問題点

1. 社会保障関係予算
2. 文教関係予算
3. 労働省関係予算
4. 農林水産関係予算
5. 通産関係予算
6. 中小企業関係予算
7. 建設省関係予算
8. 国土庁関係予算
9. 運輸省関係予算
10. 郵政省関係予算
11. 環境庁関係予算
12. 科学技術関係予算
13. 法務省関係予算
14. ODA関係予算
15. 防衛関係予算

第三部 地方行政

一九九二年度地方財政対策の内容と問題点

一、内外情勢激変下の予算編成

各種の施策・政策は、そのほとんどが予算の裏付けを必要とする。予算が「政府の顔」と指摘される所以である。そして、施策・政策はその時々の内外情勢に左右されるため、予算も多かれ少なかれ情勢の変化の影響を受ける。

一九九二年予算編成を取り巻く内外情勢は、大変な激動と混迷の様相を呈していた。戦後世界を規定していた米ソ対立は、ソ連の消滅とともに決定的な変革を遂げ、冷戦構造は最終的に終息しようとしている。その過程で、核戦力をはじめとした軍縮が急展開する一方、CIS（旧ソ連）の経済改革に伴う混乱、民族主義の台頭、ユーゴやCISに見られる地

域的、国内的な紛争の勃発と混迷状況が陸続

している。また、ガットのウルグアイ・ラウ

ンドの難航、貿易不均衡の拡大に伴う日本、米国、EC間などの経済摩擦の深刻化、EC統合や北米自由貿易協定、東南アジアにおける

自由貿易圏構想などブロック化志向も高まっている。国際情勢の歴史的転換が始まると同時に、激動と混迷の時代が訪れるかつて経験したことがない難しい事態に直面していると言えよう。国内情勢を見ても、自民党支配

の戦後政治の老朽化は、リクルート事件、証券・金融不祥事、そして今回の共和関係の贈収賄事件等であり、政治の世界の抜本的な再編が巷間噂されてもいる。経済面でも、単なる循環による景気減速にとどまらないバブル経済破綻に伴う一種の混迷期にさしかかっている。こうした内外とも不安定な状態は、こ

こ当分は続きそうな気配である。

流動化、混沌、不安がつきまとった歴史的な大激動の中で、海部政権はその寿命を終え、宮沢内閣が誕生した。その宮沢内閣が内外情勢激変下、国際貢献、軍縮・平和、経済情勢への対処、生活大国、高齢化社会への対応など山積する諸課題にどのように対処していくのか、九二年度予算編成において鋭く問われていた。詳細は各論の予算分析に委ねることとし、中心的な課題に対する予算案に見られる対応について、その大枠を分析・批判していくこととする。

二、持続的な安定成長路線への移行は可能か

政府は経済の現状を、バブル経済下の五%前後の実質GNP成長率の継続が加熱気味であった、現在は経済拡大が減速傾向にあるが、インフレなき持続可能な成長経路への移行過程であるとし、景気後退から不況へ至るわけではないかのように説明している。したがって政府の九二年度経済見通しも、実質経済成長率(GNPの実質年成長率)を民間調査機関では三・〇%前後と予想しているのと対比して、三・五%(今年度実績見込み三・七%)とかなり高めになっている。それは経済拡大テンポの減速傾向が反転する時期の違い(九

二年度前半か後半か)と、民間の設備投資と住宅建設の見方の違いによるところが大きい。政府の経済見通しでは、早期の減速傾向からの脱却を見込み、民間の設備投資(九二年度実績見込みにおける対前年度伸び率四・五%↓九二年度見通し五・一%)と住宅建設(マイナス七・六%→四・五%)の回復を見込んでいる。とりわけ現在ひどく停滞している民間住宅建設の回復への期待は大きい。

このような経済の現状に対する認識や来年度経済見通しに對して、経済の実感からはほど遠い、あまりにも楽観的にすぎると指摘する声が多く聞かれる。しかし、政府もまだ希望的観測を示したというのではない。経済摩擦等の問題に対処すべく、内需中心の安定成長の実現という政策目標達成に向けた意思の現れと見ることができる(ちなみに、内需寄与度は二・八%→二・六%、外需寄与度は〇・八%→マイナス〇・一%となっている)。九一年末の予算案決定直後に公定歩合の引下げも行われている。それでは予算案は、内需主導の持続的な経済成長に向けて本当に効果的なものであろうか。

一般会計の予算総額を見ると七二兆二一八〇億円で、九一年当初予算に比べ二・七%増の低い伸びにとどまっており、一般歳出も三八兆六九八八億円で同四・五%伸びているにすぎない。いずれも名目成長率の伸びを下回

つている。予算額を見るかぎり、内需中心の成長への貢献はほとんどないと言つてよい。

予算を膨らますにも、バブル経済の崩壊、景気の減速、企業収益の落ち込みによって、法人税や有価証券取引税などを中心に税収が低迷し、予算の規模拡大に対する制約が強まっているのである。景気減速期に税収が停滞するのは当然のことで、そういう時期にこそ景気拡大のため国債を発行しても予算規模を拡大し、需要を膨らませて景気を回復させるのが財政政策の常道であり、景気が回復すれば税収が増え、国債償還もできるとする考え方もある。しかし一七四兆円に達する国債累積(九二年度末)を見れば明らかに、そうした推論が現実性を持たないので今日の経済実態である。国債発行による財政拡大によって景気が思ったように回復することもなければ、その後税収が増え国債償還が順調に進むということにもならない。だからこそ、予算規模を拡大したいこの時期に、あえてその拡大を押さえ、数字合わせのために場当たり的な増税措置の実施にまで踏み切らざるをえなかつたのである。

また、景気対策といった場合(今回の場合は景気の下支えと言つた方が適當かも知れない)、常に注目される公共事業も、二二〇〇〇億円の生活関連枠が引き継続され、新たに億額の公共投資充実臨時特別枠が創設された

にもかかわらず（公共事業関係費としてはそれが一七五〇億円程度で合わせて三五〇〇億円程度）、それらを除く公共事業関係費の凍結が継続されているため、NTT株事業の補助金型（Bタイプ）一兆八三四億円を含めた公共事業は八兆二三四億円、対前年度当初比五・三%増にとどまっている。産業投資特別会計のNTT株事業は株の売却が滞り、ついには補助金型の全額が建設国債で賄われ、それを含めて限度一杯の七兆二八〇〇億円の建設国債の増発が限界だったのである。

結局景気対策は、財政投融資と地方財政に大幅に依存することになっている。財政投融資の総額は四〇兆八二二億円とはじめて四〇兆円を超えて、資金運用事業（郵便貯金、年金の自主運用）を除く一般財投は三二兆二六二億円、一〇・八%増と七九年度以来、一三年ぶりの二桁の伸びとなつた。しかしあくまで財政投融資は低利ではあっても貸付であり、予算措置とは異なる。また、国の財政とは多少時期がズレても地方財政も国の場合とそれほど変わらない変化が訪れるものであり、現に地方財政にそれほど余裕があるわけではない。また、地方へ依存して景気対策や公共投資を推し進めれば、地域格差拡大の可能性が高まることに注意すべきである。

三、増えつづける防衛費

防衛関係費は総額四兆五五一八億円（対GNP比〇・九四一%）、対前年度比一六五八億円増（二三・八%増）となっている。伸び率は一九六〇年度以来の低い水準で、対前年度伸び率が一般歳出の伸び率を下回ったのは七九年度以来、しかも正面装備費は八三三二億円、三・七%減と、最近の国際情勢を踏まえ抑制したことが強調されている。たしかに伸び率だけをみれば、抑制傾向にある。しかし、米ソ間の核軍縮をはじめとした大胆な軍縮の進展、米ソやヨーロッパ諸国での軍事費の大削減等々という国際環境を踏まえれば、防衛費を増やすことと自体常識的に考えて疑念をもたせることである。国際情勢の激変を踏まえた抜本的な転換が図られているとは言えない。むしろ、アジアはヨーロッパとは異なる、ロシアなどCISは不安定な状態にあり様子を見る必要がある、といった理由を持ち出し相当な軍事力を保持しようとする姿勢が未だに根強いのである。

防衛関係費の内容を若干検討しただけでも、それは明らかである。正面装備費等を抑制できた要因として、円高の影響や原油価格の下落という防衛政策には関係のない条件があり、それによって概算要求段階より輸入装備品度の減額がなされている。それを加味すれば、防衛関係費は総額四兆五五一八億円（対GNP比〇・九四一%）、対前年度比一六五八億円増（二三・八%増）となっている。伸び率は一九六〇年度以来の低い水準で、対前年度伸び率が一般歳出の伸び率を下回ったのは七九年度以来、しかも正面装備費は八三三二億円、三・七%減と、最近の国際情勢を踏まえ抑制したことが強調されている。たしかに伸び率だけをみれば、抑制傾向にある。しかし、米ソ間の核軍縮をはじめとした大胆な軍縮の進展、米ソやヨーロッパ諸国での軍事費の大削減等々という国際環境を踏まえれば、防衛費を増やすことと自体常識的に考えて疑念をもたせることである。国際情勢の激変を踏まえた抜本的な転換が図られているとは言えない。むしろ、アジアはヨーロッパとは異なる、ロシアなどCISは不安定な状態にあり様子を見る必要がある、といった理由を持ち出し相当な軍事力を保持しようとする姿勢が未だに根強いのである。

防衛関係費の内容を若干検討しただけでも、それは明らかである。正面装備費等を抑制できた要因として、円高の影響や原油価格の下落という防衛政策には関係のない条件があり、それによって概算要求段階より輸入装備品度の減額がなされている。それを加味すれば、日本としても譲歩が要求され、防衛費の削減もその側面から制約を受けざるを得ない。また「受け入れ国支援協定」や「物品役務融通協定」の締結をも視野に入れ、在日米軍駐留経費も計画的に増額されている。

しかしこうした形での国際協力、国際貢献はやめ、軍縮・平和、軍事的ではない友好協

力関係を、近隣諸国そして世界各国と強固なものにする努力を払うべきときである。それ踏まえれば、ODA等の国際貢献関係の予算を防衛費以上に重視しなければならない。

国際貢献関連経費の主なものとして、ODA（九五二二億円、七・八%増）の他、PKO支援拠出金（一五・五億円、二〇%増）、国連難民高等弁務官計画拠出金（九六・八億円、七・一%増）、地球環境研究総合推進費（一九億円、一一・八%増）、環境技術移転に係る総合的支援（一四億円、八六・三%増）、貿易保険特別会計への繰り入れ（二〇六億円、二・四倍）、貿易・投資分野の国際産業交流促進（三五・二億円、二三・四倍）などがとりあげられている。他の経費に比較しかなり増額されているが、防衛関係費と比較すればまだ小額であるし、贈与比率や使途などODAの問題などに象徴されるように、その内容も自国の利益本位の傾向が強いようである。昨今の国際情勢は、その質的転換をも迫っているのである。

四、不十分な生活重視への転換

今、貿易摩擦への根本的な対処策としても、また国内的な要望に応えるためからも生活大がいわれ、生活重視への政策全般にわたる転換の必要性についてはほとんど異論がない

ようである。というよりも、各方面から積極的に主張されていると言えよう。生活大国の実現が指摘されることは、歐米と比較して経済力の割に国民全体としては、ゆとりのある生活、豊かな生活を送っていないからである。しかし考えてみれば、ゆとりなく時には過労死に至るまで一所懸命働いているからこそ経済競争力が強いとも言え、経済力に伴った国民生活の豊かさというのは難しいことであるのかもしれない。そうであるならば、国民全般の生活向上をめざすため経済力をある程度減殺する覚悟が要る。このように捉えると、現在の政府の施策は、かけ声倒れの感がある。

また、生活大国といった場合の内容も検討する必要があるうし、欧米との比較というだけではないもつと広い国際的な観点、国際社会との関連性を踏まえた検討も必要であろう。予算案について見れば、予算全体が国民生活に係るといえる。そのなかでもとくに、社会保障関係や公共事業関係（社会資本の整備）が中心となる。公共事業関係費の大半については前述したが、そのなかで軸となる一般公共事業を見ると、住宅対策や下水道、環境衛生等施設整備、林道工業用水等の伸び率が治山治水や道路整備など他の事項に比較して若干伸び率が高くなってしまっており、その点では生活重視の視点が見られなくもない。しかしこれは本当に微々たる相違であり、従来の固定し

た予算配分が転換したとは到底言えるものではない。公共投資充実臨時特別枠も一般公共事業や従来の予算枠の配分の枠内の量的な増額であり、これによって質的転換が図られるというものではない。また、生活関連特別枠の二〇〇億円も、農村漁村整備、道路整備、住宅対策、下水道、ごみ処理施設などに配分される比率が高く、今回はとくに環境衛生や治山の伸び率の増加が目をひくが、総額自体が一般公共事業に比較して小さいこともあり、公共事業全体の転換に貢献しているとは言い難い。

次に、景気対策からの期待もあり大幅に増額された財政投融資や地方財政を概観すると、まず、財政投融資の公共事業実施機関への投資枠は五兆二三三六億円増（一〇・八%増）、そのうち日本道路整備公団等道路五機関を合わせて三兆三四七八億円増（一三・二%増）、住宅・都市整備公団一兆四五五億円増（一七・四%増）と、道路と住宅関係の伸びが大きい。また、地方自治体への投融資額も一二・一%伸び、四兆八九五〇億円となつておらず、とくに公園緑地事業、上水道、地下鉄等の伸びが大きい。しかし九二年度の財政投融資全体の特徴は、直接の生活関連とされる事項よりも、道路整備のほか国土保全災害復旧、運輸通信、地域開発など産業基盤整備関連と目される分野の伸びが大きいことである。そし

て、日本開発銀行や日本輸出入銀行北東開発銀行など民間企業に資金を融通する財投機関への配分額が大幅に増えているのである。また大幅に増額された地方単独の公共事業も、一般公共事業の補完の色合いが濃い。

社会保障関係費は、総額一二兆七三七四億円、対前年度比五四六億円、伸び率で四・三%増となっている。政管健保の補助率引き下げ、国民健康保険の事務費への国庫負担削減などのため近年になく抑制され、久しぶりに一般歳出の伸び率（四・五%）を下回った。そのなかで目立つのは、年金・医療費等從来からの予算の支給を柱としたもの以外では、ゴールドプランにそった在宅福祉施策の充実である。ホームヘルパー、デイサービス、シヨーツステイ、在宅介護センターなどをかなり増やし、特別養護老人ホームや老人保健施設を増設している。しかし、在宅福祉中心の福祉政策、高齢化対策には、国の負担軽減が目的化されかねないこと、家族負担が増えかねないこと、地域格差や個人格差が拡大する可能性があることなど検討を要する問題がある。地域中心の福祉社会作り構想のあり方が問われているのである。

五、哲学なき増税

わが国の経済は昨年の九一年春以降から停

滞局面に入っていたのに、「引き続き減速しながら拡大局面にある」という政府の景気判断の誤りにより、九一年度税収を二兆七八二〇億円減額補正せざるを得ない事態を招いた。これに対処するため、まず最初にすべきことは、不要不急経費は言うに及ばず、補助金行政や縦割り行政に伴う既存の制度の見直しを行い、政府の身を削って財源を捻出をすることである。

しかし、政府・自民党は九一年度予算案を、まず増税ありきで編成した。

主な国税の増税項目は、①法人臨時特別税を今後二年間延長し約四四〇〇億円、②普通乗用自動車の消費税を二年間四・五%に引下げて継続し約八〇〇億円、③九一年一月から実施の地価税の税収を一般財源に繰り入れることで約二〇〇〇億円。その他、赤字法人の欠損金について繰り戻し還付の二年間停止（約五〇〇億円）、租税特別措置に盛り込まれた優遇措置の整理・合理化（約二三〇億円）などである。

この増税項目は、いずれも政府・自民党が行った公約に違反しており、しかももれら哲学のないご都合主義的穴埋め策でしかない。まず、①の法人臨時特別税は、九一年度かぎりの一年間の約束で湾岸戦争の支援のための臨時徵収であった。②の普通乗用自動車の消費税率四・五%は、消費税導入時に、九一年度

から三%に引下げるることを法律に明記していたものである。③の地価税の税収は、地価安定のための緩やかな目的税的なものであり、増税を目的としたものではないことを約束していた。政府・自民党は、「これらの増税は、新規のものではなく、今まであったものを延長したものであり、法人臨時特別税は税額控除を引上げ、又普通乗用自動車の消費税率は、今まで六%のものを一・五%引下げ四・五%にしてあるため、痛みがない」とタカをくくった増税案である。

そもそも、税は納税者の納得と信頼が不可欠のものである。社会党の九一年度税制改正案についても、法人臨時特別税の延長と、普通乗用自動車の割増し税率の延長は盛り込んである。しかし、考え方は政府・自民党とはまるで違う。法人臨時特別税については、先の税制改正において法人税率を引下げすぎているとの観点から、法人税の引上げを意図したものである。法人臨時特別税は、法人税率に直すと約一・五%の引上げになり、この程度の負担は大法人に限って負担してもらおうというのが社会党の考え方である。また、普通乗用自動車の消費税の割増し税率の延長についても、消費税の欠陥として逆進性の問題を消費税導入以前から指摘してきたところである。数百万、数千万円する普通乗用自動車と日々の飲食料品が同じ税率というのには不公

平の極みであり、普通乗用自動車の割増し税率は負担の公平を期するものである。

「景気の先行きが不透明で、九二年度、九三年度の税収に不安があるから」というのが自民党の主張であるが、そこには何ら税制の哲学がなく、場当たり的な対応をさらけ出したものと言えるだろう。

場当たり的なものと言えば、今回突如浮上した「国際貢献税」構想は、その最たるものである。先の湾岸戦争のための九〇億ドル支出に関連して法人税・石油税が増税されたのは、まさしく「国際貢献」の名の下に行われた措置であるが、今回の構想はそのような对外的資金協力をより恒久的なものにするための措置である。

構想の内容としては、①一兆三千億円程度の「国際貢献」枠を予算に設け、②このうち八千億円はODAにあて、③緊急の対外資金援助に対応するため、残りの五千億円で「国際貢献資金」を創設し、そのための財源として、④法人臨時特別税や普通乗用自動車消費税暫定税率の延長、⑤たばこ税やビールの酒税の引上げ、を図るというもの。

この構想は余りにも多くの問題を含んでい る。対外資金援助措置としては既に一般歳出の中にODAがあり、「国際貢献」枠を別枠に移すだけのことであるから、積極的な意味ではなく、国際貢献税の創設のためのこじつけ

である。また、これらの資金の使途については、「今後、求められる国際的な資金協力に 対応するもの」というだけであり、こうした曖昧な基準しかなく、実質的な使途について は一切不明というしかない。こうしたことを 考えれば、一般的な増税に対する批判をかわ すために、「国際貢献」という美名を持ち出 してきたとしか思えない。

近年、国際関係の激変の中で、わが国に対する国際協力の要請が高まり、わが国も何らかの国際的な役割を果たさなければならぬと、国民も感じているところである。しかし、その方法や使途目的については、社会党シャドーキャビネット委員会が九二年度予算案で提案している国連中心の平和協力方式による「国連平和保障基金」の創設に見られるよう に、国際貢献の具体的な内容をはっきりとさせたものでなければならない。

八六年から八九年の四年間は、バブル経済 の最盛期である。このバブル経済が財政にもたらした影響は、予想外の税収の好調により、一気に財政再建が進んだことである。この四年間の税収の弾性値は平均一・二であり、いちばん高い八七年度は三・二七を記録してい る。この年の税収は、当初予算額より実に五兆六千億円もの增收となっている。そして、今そのバブルがはじけ、税収の伸びは正常化しようとしている。過去二〇年間の税収弹性

六、困難になつた新たな財政目標の達成

財政收支の帳尻合わせのため、特例国債を含め多額の国債発行が継続され、止めどもな く累積しているときには、特例国債依存から の脱却が予算編成上の目標とされた。それが財政再建と呼ばれてきたのである。これ は歳出増圧力を抑え込むための手取り早い

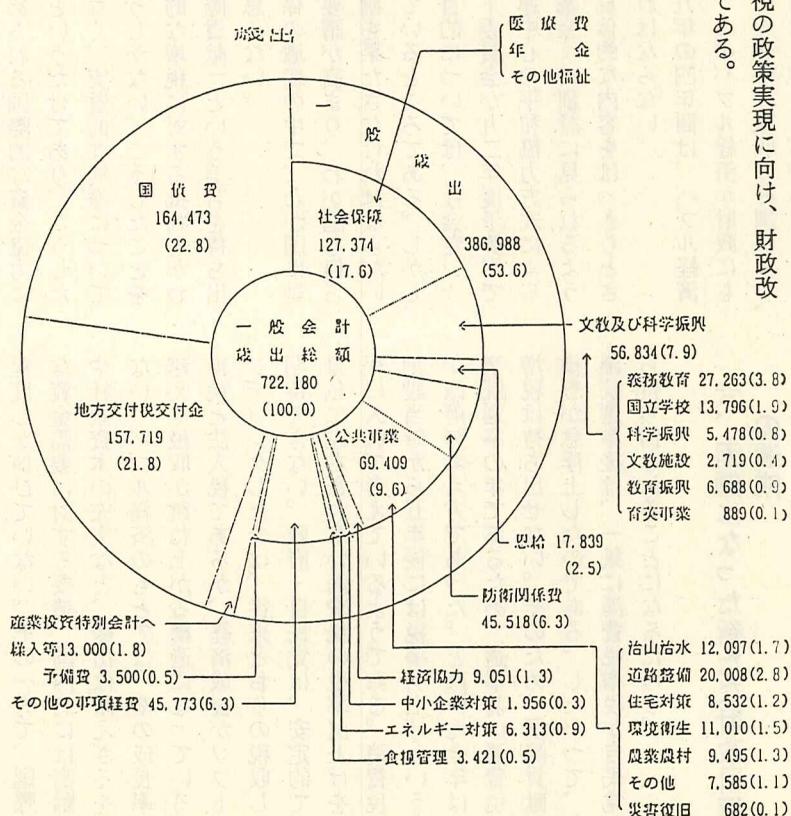
方策であったろうが、財政の硬直化をもたらしたことは否めない事実である。しかもバブルによる税収増を背景に特例国債依存から脱却は予定通り実現できたものの、国債残高は九二年度末で一七四兆円に達し、その利払は費だけでも一一兆円を超えるかも財政支出の繰り延べ措置や国鉄精算事業団長期債務等今後処理を要する巨額の経費が残されている。まさに財政破綻状況は一向に改善していないと言わなければならない。

財政をめぐるこうした状況を踏まえ、特例国債脱却以後の国債縮減策として、建設国債を一九九五年度に一般会計の5%まで削減することが、いわば第二次の財政再建目標として昨年打ち出された。それが早くも経済状況の悪化によって、九二年度予算案で建設国債の増発が行われたため、一挙に困難化してしまった。それでも政府はその目標に固執しており、毎年度一兆一五〇〇億円建設国債の発行を減額するという数字合わせの財政展望が示されている。こうした目標がどれほど意味があるのか疑問である。そもそも償還方式等に相違がなくなつてからは、特例国債と建設国債とを区別すること自体が意味を持たないにもかかわらず、現在もそれを区分して対処しようとするため、種々の矛盾がでてきてきていると言えよう。

国債累積の現状を見れば、国債発行の減額

にこだわり続け、国債償還を進めようとする意図は理解できなくもない。しかし問題なのは、数字の辻褄合わせに走り、財政の役割と目的を見失つてしまつことである。一般会計だけでなく、特別会計や財政投融资、さらには地方財政と一般会計との区別と関連を再考し、国際社会における日本の役割と将来展望に立つた生活重視の政策実現に向け、財政改革を再考すべきである。

1992年度一般会計予算の内訳（単位：億円、%）



1992年度予算案の内訳

一般歳出主要経費別推移（単位：億円、%）

	1992年度	91～92 増減額	伸率
社会保障関係費	127,374	5,246	4.3
文教及び科学振興費	56,834	2,890	5.4
恩給関係費	17,839	△ 245	△ 1.4
防衛関係費	45,518	1,658	3.8
公共事業関係費	69,409	3,513	5.3
うち一般公共事業 (産投会計繰入等分含み)	68,727	3,513	5.4
経済協力費 (O D A)	9,051	591	7.0
中小企業対策費	1,956	6	0.3
エネルギー対策費	6,313	392	6.6
食糧管理費	3,421	△ 311	△ 8.3
その他の事項経費	45,773	2,233	5.1
給与改善予備費	-	△1,350	-
予備費	3,500	2,000	133.3
一般歳出計	386,988	16,623	4.5
産業投資特別会計へ繰入等	13,000	0	0.0

(注) 1. 「1992年度」欄の「産業投資特別会計へ繰入等」の13,000億円には、「社会資本整備特別措置法」に基づき1991年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした10,834億円を含んでいる



1965年度移行の一般会計予算の推移

年度	一般会計歳出 (伸び率) %	一般歳出 (伸び率) %	地方交付税 (伸び率) %	公債発行額 億円	建設公債 億円	特例公債 億円	公債依存度 (実績) %	公債残高 (決算) 億円	公債残高 GNP %		国債費 億円	国債費 一般会計 %	
									税率比率 %	公債残高 億円			
65	12.4	12.8	15.3	7,300	7,300	(実績)	89.9	2,000	0.6	220	0.6		
66	17.9	20.4	4.8	8,000	8,000	16.9 (14.9)	74.1	8,750	2.2	489	1.1		
67	14.8	12.0	19.6	6,400	6,400	16.2 (13.9)	76.9	15,350	3.5	1,153	2.3		
68	17.5	14.9	21.6	4,900	4,900	11.0 (7.8)	80.7	20,544	3.8	2,013	3.5		
69	15.8	13.3	22.1	4,300	4,300	7.3 (6.0)	85.1	24,634	3.8	2,788	4.1		
70	18.0	16.9	24.7	4,300	4,300	5.4 (4.2)	87.3	28,112	3.7	2,909	3.7		
71	18.4	17.4	23.5	4,300	4,300	4.6 (12.4)	88.1	39,521	4.8	3,193	3.4		
72	21.8	25.2	6.9	19,500	19,500	17.0 (16.3)	77.2	58,186	6.0	4,554	4.0		
73	24.6	22.5	26.7	23,400	23,400	16.4 (12.0)	77.6	75,504	6.5	7,045	4.9		
74	19.7	19.0	21.6	21,600	21,600	12.6 (11.3)	80.5	96,584	7.0	8,622	5.0		
75	24.5	23.2	30.3	20,000	20,000	9.4 (25.3)	81.5	149,731	9.8	10,394	4.9		
76	14.1	18.8	△	72,750	35,250	37.500	63.9	220,767	12.9	16,647	6.9		
77	17.4	14.5	21.3	84,800	44,300	40,500	29.7 (32.9)	64.0	319,024	16.8	23,487	8.2	
78	20.3	19.2	16.8	109,850	60,500	49,350	32.0 (31.3)	62.5	426,158	20.4	32,227	9.4	
79	12.6	13.9	△	152,700	72,150	80,550	39.6 (34.7)	55.7	562,513	25.0	40,784	10.6	
80	10.3	5.1	23.8	142,700	67,850	74,850	33.5 (32.6)	62.0	705,098	28.7	53,104	12.5	
81	9.9	4.3	23.5	122,700	67,850	54,850	26.2 (27.5)	69.0	822,734	31.6	66,542	14.2	
82	6.2	1.8	14.2	104,400	65,160	39,240	21.0 (29.7)	73.7	964,822	35.2	78,299	15.8	
83	1.4	△	0.0	20,8	133,450	63,650	69,800	26.5 (26.6)	64.1	1,096,947	38.4	81,925	16.3
84	0.5	△	0.1	21.5	126,800	62,250	64,550	25.0 (24.8)	68.3	1,216,936	39.8	91,551	18.1
85	3.7	△	0.0	9.0	116,800	59,500	57,300	22.2 (23.2)	73.4	1,344,314	41.3	102,241	19.5
86	3.0	△	0.0	5.1	109,460	57,000	52,460	20.2 (21.0)	75.0	1,451,267	42.7	113,195	20.9
87	0.0	△	0.0	105,010	55,200	49,810	19.4 (16.3)	76.1	1,518,093	42.6	113,335	20.9	
88	4.8	1.2	7.1	88,410	56,900	31,510	15.6 (11.6)	79.5	1,567,803	41.4	115,120	20.3	
89	6.6	3.3	22.6	71,110	57,800	13,310	11.8 (10.1)	84.4	1,609,100	39.6	116,649	19.3	
90	9.6	3.8	14.3	55,932	55,932	8.4 (10.6)	87.6	1,663,379	38.1	142,886	21.6		
91	6.2	(5.3)	4.7	4.6	53,430	53,430	7.6 (9.5)	87.8	約 170兆円程度	約 37	160,360	22.8	
92	2.7	(4.0)	4.5	△	1.3	72,800	72,800	10.1	86.5	約 174兆円程度	約 36	164,473	22.8

(注) 1. 「一般歳出」欄の91年度及び92年度の()内は予備費除きの伸び率。

2. 「公債依存度」欄の91年度の()内は補正後の公債依存度。

3. 「公債残高」欄及び「公債残高／GNP」欄の91年度の()内は前倒債を含む場合。

各省庁予算の主要な内容と問題点

社会保障関係予算

一、低い社会保障関係費の伸び

国の予算の中の「社会保障関係費」は通常、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策費の五分野に大別されて説明されている（但し公務員等のために係る医療や年金給付並びに戦争犠牲者を対象にした給付は含まれていない）。厚生省予算はこのうち失業対策費を除いた分に下水道や廃棄物処理施設等の公共事業費、援護対策費、ODA費等を加えた額となっている。九二年度の「社会保障関係費」は一二兆七三七四億円、厚生省予算は一二兆七六七〇億円となつている。

1. ゴールドプラン関係費

九〇年度を初年度とする「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」（ゴールドプラン）の推進に係る九二年度予算の一覧は表2のとおりである。九二年度の総事業額は約五七〇〇億円（そのうち国の負担は約二〇〇〇億円）である。

二、主要施策に係る予算の概要と問題点

国予算に占める社会保障関係費のウエイトは七七年度の一〇%をピークにして年々減少する傾向にあるが、九二年度は一七・六%となっており、低減傾向を脱却することがで

きていらない。

施設関係では、特別養護老人ホームが一万床、老人保健施設が二万二〇〇〇床、ケアハウスが五〇〇〇人分、高齢者生活福祉センターが四〇カ所、それぞれ増やす予算が組まれている。また、自治省と共管の地域福祉基金には昨年度に引き続き三五〇〇億円が地方交付税から新たに積み立てられた。

以上が概要であるが、ゴールドプランが地域介護システムによる社会の介護力の確立に足る十分な事業ではないという基本的な問題点は別にしても、はたして予算に計上されているところの整備目標が達成できるかどうかさえ疑問である。いまの状況であれば、目標

策費の絶対額が前年に比較してさらに削減されていることのほかに、医療保険や年金保険への国庫負担をさす社会保険費の伸びが三・八%という八七年度について低い伸びに留まっているためである（表1を参照）。但し、厚生省予算の対前年度伸び率は四・八%で一般歳出の伸びを上回っている。

した。

施設関係では、特別養護老人ホームが一万床、老人保健施設が二万二〇〇〇床、ケアハウスが五〇〇〇人分、高齢者生活福祉センターが四〇カ所、それぞれ増やす予算が組まれている。また、自治省と共管の地域福祉基金には昨年度に引き続き三五〇〇億円が地方交付税から新たに積み立てられた。

在宅福祉の関係ではホームヘルパーが五五〇〇人、ショートステイが四〇〇〇床、デイサービスセンターが八五〇〇カ所、在宅介護支援センターが五〇〇カ所、それぞれ増えることとされている。デイサービスセンターのうち新規事業として小規模デイサービスセンター（D型）と痴呆性老人向け毎日通所型デイサービスセンター（E型）が創設された。前者は離島や大都市圏において一日標準利用人員八人程度のセンターを創設するもの（現行は一五人程度）。また、現在、特養ホーム併設がほとんどの在宅介護支援センターを病院や老健施設に併設する場合にも補助対象（保健衛生施設整備費補助金）とされるようになつた。

数が達成されるのは特別養護老人ホームぐら
いと見られる。実情に見合わない補助基準単
価や非適正な職員配置基準の是正、後述する
ホームヘルパーの待遇改善あるいは都市部に
おける土地問題の解決等に抜本的な対策が依
然講じられていない。

2. 医療保健福祉マンパワー確保策

高齢化社会における医療保健福祉を支える
にはマンパワーの確保が不可欠である。厚生
省によれば二〇〇〇年にはこの分野の労働力
は八八年よりも一〇〇万人多い三四六万人必
要とされているが、二一世紀に向けて労働時
間の短縮や安定成長の持続等による労働力不
足が指摘される中で一〇〇万人をこの分野で
吸収するには飛躍的な政策の展開なしには困
難であろう。こうした状況の中で政府予算は
どう組まれているかが大いに注目された。

まず、九三年に一〇万人の不足が見込まれ
ている（厚生省「看護職員需給見通し」九一
年一二月）看護職員確保策については、約八
〇億円増の八二〇億円が計上されているが、
増額の内容は看護婦等養成所の施設整備費及
び運営費補助、院内保育施設への補助、ナーチ
スパンクのナースセンタへの改組に伴う経
費などとなっており、予算措置としては不十
分なものに留まっている。看護職員の待遇改
善は基本的に診療報酬を源資としているから

確保策への努力は予算だけでなく総合的に評
価してほしいというのが政府の主張である。

四月実施予定の診療報酬引上げ五%のうち二
・六%が看護関連とされているものの、本当
にそれが看護職員の待遇改善に直結するとい
う制度的保障はない。このような中で、予算

面から看護職員確保策を考えた場合、たとえ
ば診療報酬に依存している看護婦等の養成費
については国が責任を持ち政府予算から支出
するなどの措置を図ることが必要である。

同時に診療報酬体系を看護婦等の待遇改善に
直結するような新しいシステムに変える必要
がある。看護人材確保法が政府から今国会に
提出される予定だが、審議の中でこうした点
を強調していく。

次に、ホームヘルパーについては常勤職員
の手当額の改善がみられたが、これはこれまで
の劣悪な待遇ではゴールドプランの目標數
さえ達成できないことを政府も認識はじめ
たからであろう。常勤職員の手当は從来の介
護中心、家事中心という類別を取り払い、年
額三一八万円に引き上げられた。しかし、非
常勤についてはこの類別が残り時給一二九〇
円と八六〇円へとそれぞれ五〇円、三〇円引
き上げられた。また、民間の常勤ホームヘル
パーにも社会福祉施設職員退職手当共済制度
の対象の拡大を通じて退職手当制度を導入す
ることが予定されている（同法の改正法案が

提出予定）。

また、社会福祉施設職員の勤務条件の改善
として労働時間が週九〇分短縮され四三時間
三〇分から四二時間（一〇月実施）体制とさ
れ、それに必要な予算三七億円が組まれてい
る。

3. 社会保険の国庫負担の引下げ

九一年度で一兆四〇〇〇億円の剩余金が見
込まれている政府管掌健保の国庫補助率を現
在の一六・四%から一三%へと引下げ、同時
に保険料率を現在の千分の八四から八二へと
引下げ、合わせて「事業運営安定資金」を設
け剩余金の運用を図り、五年程度は保険料率
の改正は行わないようにしていというのが政
府の説明である。また、国庫補助率の引下げ
による一三二〇億円は診療報酬引上げによる
国庫負担分（一三四〇億円）に事実上あてら
れる。財政の安定的運営はもちろん必要では
あるが、黒字はこの間の給付率の引下げ、老
人保健法の制定、医療費の抑制など医療保険
の後退の結果生じたものであり、また、診療
報酬の財源に振り向けるのは如何にも安易な
手法であること、さらには、一たん引下げら
れた国庫補助の再引上げの困難性など問題点
は多い。

また、市町村国保事業対策の一つとして、
職員の給与費相当分（七八〇億円）と助産費

(八七億円)の国庫負担金を一般財源化し、地方財政計画の中に措置される。職員の給与費の一般財源化に伴い国の補助金一〇〇億円が付けられている。

4. その他の主要施策（新規事業を中心）
- (1) 脊髄損傷等の障害者に対して二次的障害予防のための健康審査事業、ボランティア活動への参加等を目的とした精神薄弱者社会活動総合推進事業、精神障害者グループホーム及び精神障害者ショートステイ施設などの事業が創設される。
 - (2) 育児休業法の施行に伴う年度途中入所児童（育児休業明け）の保育所への受入れを円滑に行うことの目的にして、年度中途採用保母の確保対策等のために対象保育所（年度の途中に、年度当初の措置児童数に比して一割以上の児童を受け入れる保育所入所児童が半数以上いる保育所）に対し五〇万円を補助。対象保育所一六〇〇カ所。
 - (3) 市町村における分別回収の整備など廃棄物減量化・再生利用対策事業の創設。産業廃棄物処理対策として、産業廃棄物処理施設の整備資金の債務保証を行う基金への国庫補助。
 - (4) 年金が物価スライドにより三・四%改正され、老齢基礎年金は月額五万八五〇〇円

から六万〇四九二円に引上げられる。生活保護は三・一%の改定。
(5) 骨髄移植のドナー希望者を広く国民から募るなどの骨髄提供者確保事業の創設。

表1. 1992年社会保障関係予算等の主要事項

(単位：億円、%)

事 項	平成3年度		平成4年度	
	2' - 3'		3' - 4'	
一般会計歳出 (A)	703,474	(6.2) 41,106	722,180	(2.7) 18,706 【 4.0】 (4.5) 16,623
うち 一般歳出 (B)	370,365	(5.1) 16,684	386,988	
うち 社会保障関係費 (C)	122,128	(5.1) 5,974 (△ 3.1)	127,374	(4.3) 5,248 (△ 1.2)
生 活 保 護 費	10,741	△ 346 (7.7)	10,613	△ 128 (8.8)
社 会 福 祉 費	25,915	1,859 (5.6)	28,188	2,273 (3.8)
社 会 保 険 費	76,002	4,049 (8.9)	78,884	2,882 (5.4)
保 健 衛 生 対 策 費	6,086	499 (△ 2.5)	6,411	325 (△ 3.1)
失 業 対 策 費	3,384	△ 87	3,277	△ 107
(C) / (A)	17.4		17.6	
(C) / (B)	33.0		32.9	
うち 恩給関係費 (D)	18,084	(△ 1.6) △ 291	17,839	(△ 1.4) △ 245
(C) + (D) / (A)	19.9		20.1	
(C) + (D) / (B)	37.9		37.5	

(注) 1. 平成4年度一般歳出の増減欄の【】書は、予備費除きの伸び率である。
2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

表2. 「高齢者保健福祉推進十力年戦略（ゴールドプラン）」の推進

事 項	2年 度予算	3年 度予算	4年 度予算	整備目標（11年度）
1. 在宅訪問対策の緊急整備				
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	35,905 人 (+ 4,500人)	40,905 人 (+ 4,500人)	46,405 人 (+ 5,500人)	100,000 人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	7,674 床 (+ 3,400床)	11,674 床 (+ 3,400床)	15,674 床 (+ 4,000床)	50,000 床
(3) ティーサービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	1,780 カ所 (+ 700カ所)	2,630 カ所 (+ 700カ所)	3,480 カ所 (+ 850カ所)	10,000 カ所
(4) 在宅介護支援センターの充実	300 カ所 (+ 400カ所)	700 カ所 (+ 400カ所)	1,200 カ所 (+ 500カ所)	10,000 カ所
(5) 「住みよい・福祉のまちづくり事業」の推進	80市町村 (新規50市町村)	100市町村 (新規50市町村)	150市町村 (新規50市町村)	-
2. 「たどり老人セロ作戦」の展開				
(1) 機械診断の充実				
① 機械診断を行う場の確保（市町村保健センター等の活用）	4,316 カ所 (+ 467カ所)	4,783 カ所 (+ 467カ所)	4,988 カ所 (+ 215カ所)	-
② 機械診断会員への適切なためのリフト付バスの整備	1,054 台 10 県	1,287 台 15 県 (+ 5県)	1,502 台 15 県	-
(2) 脳卒中情報システムの整備				
(3) 脳卒中、骨折等の予防のための健診検査等の充実	17,79百万円	18,026百万円	22,982百万円	-
3. 在宅福利厚生のための長寿社会福利基金				
4. 施設の緊急整備（整備費）				
(1) 特別養護老人ホームの整備	10,000 床 (+ 2,000床)	10,000 床	10,000 床	240,000 床
(2) 老人保健施設の整備	250 カ所	275 カ所	275 カ所	3,500 カ所 (280,000床)
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備	1,500 人 (+ 1,300人)	3,000 人 (+ 1,500人)	5,000 人 (+ 2,000人)	100,000 人
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	40 カ所	40 カ所	40 カ所	400 カ所
5. 高齢者の生きかた・対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	30 県 (+ 15県)	47 県 (+ 17県)	47 県	-
(2) 「高齢者の生きかたと健康づくり推進モデル事業」	304市町村 (新規152市町村)	304市町村 (新規152市町村)	305市町村 (新規153市町村)	-
6. 長寿科学研究の推進				
(1) 長寿科学医療体制確立のための国立研究施設の整備	-	-	500百万円	-
(2) 長寿科学総合研究施設	1,002百万円	1,392百万円	1,584百万円	-
7. 高齢者のための総合的な福祉機能の整備				
「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	-
8. ゴールドプラン推進支援方策				
(1) 福祉人材の確保				
① 福祉人材情報センターの設置	-	15 カ所	32 カ所	-
② 福祉人材ハラウク事業の推進	-	95 カ所	95 カ所	-
(2) 在宅福祉サービス推進事業	-	1,000百万円	1,000百万円	-
(3) 介護美習・普及センターの設置（平成4年度から実施）	-	-	7 カ所	-

文教関係予算

一、概要と特徴

一九九二年度文教予算一般会計は五三、一九四億円で五・二一%の伸び。この伸び率は、政府一般会計の伸び二・六六%と比すれば久々の大幅増で、七〇年代以来続落してきた文教予算の対政府予算比率も七・三七%に回復した。

一般会計の事項別構成は、義務教育費国庫負担金が三・五%増の二八、三〇八億円（五五・二%）、国立学校特別会計繰入が九・〇%増の一三、七九六億円（二三・九%）、科学生研究費補助金が九・七%増の六四六億円（一・二%）、育英奨学事業費が一・九%増の八二八億円（一・六%）、教科書購入費が一・二%増の四三八億円（〇・八%）、私立大学等経常費補助金が一・六%増の二、六〇一億円（四・九%）、私立高等学校等経常費助成費補助金が二・九%増の八二三億円（六%）、私立学校施設費が九・五%増の二、五〇五億円（四・七%）、生涯学習・文化・スポーツ等が六・一%増の三、一四六億円（六・一%）となつた。第五次定数計画の完結により義務教育費国庫負担金の伸びが抑え

られ、これまで軽視された高等教育や科学研究に重点が移されている点が特徴。しかし私学助成、奨学金など国民負担にかかる分野は低迷し、大学・高校の授業料も引上げられた。使途別構成では久々に投資部門の伸びが見られる。物件費は一・七一三億円で一般会計の二二・〇%（〇・五ポイント増）となり、うち投資部門が一二・六%増の四、六二一億円（八・七%）となつた。これに対し人件費は四・五二%の増に止まり四一、四八二億円で、対一般会計比も〇・五ポイント低下の七八・〇%。この結果、経常部門も四・三%増の四八、五七四億円（九一・三%）に止まつた。

国立学校特別会計は、総額が二二一、一七八億円で六・〇%増となり、財政投融資計画でも、一、三八一億円（二〇・〇%増）のうち国立学校施設整備が七五九億円（三五・八%増）と高等教育に重点が置かれている。

三、公立学校施設整備費

公立学校施設整備費は二、五〇五億円で九・五%の増。シーリング予算で定数改善優先の煽りを受けてきたが、やっと増額に転じた。事業量の拡充と建築単価の改訂が行われるが、市町村の老朽校舎の改築・改造事業の要求が急増しており、大規模改修事業は建築経過年数二〇年以上のものに限られる。

四、情報化への対応

義務教育費国庫負担金は、第五次定数改善計画の完結に続く新計画が先送りされたことで二八、三〇八億円と三・五%増に止まつた。国庫負担に係る教職員数は児童・生徒数の減で一、七〇〇人。対して新学習指導要領に対応、登校拒否対応等で新たに一、〇五四人

が措置され、差し引き一〇、六四六人の鈍減となった。今後の学級編制及び教職員定数のあり方については、九二年度も調査研究が継続される。事務職員・栄養職員の給与費は、太政省から八年越しの一般財源化の攻撃がかかっていたが、九二年度も存続する。代わりに、教職員の共済費追加費用及び退職年金・退職一時金が三年計画で一般財源化されるとになり、その初年度として国庫負担率は九分の一となる。

なお高校でも、第四次定数計画が完結した後的新規計画はない。これによる定数減が三、六六一人見込まれることを踏まえ、地財計画で一、八三五人の定数を確保する。この結果、高等学校教職員定数の純減はハ二七人となる。

コンピュータに馴れ親しませることを目的に九〇年度からの五ヵ年計画で小・中校と障害児諸学校に三〇万台のパソコン配置を目指し八一・一億円が計上されたが、ハードの導入に伴うソフトの予算がなく、教育現場は対応に困惑している。教育のコンピュータ研修予算も拡充するが、教員がソフトを自己開発していくは授業はできない。安価で良質な教育用ソフトの開発と、ソフト購入予算及びランニングコストの計上が必要である。

五、障害児教育への取り組み

「特殊教育の振興」の予算は九三・二億円で前年度予算の補正後より五、〇〇〇万円の減となり、「国連障害者の一〇年」の最終年の予算としては極めて不十分。この中で注目されるのがLD児に対する指導方法に関する調査研究費で、金額は六〇〇万円と少ないが始めてLD児対応の必要が認められたもの。盲学校における「点字情報ネットワークシステム」づくりに一、〇〇〇万円の予算がつたことも評価すべき前進点。

六、高等教育の充実

国立学校特別会計は二二一、一七二億円で五・九四%の増。うち一般会計から繰り入れは

一三、七九六億円で九・〇%の増。国立学校施設整備のための財政投融資も七五九億円で二六・三%の増（内、特別整備事業が二〇〇億円）。これまで放置されてきた大学院の充実や施設整備などが重視され、今次予算の特徴をなしている。新增設に限られてきた国立学校施設整備費は老朽化・狭隘化の著しい国立大学の整備に重点が置かれる。移転する国立学校の旧資産をブール、運用して最先端設備の整備に充てる「国立学校財務センター」構想も認められ、第一二三国会にそのための法案が提出される。

七、私学助成関係

私大補助は一、六〇一億円で一・六%の増。高校以下の私学助成は八三億円で三・五%の増。しかし経常費五〇%助成を目指した私学助成は、大学ではすでに一四%を割っており、さらに低下する。高校以下では、助成率五〇%に達している地区でも生徒数急減による特別助成を要求、私立幼稚園連合会の幼稚園完全私立化要求とも併せて私学助成制度のあり方が根本から問われている。

八、生涯学習・文化・スポーツ

生涯学習では、学校5日制に伴う家庭や地

域への配置が目立つ。しかし新規事業である

「地域少年少女サークル活動促進事業」一・五億円など、あまりにも貧弱。体育・スポーツでは、長野冬季オリンピックのアイスホッケーA会場整備費補助の一・二億円などオリンピック関連に傾斜し、学校体育や生涯ス

ポーツの軽視が目立つ。今後とも体育・スポーツ予算に対するオリンピックの影響が懸念される。文化予算は民間の支援への期待を大きくしている。しかし芸術文化振興基金への民間出資も計画どおりに進まない中で、こうした形でしか予算が組めないことは問題。他

方、地域文化の質を問題とする「新文化拠点推進事業」や「ジャンル別専用ホールの建設」は金額は少ないと注目に値する。「地方から国際的な文化活動を」というバッハ・ホールや群馬・金沢の交響楽団などの自治体文化活動が文化庁を動かしたものと言える。



一九九二年度労働省 関係予算案の概要と 問題点

(一) 労働省関係予算の概要と特徴

一、一九九二年度(平成四年度)政府予算案のうち労働省所管分は、①一般会計四八七〇億五五〇〇万円(対前年度予算比一億二〇〇〇万円増)。職員人件費を除けば三五五七億五〇〇〇万円で、六一億三一〇〇万円減)②労働保険特別会計四兆八六九二億八三〇〇万円(同一一九一億四七〇〇万円減)、③石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭勘定一六一億五〇〇〇万円(同一五億二三〇〇万円減)、④総計五兆三七一四億八八〇〇万円(同一六億五〇〇〇万円減)、となっている。

二、一般会計は、労働省職員人件費(一三一三億〇五〇〇万円)、一・五%の給与引上げ分、一七億八三〇〇万円を含む。六二億五〇〇〇万円増)と失業対策費(三二六四億一一〇〇万円)、一〇八億二六〇〇万円減)とがほとんど(四五七七億一六〇〇万円、九四・〇%)を占めている。

三、一般会計のうち減額となつた主なものは、

①雇用保険国庫負担金・求職者給付費(七四億五四〇〇万円減)、②失業対策事業費(三九億〇九〇〇万円減)、③職業転換対策事業費・就職促進手当(四億九八〇〇万円減)――などである。

これらのうち、失業対策事業費の減については、年齢制限(六五歳線引き)等により九二年度(平成四年度)の吸收人員が前年度比一六〇〇人減の四六〇〇人とされていることが大きい。(表1参照)

雇用保険国庫負担金の減については、雇用保険制度の改正により国庫負担率を引き下げる(一割減)こととしていることによる(例えば一般求職者給付については、その受給者実人員が五四万九〇〇〇人から五八万五〇〇〇人に増える等により、国庫負担分はむしろ二三九億六七〇〇万円ほど増となるはずのところ、一五億六六〇〇万円の減となつてている。求職者給付費全体では、

国庫負担金は、負担率一割削減により本来の負担額よりも三一二億八九〇〇万円もの減額計上。なお、概算要求では、一般求職者給付の受給者実人員が五三万七〇〇〇人と減少が見込まれ、国庫負担金総額は原則率で二八五八億八六〇〇万円と、三一億六八〇〇万円の減となつていたが、改要求が行われている。

就職促進手当の減は、「人手不足」の雇用・失業状勢を反映している。

四、一般会計で、逆に増額となつた主なものには、職員人件費は別として、①介護労働者福祉基金(仮称)の創設のための雇用促進事業団出資金(三〇億円増)、②職業転換対策事業費・高年齢者労働能力活用事業費等補助金のうちのシルバー人材センター運営費補助金(一七五団体増設(五六五団体→六四〇団体))。七〇億五四〇〇万円↓七七億七四〇〇万円、七億二〇〇〇万円増)、③勤労者財産形成持家個人融資利子補給金(一億八九〇〇万円↓五億〇二〇〇万円)、三億一三〇〇万円増)、アジア労働技術協力費等補助金のうち外国人研修生受入れに係る補助金(六億八九〇〇万円↓一〇億六九〇〇万円、三億八〇〇〇万円増)、④特定地域開発就労事業費(一億六四〇〇万円増)、対象人員は三一〇〇人で変わらず)、――などである。

なお、職員人件費増は、昨年夏の人事院勧告(平均一万一二四四円(三・七一%)の給与引上げ)の完全実施によるもの。来年度予算案ではさらに、八五年度まで同様に給与費の中に給与改善分(一・五%アップ分)が盛り込まれた(九一年度予算では予備費の中に「給与改善予備費」を計上するにとどまつた)。

五、労働保険特別会計の大幅減額は、景気を行われている。

反映して、賃金引上げ及び雇用（加入者）増が見込まれることに伴う保険料収入増が見込まれるもの、雇用保険制度の改正により雇用保険料率を引き下げる（一〇〇〇分の一四・五→一〇〇〇分の一一・五）こととしていることによる。

なお、石炭勘定については、石炭企業等が行う経営多角化等に対応するための炭鉱労働者雇用安定助成金の創設で三億七六〇〇万円の増

また産炭地域開発就労事業費補助金も吸收人員が前年度と同じ二九四〇人で二億三〇〇〇万円の増となっているが、炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金は吸收人員が一六〇人減員され（七二〇人→五六〇人）四億〇六〇〇万円の減となつているほか、炭鉱離職者就職促進手当が二三億四五〇〇万円の減となつていて。（表1参照）（季節労働者関係の各種助成金については、表2を参照）

六、新規施策の主なものを列挙すれば、別掲のとおりである。
労働時間短縮対策や高齢者雇用対策、育児休業法の円滑な施行対策、建設労働安全対策などのほか、高齢化の進展等に伴い介護サービス需要が増大しているのに対応して介護労働力確保対策にも重点が置かれている。また、九二年が国連障害者の一〇年最終年に当たることから障害者雇用対策に

も力が入れられている。さらに、外国人労働者対策のほか、旧ソ連邦への労働分野における技術支援、障害者雇用促進国際セミナー等の国際協力関係の新規施策が盛り込まれているのが目立つ。

〔二〕予算案の主要な問題点

一、一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

①労働省独自財源（一般会計）が年々縮小し、それに伴って、労働省の施策がますます労働保険特別会計（労災保険及び雇用保険）への依存を深めていること、このため、②本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること

一など、労働省関係予算の最も基本的な問題点は、一向に改善されていないだけでなく、平成二年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

例えば、①労働省関係予算全体に閉める労働保険特別会計の割合は九〇・六%（前年度予算では九〇・八%）にものぼつており、②労働省職員人件費のうち一万〇五二九人分、約八一五億一二〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている（前年度は一万〇五五八人分、約七七四億〇五〇〇万円

円）が、これは労働省職員全体（一万四八七八人）の四二・三%、人件費全体（約一二八億一七〇〇万円）の三八・三%にあたる（前年度はそれぞれ四一・四%、三八・二%）。（このほか、石炭勘定で一人分、一億四八〇〇万円を負担。）

また、別掲したような新たな施策は、そのほとんどが労働保険特別会計によるものである。

二、労働時間短縮対策について

自民党政権は、四年前の五月、「世界とともに生きる日本－経済運営五ヵ年計画」を閣議決定したが、この中で労働時間については、「おおむね計画期間（一九八八～九二年度）中に週四〇時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に、一八八〇時間に向けてできる限り短縮する」との目標が掲げられた。その後、労働基準法の改正による段階的な週法定労働時間の短縮や官公庁の月二回土曜閉庁の導入などにより労働時間の短縮が進み、最近労働省が発表した統計調査によれば、一九九一年の労働者一人平均総実労働時間（全産業）は二〇一六時間で、四年前に比べ九四時間短縮されたが、目標の「三六〇時間短縮」の四分の一程度にすぎない。

政府は、来年度の早い時期に完全土曜閉庁、学校も九月から月一回土曜休校を実施

する一方、業種や地域ごとの労働時間短縮の取組みを援助するための法案を提出するとともに、九二年度政府予算案では、①労働時間適正化促進事業の創設、②業種別労働時間短縮推進事業の創設、③所定外労働削減推進事業の実施——等の新規施策費のほか、④労働時間短縮の阻害要因の解消のための方策の検討（専門家会議の開催）のための費用も計上している。これらの施策が全く効果がないとは言えないが、しかし、このような従来の手法では経済計画の目標を達成できないことは明らかである。

一九三四年四月から完全週休二日・週四〇時間労働制を実施し、併せて時間外・休日労働の制限や年次有給休暇付与日数の増加などを図るための労働基準法の改正を図るべきだが、一九年四月から改正労働基準法の見直し時期に入っているにもかかわらず、來年度予算案でようやく「改正労働基準法実態調査」費が計上されたという状況であり、自民党政府の消極的姿勢を厳しく批判せざるを得ない。

三、高年齢者雇用対策について

六年前（第一〇四回国会）に、中高年齢者雇用促進法を改正（その際、法律の名称も高齢者雇用安定法に改題）し、事業主に対する、「定年が六〇歳を下回らないように」（第四条）するという努力義務を負わ

せたのに加えて、一昨年六月には、定年到達者の六五歳までの再雇用努力義務を事業主に負わせるという同法改正が行われた（第四条の五、九〇年一〇月施行）。

来年度予算案では、別掲のように、①「六五歳雇用システム」の企業への定着を図る総合的雇用環境整備事業の実施、②定年到達者継続雇用移行準備奨励金（仮称）の創設——などの新規施策が盛り込まれている。

六五歳までの再雇用努力義務が法律に規定されたことは意義のあることで、社会党もこの改正には賛成した。しかし、現実には、高齢者雇用安定法第四条の規定にもかかわらず、定年年齢を六〇歳未満としている企業が依然として四割近く（九〇年で三五・九%）もあり、五五歳以下の定年年制の企業も一割（同じく五五歳一九・三%、五五歳未満〇・五%、計一九・八%）残っている。

育児休業制度については、社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院の結束及び労働団体との連携等の成果として、男女全労働者に係る育児休業の法制化が実現しことし四月から施行されることになったが、来年度予算案では、育児休業法の円滑な施行対策として、①育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度（仮称）の創設、②適用猶予企業に対する育児休業奨励金制度（仮称）の創設、③育児休業代替要員確保対策の推進——等の新規施策が盛り込まれている。これらはおおむね国会審議における四党・連合参議院の主張に沿つたものとして評価できる。

職業生活と家庭生活とを両立させ得るようにするには、労働時間の短縮はもちろん、育児休業制度のほか家族の看護・介護のための休業制度も必要であるが、来年度予算案では、「介護休業等介護に関する企業内福祉制度に関するガイドライン」モデル事業の新規実施を含む「介護休業制度の普及促進対策の拡充」にとどまっている。育児休業の法制化に続き介護休業の法制化についても、政府・労働省の積極姿勢を要求していく必要があろう。この問題に関連して、来年度予算案では、「介護労働省確保法案（仮称）」がらみで、①介護労働者福祉基金（仮称）の創設、②介護労働者雇用管理

改善等助成金制度の創設、③介護労働センターの新設、④福祉重点ハローワークの指定－等の看護・介護労働力確保対策に係る新規施策が盛り込まれており、積極的な姿勢が感じられるものの、業務を指定法人（介護労働安定センター）に行なわせることとしていることには問題が残る。

また、既婚女子の多いパートタイム労働者の雇用安定と労働条件の改善を図ることも長年来の課題となっているが、そのためには、やはり法的措置が必要である。四党連合参議院は共同の「パート労働法案」をまとめて、衆議院に提出するとともに、期間雇用契約＝雇止め問題についても別途労働基準法の改正等、労働契約法制上の措置を検討することとしている。労働省は相変わらず、パートタイム労働立法に動く気配はないが、従来のような行政指導では解決しない問題であり、共同法案を掲げつつ、政府・自民党にパートタイム労働立法について強く迫っていかなければならぬ。

五、行政執行体制の後退

労働省職員の定員は、計画削減分が前年度比二七九人に対し、定員増員も同じく二七九人で、結局増減ゼロ（一般会計負担分は二八人増、特別会計負担分二八人減）となっている。育児休業法の施行に当たる都道府県婦人少年室職員が一五人の増となつていている。

六、予算関連法案について

第一一二三回通常国会への提出が予定されている法案は、①労働安全衛生法及び労働災害防止団体法改正案、②「介護労働者確保法案」、③労働保険料徴収法及び雇用保険法改正案、④障害者雇用促進法改正案、⑤職業能力開発促進法改正案、⑥「労働時間短縮促進法案」、⑦石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）の七本（そのほか承認案件が一本）で、このうち前三本が予算関係法案とされる。なお、外務委員会で審議されるものだが、ILO一五九号条約（職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する条約）の批准案件が提出される予定。

労働安全衛生法等改正案は、建設業における死亡災害の減少を図るために労働災害防止対策を講ずるとともに、作業環境、作業方法等が適切に管理された働きやすい快適な職場環境の形成の促進を図るというも

「介護労働者確保法案」は、わが国における高齢化の進展等の状況の下で、介護労働力の需要が増大することにかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善等に関する措置を講ずることにより、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図るもの。

労働保険料徴収法及び雇用保険法改正案は、近年の雇用保険の収支状況等にかんがみ、当分の間雇用保険率及び求職者給付に係る国庫負担率を引き下げることとするほか、失業給付の改善その他所要の改正を行うというもの。

障害者雇用促進法改正案は、平成四年が国連障害者の一〇年の最終年に当たること、重度障害者を中心として雇用の立ち遅れがみられること等の状況にかんがみ、障害の程度の重度化に対応した障害者雇用対策の推進、精神薄弱者及び精神障害者に係る施策の充実等を行い、障害の種類又は程度に応じた障害者雇用対策をよりきめ細かに講ずるための所要の改正を行うというもの。

職業能力開発促進法改正案は、若年労働力の減少等労働力供給構造の変化、技術離れての風潮の強まり等の中での職業能力開発の一層の促進を図るため、公共部門の教育訓練体制の整備充実による高度で多様な職業能力開発機会の提供、技能を尊重する機

運を醸成するための技能振興施策の推進等職業能力開発制度について所要の改正を行うというもの。

「労働時間短縮促進法案」は、中小企業等において単独では労働時間の短縮を図ることが困難な状況にかんがみ、労使の自主性を尊重しつつ、地域・業種ごとに労働時間の短縮を図ることを容易にするための措置等を講ずることにより、労働時間の短縮を促進するための所要の立法措置を講ずるというもの。

石炭鉱業構造調整推進法案は、ポスト第八次石炭政策となる石炭鉱業審議会答申に沿って、石炭産業の構造調整を九二年度からの一〇年間で完了させるため、炭鉱離職者臨時措置法を含む石炭関係八法の改正・廃止を行おうというもの。

承認案件（地方自治法第一五六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件〔仮称〕）は、公共職業安定所出張所五カ所の設置について国会の承認を求めるというもの。

表2. 1992年度季節労働者対策関係予算（案）

区分	91年度当初予算	92年度予算案	比較増(△)減	備考
1、通年雇用奨励金	8,568,744千円	9,159,099千円	590,355千円	冬期支払賃金の1/2 (限度額47万円→49万円) 平均442千円→470千円 移動就労助成の新設（暫定措置）
2、冬期雇用安定奨励金	11,239,125千円	13,481,736千円	2,242,611千円	冬期支払賃金の1/2（50日分を限度） (助成対象日数 30日以上→35日以上) 平均215千円→236千円 (2年度対象者分)
3、冬期技能講習助成給付金 (1) 冬期技能講習助成金 イ、冬期技能講習費 ロ、冬期技能講習委託費	4,075,200千円 607,514千円 397,698千円 209,816千円	3,761,808千円 542,008千円 361,717千円 180,291千円	△ 313,392千円 △ 65,506千円 △ 35,981千円 △ 29,525千円	技能講習費 @11,700円→11,900円 技能講習委託費……委託に要する実費助成 平均30,000円→30,800円
(2)冬期技能講習受講給付金	3,467,686千円	3,219,800千円	△ 247,886千円	受講給付金 @102,000円→106,000円
4、通年雇用設備融資	(100,000千円)	(100,000千円)	(-)	
計	23,883,069千円 (100,000千円)	26,402,643千円 (100,000千円)	2,519,574千円 (-)	

(注)1、通年雇用奨励金は移動就労に対する助成措置が新設され、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の両制度は、1994（平成6）年度までの暫定措置として延長が図られている。

2、通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の3制度は、いずれも労働保険特別会計雇用勘定による。

3、()内の額は、財政投融资額で外数。

表3. 労働基準監督署等の職員定数

	平成3年度予算			平成4年度予算案			増減(△)		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
労働基準監督署	人 2,665	人 2,385	人 5,050	人 2,668	人 2,372	人 5,040	人 3	人 △13	人 △10
都道府県婦人少年室	206	0	206	221	0	221	15	0	15
公共職業安定所	8,310	4,489	12,799	8,307	4,467	12,774	△3	△22	△25
中央労働委員会	120	0	120	120	0	120	0	0	0

1992年度労働省関係予算案 における主な新規施策

《介護労働力確保対策関係》

- 介護労働者福祉基金（仮称）の創設（60億円。一般会計30億円、雇用勘定30億円。雇用促進事業団に出資）
※「介護労働者確保法（仮称）」関係。
- 介護労働者雇用管理改善等援助事業の実施（16億6200万円。雇用勘定）
 - ・ 介護労働者雇用管理改善等助成金制度の創設（1億0400万円。雇用勘定）
 - ・ 介護労働安定センターの新設（8億7500万円。雇用勘定）
※「介護労働者確保法（仮称）」関係。
- 福祉重点ハローワークの指定（1億8600万円。雇用勘定）

《介護休業制度普及対策関係》

- 「介護休業等介護に関する企業内福祉制度に関するガイドライン」モデル事業の実施（500万円。雇用勘定）——女性職業財団に委託。

《育児休業法円滑施行対策関係》

- 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度（仮称）の創設（18億5500万円。雇用勘定）
- 適用猶予企業に対する育児休業奨励金制度の創設（28億3700万円。雇用勘定）
- 育児休業代替要員確保対策の推進（2200万円。雇用勘定）

《労働時間短縮対策関係》

- 改正労働基準法実態調査の実施（1100万円。一般会計）
- 労働時間適正化促進事業の創設（2億3200万円。労災勘定）——（社）全国労働基準関係団体連合会に委託。
※「労働時間短縮促進法（仮称）」関係。
- 業種別労働時間短縮推進事業の創設（4900万円。労災勘定）
- 労働時間短縮の阻害要因の解消のための方策の検討（800万円。労災勘定）
- 所定外労働削減推進事業の実施（600万円。労災勘定）——（社）全国労働基準関係団体連合会に委託。

《労働安全衛生対策関係》

- 快適職場形成促進事業の創設（2億8100万円。労災勘定）——中央及び地方に快適職場推進センター（中央労働災害防止協会及び都道府県労働基準協会）を指定。
※労働安全衛生法等改正関係。
- 建設業店舗安全衛生活動活性化事業の実施（7900万円。労災勘定）——建設業労働災害防止協会に委託。
※労働安全衛生法等改正関係。
- 地方局における建設工事事前審査の実施（1000万円。労災勘定）
※労働安全衛生法改正関係。
- 国際基準に基づく化学物質の危険有害表示制度の推進（2000万円。労災勘定）——安全データシート等の作成については中央労働災害防止協会に委託。

《障害者雇用対策関係》

- 障害者雇用促進国際協力事業の実施（2100万円。一般会計）
※障害者雇用促進法改正関係。
- 精神障害者の雇用に関する調査研究の実施（400万円。雇用勘定）
- 精神障害回復者に対する職業訓練の実施（9100万円。一般会計）
- 精神障害者に関する訓練技法等の調査研究の実施（700万円→1400万円。一般会計）

《職業能力開発関係》

- 職業訓練短期大学校における在職者訓練実施〔専門向上課程（仮称）の設置〕のための施設整備（8億3400万円。雇用勘定）
※職業能力開発促進法改正関係。
- 都道府県立職業訓練短期大学校の設置（2億1300万円。雇用勘定）
※職業能力開発促進法改正関係。

《高齢者雇用対策関係》

- 総合的雇用環境整備事業の実施（7700万円。雇用勘定）——（財）高年齢者雇用開発協会等に委託。
- 繙続雇用移行準備奨励金（仮称）の創設（10億1700万円。雇用勘定）

《国際協力関係》

- 旧ソ連邦に対する技術支援の実施（5000万円。一般会計）
- 湾岸危機の影響を受けた諸国への支援（6000万円。雇用勘定）
（日本政府の資金拠出によりILOが実施する）。
- 海外進出を行う中小企業に対する相談援助の実施（2600万円。労災・雇用両勘定折半）
- 今後の外国人研修制度の在り方についての調査・検討（2200万円。一般会計）
- 外国人求職者等に対する対応の推進（2700万円。一般会計）
- 日系人就労適正化システムの構築に向けた体制の整備（一般会計4500万円（←3500万円）、雇用勘定3100万円（←0円）、計7600万円（←3500万円））

《その他》

- 炭鉱労働者雇用安定助成金制度（仮称）の創設（4億2400万円。石炭勘定）
※「石炭鉱業構造調整推進法案」関係。
- 建設労働の構造的問題に対応した新たな雇用改善対策の在り方に係る調査研究（300万円。雇用勘定）
- 人材地方還流促進事業の拡充（6800万円→1億0200万円。雇用勘定）
- 賃貸住宅居住者に対する地方の住宅情報の提供（1100万円。労災・雇用勘定）

表1. 失業対策事業費の概要（高齢・障害者対策部関係）

区分	3年度予算額	4年度予定額	対前年度比較 増(△)減額	対前年度 比率	備考
[一般会計]	百万円	百万円	百万円	%	[4年度予定] (3'予算)
失業対策事業費補助金	12,961	9,052	△ 3,909	69.8	・年齢要件 3.4.1以降65歳未満の者を紹介対象者とする。
1. 基本事業費	6,312	4,836	△ 1,476		・吸収人員 4,600人 (6,200人) ・労力費 3.2%up (3.5%up)
2. 生活相談員設置費	308	282	△ 26		・生活相談員数 445人 (500人)
3. 特例給付金	4,181	2,122	△ 2,059		・特例給付金 対象人員 2,080人 (4,114人) 単価 2,000千円(2,000千円)
4. 夏季年末対策費	683	514	△ 169		・支給日数 32.5日 (32.5日)
5. その他	1,477	1,298	△ 179		
特定地域開発就労事業費補助金	6,331	6,495	164	102.6	・対象人員 3,100人 (3,100人) ・事業費単価 14,110円 (13,730円) (労力費3.2%up)
職業転換対策事業費					
1. 失対引退者団体委託援助事業	1,344	1,309	△ 35	97.4	・対象人員 5,958人 (6,364人)
2. その他	12,930	13,830	900	107.0	・シルバー人材センター 640団体 (565団体)
計	33,566	30,686	△ 2,880	91.4	
[石炭勘定]					
炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金	2,771	2,365	△ 406	85.3	・吸収人員 560人 (720人) ・事業費単価 14,110円 (13,700円) (労力費3.2%up) ・特例給付金 対象人員 176人 (171人) 単価 2,000千円(1,500千円)
産炭地域開発就労事業費補助金	9,918	10,148	230	102.3	・吸収人員 2,940人 (2,940人) ・事業費単価 19,010円 (18,580円) (労力費3.2%up) ・炭鉱離職者就職促進手当 1,763百万円(4,008百万円)
計	18,673	16,147	△ 2,526	86.5	

農林水産省予算

一、農業予算分析

一九九二年度農林水産関係予算案は、前年度比一・四%増の三兆三一・八億円と、一九八五年度以来の三兆三〇〇億円台の回復となつた。しかし、国的一般歳出に占める割合は八・五六%と前年比〇・二五ポイント、引き続き減つた。

その内訳を見ると、公共事業費が一兆七五

二五億円と九一年度当初予算比三・七%、六一九億円の増となつた。また、一般事業費も一兆二一七二億円と、前年度比一・三%、一五一億円増となつた。しかしその一方で、食糧管理費が前年度から三一・一億円、八・三%減三四二一億円となつてゐる。また、生活関連重点枠二〇〇〇億円の配分は二八二億円と前年度比二・七%増となつてゐる。予算の五三%が公共事業、三七%が政策など一般事業、一〇%強がコメにからむ食糧管理費となつた。九二年度予算案で食糧管理費が八・三%も減つた背景には、水田転作面積が一三万ヘクタール緩和されたことがあげられる。

政策面では、「二一世紀に向けた先進的農業の育成」の中で、環境保全型農業の推進を

本格的に政策化した。環境保全型農業の振興や有機農業の推進は社会党も一貫して主張してきたが、欧米などで農業の環境への影響が指摘され、有機・粗放的農業や低投入による持続的農業（リサ）が展開されだしてきたことや、国内でも環境問題や食品安全に関心が高まつてることから、農水省としても取組を始めたものと思われる。環境保全型農業技術の普及や農業分野におけるリサイクルの推進など約六四億四〇〇〇万円を計上しているが、全地球的課題となつてゐる自然環境保全の見地からも環境保全型農業の充実・強化を急がねばならない。

構造政策では、青年農業者の確保対策が注目されよう。特に、若い農業者の就農促進対策のなかで、従来の農業後継者に加え、農外からの新規参入者に対する農業経営の立ち上がりに必要な資金として、農業改良資金で一二〇〇万円まで無利子融資するというものが特徴的である。新規学卒就農者が二〇〇〇人を割る今日、新規就農者、新規参入者等の確保は一刻を争う問題であり、農水省の姿勢は評価できる。しかし、そのためには、就農助成金や設備資金、経営円滑化資金等、青年層などの改正を受けて、どう森林内容の充実に予算を振り向けるかが問われていた。法改正での展望から見れば期待を裏切る予算編成といえそうで、今後の闘いが重要である。

「一般林政」森林法改正で、九二年度から「森林整備事業（投資五カ年）計画」がスタートする。森林造成という長期投資にもかかわらず、今まで投資計画はなかつたが、その規模は三兆九〇〇〇億円、当初計画した一昨年八月の概算要求より六四〇〇億円。ダウン。

さらなる政策上の充実がなされなければならぬ。

九二年度予算案は、担い手育成、農村活性化などに力点を置いているが、基本的には從来型の予算である。現在農水省は、ガット農業交渉を睨みつつ「新政策検討本部」を中心におこなう。農政改革を検討中であり、九三年度予算から大きく政策変更がなされる可能性もあるが、わが国農業にとって現在もっとも重要な課題は後継者対策と同時に過疎化、高齢化などで崩壊の進む中山間地域対策であろう。これらの課題を中心とした抜本的な政策を組まなければわが国農業は内側から崩壊はじめるであろう。

二、林野庁予算分析

九二年度の林野関係予算は、昨年の森林法などの改正を受けて、どう森林内容の充実に予算を振り向けるかが問われていた。法改正での展望から見れば期待を裏切る予算編成といえそうで、今後の闘いが重要である。

「一般林政」森林法改正で、九二年度から「森林整備事業（投資五カ年）計画」がスタートする。森林造成という长期投資にもかかわらず、今まで投資計画はなかつたが、その規模は三兆九〇〇〇億円、当初計画した一昨年八月の概算要求より六四〇〇億円。ダウン。

昨年八月の概算要求よりも一四〇〇億円削られた。また同じく来年から第八次治山事業五カ年計画が発足するが、一兆七六〇〇億円で、前計画の一四〇%の伸びを確保、概算要求からみれば三五〇〇億円の減。山地災害箇所が一八万箇所もあるといわれるなかで、国土保全の懸念も残る計画である。

年度予算では、総額四四三七億円のうち新規事業が一二二項目、一二二二億円にも達する。

民有林・国有林一体の流域管理という法改正の考えを生かし、森林整備促進緊急対策事業

(四五億円)、流域ネットワーク林道整備事業(三一億円)、流域林業活性化協議会等の二年度目の予算化も認められた。労働者対策も緊急だが、就労条件整備・災害防止緊急対策・担い手対策などに一二億円あまりが計上。だが緊急に整備する森林・労働者対策からみても手薄な予算である。また、国際的な森林保全の課題に向けてODA等の予算は、前年比一二四・五%と破格の伸びだが、総額は八億円、林野予算の二%弱に過ぎない。

〈国有林野事業〉総額六一五五億円、予算の伸びは一〇〇・八%。しかし、支払い利子・償還金など差し引くと九八・九%のマイナス予算である。国有林野事業特別会計法改正で、経常事業部門と累積処理部門と区分したが、経常部門への一般会計繰入は一七五億円(昨年度比二五億円増)。民有林の造林・林道予

算の助成からみても七〇億円も不足である。こうしたことから、定員を三一六一人削る予算だが、材価の低迷もあって事業の運営は容易ではない。また、累積債務処理では、初めて元本償還に一般会計の繰入が認められたが、わずかに一・六億円。経常・累積合わせた借金は二六〇七億円で、本年度から減少しかけた借金が増加に転じた。

三、水産庁予算分析

九二年度水産予算総額は、三、五七五億八四〇〇万円で、前年比の伸び率は二・二%となっている。内非公共予算は一〇七四億〇五〇〇万円(構成比三〇%、伸び率一・一%増)、公共予算三五〇三億八〇〇〇万円(七〇%、四%)となつておらず、いつものことながら政策予算が少ないのが、水産予算の特徴である。公共予算のうち漁港予算二〇五五億〇九〇〇万円(公共予算に占める割合八一・一%、伸び率三・九%)、沿岸漁場整備開発予算二七六億三九〇〇万円(一一%、四・六%)といつた配分である。

今年度新規予算を抽出してみると、沿岸漁業整備開発事業のうち、日本海の水深二〇〇メートル以上の大水深域に分布するズワイガニ等を対象とした増殖場の開発を、関係都道府県が連携を取りつつ造成する、大水深増殖

造成事業三億円(公共)は、その予算規模こそ小さいが海底牧場をめざす意欲的な構想として評価してよい。また、生活関連予算二〇〇億円の一環として、美しい村づくり特別対策費一八億一三〇〇万円のうち、漁港漁村美しい村づくり(沿岸漁業構造改善事業)三億円、漁場・海岸の美化運動の展開と、沿岸水域において堆積した廃棄物の回収を推進する水域環境クリーンアップ事業一億〇四〇〇万円などがある。これもアイデアであろう。政策予算面では、海産哺乳動物や海鳥を混獲し、虐殺する「死の壁」として環境保護団体から非難され、本年一二月にモラトリームとされた太平洋上の公海における赤いか流し網漁業対策として、代替え漁法開発緊急調査費二億七八〇〇万円を計上している。当然の予算措置というべきであるが、しかし、流し網漁業関係者によると、赤いからは魚群層が薄く、しかも体重が五・六キログラムと重く、釣りでは釣針にかかったとしても身体の部分は途中で脱落し、船に引き上げることのできるのは、足ばかりという可能性が強いことを指摘しており、結局、流し網でしか漁獲できないと悲観的であり、廃業せざるをえないとその問題点を指摘している。やがて減船補償の問題が表面化するであろう。

こうした問題に関連して水産庁は「今年は

漁業と環境にからむ問題が從来以上におこりそうだ」として、地球環境保全対策室を発足させたが、まだ腰は座っていないようだ。しかし、その予算措置は、漁場環境保全対策としてわが国漁業の地球環境への貢献のための漁船を活用した海洋環境データの収集及び地球環境汚染状況の把握のために予算一億五〇〇万円を計上していることは評価してよいだろう。こうした予算是今後積極的に予算規模を拡大していく、地球環境の保全に貢献することによって、日本の漁業を環境保護団体に理解させる努力を続けるべきである。

通産省予算

一、概要

通産省予算は、一般会計のほか、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計、電源開発促進対策特別会計、特許特別会計、貿易保険特別会計などからなっている。

一九九二年度通産省所管一般会計予算案は八五〇八億円（対前年度当初比±以下同じ）八・二%増）、このうち石特会計への繰入れを除いたいわゆる政策経費は三七八八億円

（七・〇%増）で、一般歳出のわずか一%程度となる。また、石特は六三九八億円（二・四%増）、電特は四一二四億円（六・一%増）、特許は七二一億円（一五・四%増）、貿易保険は一兆一六二八億円（三・四%増）である。

内容では、九〇年代の通産政策ビジョンに基づいて「国際社会への貢献と自己改革の推進」「ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現」「長期的経済発展基盤の確保」の三本柱でまとめられているが、特に九二年度においては①貿易・投資分野における国際交流促進、②地球環境対策、③産業業務施設再配置促進、④伝統と個性を活かした社会の実現、⑤物流効率化対策、⑥産業科学技術研究環境・条件の整備、⑦地域中小企業の活性化対策――を重点的に進めるとしている。

以下、主要な項目を概観する。

二、国際貢献

第一の柱である「国際社会への自己改革の推進」では、活発な相互交流を通じて緊密な国際関係の構築に努めるとともに、世界経済の発展のために自らの持つ経済力、技術力等を駆使し、積極的に国際社会への貢献を図っていくこととされ、特に重点施策として、年頭の日米首脳会談での経済・貿易関係アクションプランにもうたわれた貿易・投資交流の

促進支援策を打ち出している。

今国会に提出される「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案（仮称）」では、まず輸入促進措置として、国際空港・港湾周辺地域等の輸入関連施設や輸入促進地域において、わが国市場へのアクセスを支援するため、第三セクター等による輸入インフラ（共同物流施設、輸入品展示場、各種輸入支援施設、共同卸・加工施設等）の集中的整備を図るなどの支援措置、特定製品の輸入円滑化のための債務保証等の措置を講ずることとしている。また、対内投資事業円滑化措置として、外資系企業のために従業員研修やマーケティング情報・就職情報の提供等を行う事業に対する支援措置、特定の対内投資事業者（設立後五年以内の子会社）外資比率1/3超又は支店、国際経済環境との調和ある発展に資する事業等として政令で指定する事業）に対する債務保証等の支援措置等を講ずることとしている。

地球環境対策としては、発展途上国に対する環境・エネルギー政策対話を進めつつ、脱硫対策など技術の実証調査による発展途上国の地球温暖化、酸性雨対策への技術支援を行うとともに、開発調査協力、研修生受入れなど総合的なエネルギー・環境経済協力を推進するとしている。

（以下、○印の主要個別項目においては、単

位・百万円、かっこ内は九一年度予算、#印は特別会計を含む額とする。)

- (1) 世界経済の発展に対する積極的貢献
- 輸入促進地域等に対する支援 #三、〇
- 四 (〇)
- 対日直接投資の促進に対する支援 #五一二 (#一四六)
- 対日輸出有望商品発掘専門家派遣事業
- 貿易保険特別会計繰入れ #一〇、六〇
- (八、五〇〇)
- 経済協力の総合的推進 (ODA) #二二、一八五 (三一、〇七六)
- 独立国家共同体（旧ソ連邦）に対する技術的支援の推進 #一二四 (五七)
- 東欧支援の拡充 #五四一 (四四九)
- (2) 環境問題克服への積極的貢献
- 環境技術移転に係る総合的支援 (グリーン・エイド・プラン) の推進 #二一、六九一 (七五〇)
- 地球環境産業技術開発等 #七、九三三 (#六、七四八)
- 化学物質の総合安全・環境対策 (ケミカル・セイフティ・プログラム) の推進 #三九〇 (二九五)

第二の柱である「ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現」では、東京一極集中の是正と地域の活性化を積極的に推進すること、伝統と個性を活かし、高齢者や障害者も生きがいを持って暮らしうる社会の実現に向けて取り組むこと、消費者の視点を重視した行政を推進することなどがうたわれている。

今国会に建設・通産など五省庁共管で提出される「地方拠点都市地域の整備及び産業務機能の再配置の促進に関する法律案」では、地方拠点都市地域の拠点地区としての新産業文化業務拠点（オフィス・アルカディア）の整備のため、立地企業に対する支援や地域公団による団地造成、第三セクターによる産業業務機能支援中核施設整備を進めるとしている。また産業業務施設の移転を促進するため、移転企業に対して課税の特例などの支援を行うとしている。

また、同じく今国会に提出される「伝統的工芸品産業振興法一部改正案」では、これまでの产地振興事業に加えて、共同需要開拓事業、伝統的工芸品の技術等を活用した新商品の開発・製造事業、後継者確保・育成のための支援事業などが盛り込まれており、これに對応して地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援センター（地域手作りカレッジ）の設置に対する補助金その他の支援措置を行うとしている。

このほか、改正大店法の施行も踏まえ、引き続き商業対策を進めるとしている（別項参照）。

- (1) 東京一極集中の是正と地域の活性化
- 産業再配置促進費補助金 #五、六〇
- 七 (#五、一一〇)
- (2) 伝統と個性を活かした社会の実現
- 伝統的工芸品産業振興対策 #五〇二 (四二五)
- 重要な地域技術の研究開発 #三六八 (二七六)

四、長期的経済発展基盤確保

第三の柱である「長期的経済発展基盤の確保」では、新たな発展への活力を生み出す技術開発を積極的に進めるとともに、エネルギー制約因子の克服に向けた需給構造の改革を始めとする中長期的視点に立ったエネルギー政策、わが国経済の活力の源である中小企業の活力の維持・発展に向けた施策、情報化施策、望ましい産業金融制度の整備・拡充等の各般の施策を講じるとしている。

重点項目としては、科学技術の国際的な創造と交流のための体制整備として、工業技術院筑波研究センターなど現在九つある通産研究所の創設、また、大型工業技術や省エネ

・新エネ技術、医療福祉機器技術、新情報処理等の研究開発プロジェクトの積極的推進を挙げている。

この他、地域中小企業創造的発展支援、物流効率化総合対策等の中小企業を講じるとしている（別項参照）。

(1) 研究開発の積極的推進

○ 横断的・融合的研究領域に対する研究の取り組み強化等 〃一、九三一（四一五）

○ 原子・分子極限操作技術（大型プロジェクツの一部） 〃二九（〇）

○ 大型工業技術研究開発（大型プロジェクト制度） 〃一四、七〇三（#一四、三一二）

○ 次世代産業基盤技術研究開発 〃八、一七三（#七、八六九）

(2) 中長期的視点に立った資源エネルギー政策の推進

○ 大型省エネルギー技術研究開発（ムーライト計画） 〃一、六一四（#一、三二三）

○ 新エネルギー技術研究開発（サンシャイン計画） 〃二六、四七〇（#二四、八一七）

(3) 情報化の推進

○ 開放型基盤ソフトウェア研究開発評価事業等の推進（オープン・システム化の推進） 〃五七一（二九）

中小企業対策予算

一、概要

一般会計のうち中小企業対策費は六億円増の一九五六億円（対前年度当初比〇・三%増）で、このうち通産省所管分が一三七一億円、

大蔵省所管分が五四〇億円、労働省所管分が四四億円となつていて。来年度予算では、この中小企業対策費以外に中小企業物流効率化対策関連で石特会計において一億円を確保しております。これを加えると対前年度比七億円の増、八一年度予算以来一一年ぶりの高い伸びと説明されている。中小企業庁は来年度に①地域中小企業の創造的発展に対する支援、②中小企業の物流共同化・効率化への支援、③魅力ある商店街・商業集積等の商業対策、④人手不足への対応、⑤中小企業に対する資金支援、⑥小規模企業対策一を推進する。

中小企業対策予算は、別掲図表の通り、予算編成にシーリング方式が導入された八一年度から九〇年度まで一貫して減少し続け、ようやく三年続けて微増基調となつた九二年度予算案でも一〇年前に比して二一・八%減となつていて。この間に一般歳出に占める同予算の割合も〇・七八%から〇・五一%に低下している。なお、図表では、商工会・商工会議所への補助金である小規模事業指導費補助金が突出して増加し続け、中小企業対策予算に占めるシェアが一〇年間で二倍近くに拡大してきたこともわかる。

二、中小企業施策体系の全般的見直しへ

中小企業庁は、今まで広範多岐にわたって展開されてきた中小企業施策について、消費者ニーズの多様化・高度化やサービス経済化の進展等による中小企業構造の変化等の内外の環境変化の中で、今後、その目的・対象・効果等について全般的な見直しを行い、中長期的にも整合性のとれた施策の総合的体系化を図るとしている。このようなねらいのもとで、来年度の新たな施策として重視されているのは、地域中小企業の創造的発展に対する支援措置である。

今国会に提出されている「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案」では、高付加価値化や新事業展開、新分野進出等の創

造的な事業展開を行おうとする中小事業者・事業協同組合等に対する国と県との補助を行う等の措置が検討されている。

また、もう一つ新施策は中小企業の物流共同化・効率化に対する支援措置である。同じく今国会提出の「中小企業流通業務効率化促進法案（仮称）」では、共同配送センター等の計画策定やモデルケース等に対して同じく国や県の補助が検討されている。

三、主要個別項目

- (1) 地域や伝統に育まれた技術等を活用した中小企業の創造的発展に対する支援
地域中小企業が、地域や伝統に育まれた技術等の経営資源を活用した創造的な事業展開を行う際の予算・税制・金融上等の支援措置について、新法制定を含め検討。
- (2) 地域中小企業創造的発展支援＝一、〇六〇（〇）
○ 中小企業大学校の地方展開等による人材養成＝二、六三八（一、三八四）
○ 中小企業の物流共同化・効率化への支援検討。とりわけ、物流対策を単独では講じ
- (3) 物流効率化総合対策＝八三一（三三五）
○ 物流効率化総合対策の着実な推進
拡充
魅力ある商店街・商業集積等商業対策の総合的な流通対策を引き続き推進するとともに、個々の商店の魅力向上のためのソフト面の方策について検討。

- (4) 中小企業における人手不足問題への対応
中小企業の人手不足問題に対応するため中小企業労働力確保法による雇用管理の改善施策の一層の充実や、中小企業のイメージ改善策等について検討。
- (5) 中小企業労働力確保対策（中小企業イメージ改善策等）＝一、一八一（一、〇一〇）
○ 中小企業の労働力不足克服のための技術開発等＝一、三七三（一、二六〇）
○ 中小企業に対する資金支援
金融自由化の進展及び金融制度改革を踏まえ中小企業に対する資金支援の充実を図ることのが困難な中小企業の物流の共同化・効率化への取り組みに対する支援を検討。
- (6) 小規模企業対策の着実な推進
商工会、商工会議所における経営改善普及事業の充実を引き続きとともに、情報化に即した商工会等の連携強化に資する情報システムの整備を行う等、小規模企業対策を着実に推進。
- 小規模事業指導費補助金＝五一、五四八（五〇、二四〇）

る。

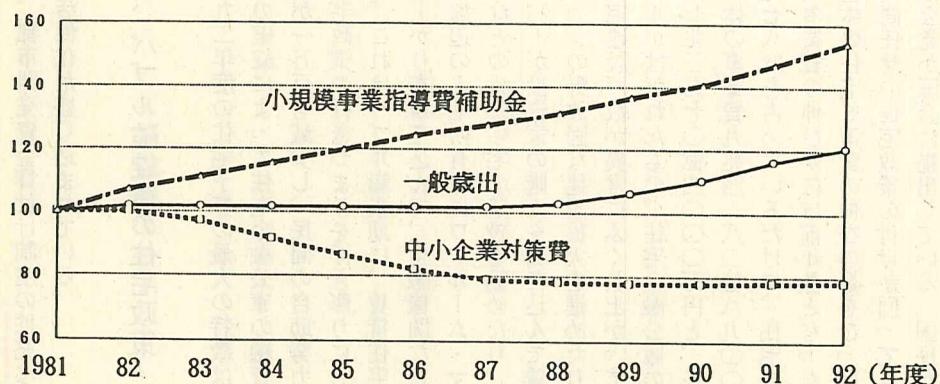
一般歳出に占める中小企業対策費のシェア及び中小企業対策費に
占める小規模事業指導費補助金のシェア (当初ベース)

()内は対前年度比 単位: 億円

年 度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度
一般歳出 (A)	320,504	326,200 (+ 1.8%)	326,195 (△ 0.0%)	325,857 (△ 0.1%)	325,854 (△ 0.0%)	325,842 (△ 0.0%)
中小企業対策費 (B)	2,497	2,500 (+ 0.1%)	2,427 (△ 2.9%)	2,292 (△ 5.6%)	2,162 (△ 5.7%)	2,052 (△ 5.1%)
小規模事業指導 費補助金 (C)	341	365 (+ 7.2%)	379 (+ 4.0%)	394 (+ 3.9%)	409 (+ 3.8%)	425 (+ 3.9%)
B/A(%)	0.78	0.77	0.74	0.70	0.66	0.63
C/B(%)	13.66	14.60	15.62	17.19	18.92	20.71

年 度	87年度	88年度	89年度	90年度	91年度	92年度 (案)
一般歳出 (A)	325,834 (△ 0.0%)	329,821 (+ 1.2%)	340,805 (+ 3.3%)	353,731 (+ 3.8%)	372,382 (+ 5.3%)	386,988 (+ 3.9%)
中小企業対策費 (B)	1,973 (△ 3.8%)	1,952 (△ 1.1%)	1,942 (△ 0.5%)	1,943 (+ 0.1%)	1,950 (+ 0.4%)	1,956 (+ 0.3%)
小規模事業指導 費補助金 (C)	436 (+ 2.6%)	449 (+ 3.0%)	466 (+ 3.8%)	480 (+ 3.1%)	502 (+ 4.6%)	525 (+ 4.6%)
B/A(%)	0.61	0.59	0.57	0.55	0.52	0.51
C/B(%)	22.10	23.00	24.00	24.70	25.74	26.84

1981年度=100とした中小企業予算の推移



建設省予算

一、建設省予算の概略

建設省は一九九二年度が四三〇兆円の公共投資基本計画の二年目であることから、住宅、下水道をはじめとして国民生活に密接に関連した公共事業を中心に予算の大幅な伸びを狙った。一般公共事業費は国費のベースで、生活関連重点化枠の一三二三億六〇〇〇万円、NTTの売却益を活用した事業費のうち補助金型のB型七五六五億四二〇〇万円を含めて、約5%増の五兆四七三億五六〇〇万円、これに財政投融資、地方自治体の負担分、公社・公団などの自己資金などを加えた一般公共事業費ベースでは二一兆七九八二億二八〇〇万円で、約4%増と、国費の伸びよりも若干下回っている。さらに、災害対策や官庁営繕などを加えた建設省関係の総事業費でも、二兆八〇〇九億九五〇〇万円で対前年比4%増となっている。これは後述するように、住宅金融公庫の融資戸数を前年よりも一万戸縮小させたことが影響したもので、ここにもバブル崩壊の影響が顔をのぞかせている。

事業分野ごとに見ると、公園、下水道、市街地再開発などの生活密着型の事業である都

市計画関連の事業が、国費で5%増、事業費で6%増と伸びが目立つ。住宅対策費は、住宅金融公庫の事業費の微減で、約2%増と伸び悩んでいるが、住宅金融公庫の事業費を除くと事業費ベースで一一%増と、大幅に伸びていることが分かる。

五カ年計画の関係では、九二年度から新たに「第八次治水事業五カ年計画」が、一七兆五〇〇〇億円の投資規模でスタートする。一方、第一〇次道路整備五カ年計画は九二年度が最終年度となり、九三年度からの第一次計画に向けて準備作業が本格化する。

財政投融資の関係では、投融資額は建設省関係機関の総計で対前年比6%増の一〇兆九六五七億円で、自己資金との合計では、対前年比3%増の一五兆六九六〇億七八〇〇万円に止まっている。大幅に伸びているのは、財投額で一七%増の住宅・都市整備公団をはじめ、事業が最盛期を迎える三三%増の東京湾横断道路株式会社、新たな低利融資事業も開始する二三%増の都市開発資金融通特別会計など。逆に、住宅金融公庫の、自己資金と合計した事業額が対前年比で4%減少しているのが、ここでも目立つ。

重点施策としては、「特定公共用地等先行取得資金融資制度」の新設、「代替地情報バンク」づくりなど公共用地確保の対策、地方公共団体活性化のための「地方拠点都市地域

整備法案」を通常国会に提出することと歩調を合わせた「地域活性化住宅融資制度」の創設、都市開発資金貸付け制度の拡充などの地方活性化が盛り込まれている。

二、バブル破綻後の住宅政策

九二年度の住宅予算の最大の特徴は、バブルの破綻によって住宅金融公庫の融資計画戸数が一万戸も減少し、民間の自助努力頼りの住宅政策の行きづまりを浮き彫りにしたことだ。これはバブル膨張期に、賃貸住宅家賃の値上がりを当て込んで、金融機関などが大都市周辺の土地所有者にワンルーム・マンションなどの賃貸住宅の建設を勧めたり、デベロッパーが投資家の購入を当て込んで賃貸マンションの野放団な建設拡大を進めたりして、住宅建設戸数が異常にふくれ上がっていたバブルがはがれたもの。住宅金融公庫の事業費は七兆三五七〇億四〇〇〇万円と、住宅対策全体の事業費九兆四二八一億八九〇〇万円の事業費の伸びがほぼ前年並となつたことは、全体の住宅対策費の伸びの足をひっぱつた。民間任せの住宅政策の付けが回ってきた形だ。社会党が国会に提出している「国民が必要としている住宅を提供することは国の責任」という原則に立った「住宅基本法」の早期成立

の必要性がますます高まつたといえよう。

そこで、公共賃貸住宅に国民の注目が集まつてゐるが、公営住宅及び地域特別賃貸住宅などの新規供給戸数は、新規建設分で五万八〇〇戸、既設公営住宅改善戸数で一万三〇〇戸と、前年度と全く変わらない。住宅都市整備公団の賃貸でも、わずかに一〇〇〇戸増えて一万二〇〇〇戸になつただけで、期待外れと言わざるをえない。

ただ施策のなかでは公社・公団の老朽化した住宅を建て替えて戸数を増やす「公共賃貸住宅建て替え一〇ヵ年戦略」の策定と推進、その際従前から居住している高齢者など、賃貸負担能力の低い世帯に対する家賃激変緩和補助の拡大、公団の建て替え団地への公営住宅の併設などの措置を進めることができ盛り込まれている。

中堅労働者に対する地域特別賃貸住宅制度の拡充については、三大都市圏の市街化区域内農地に対し、長期営農農地制度が廃止されたことに伴い、農地所有者による世帯向け賃貸住宅の供給を促進する目的で、従来からの農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給費が、国費で二〇%、事業費で三九%拡大されたりほか、ドイツの「社会住宅」に似た、借り上げ公共住宅の「パートナーシップ公共住宅」ととなつた。家賃対策補助費が、国費で一〇

三%、事業費でも八四%伸びたことと合わせ、新しい芽として注目される。

建設省が住宅予算の目玉としているのは、一連の地方拠点都市整備計画の一環をなす「地域活性化住宅」制度の創設だ。自治体などが供給する賃貸住宅が一五〇〇戸、地域活性化分譲住宅一〇〇〇戸の建設を計画している。特に分譲住宅では、住宅金融公庫の融資限度額を割り増すほか、地方自治体も公庫融資の利率を一%引き下げる制度の利子補給をするというものだ。賃貸住宅についても、国の補助率を拡大することにしている。

その他、市街地再開発及び住環境整備事業として、大都市地域の木造賃貸住宅等の密集地区について、「木質再生アクションプログラム」の策定の推進と良好な市街地住宅の供給、住環境の整備が重点事業とされている。事業推進のため、高齢者などの従前居住者に上げ型従前居住者用賃貸住宅制度の創設、一定の有効空き地を確保する建て替え事業に対する補助の拡大などの新規施策が併せて新設され、予算額でも、国費で四六%、事業費でも四八%増額されている。

三、中小市町村に力点の下水道予算

九二年度の下水道予算は国費が八九八一億

七一〇〇万円、事業費で一兆七〇七六億七六〇〇万円で、伸び率は国費、事業費ともに五%となっている。下水道事業では、地方単独事業の比重も大きく、これも加えると一躍二兆四九九七億〇九〇〇万円と、一兆円台の半ばに躍り出る。

今回予算額が大きく伸びた事業は、「特定環境保全公共下水道」で、これは中小町村の、とりわけ水源などに近い環境保全に特別な配慮を必要とする地域の下水道整備事業。昨年過疎法の改正によって県による下水道設置事業の代行制度がつくられたこともあり、九二年度から新規に八二ヵ所で事業に着手する運びで、国費、事業費ともに四七%の大幅な伸びを確保した。生活関連重点化枠で、町村の長期未使用の公共下水道に対する予算一四二億円が確保されたことも合わせて、下水道事業の重点が中小市町村にも及んできていることがうかがえる。下水道事業は自治体にとって大きな財政負担となるだけに、今後は、財政力の弱い町村の財政負担軽減を図ることが大きな課題となる。

また、昨年の下水道法改正案の審議の際にも、大きな問題となつた農水省の集落排水事業、厚生省の合併浄化槽設置事業等類似事業との調整を図る課題について、都道府県が下水道等の整備区域、手法、スケジュールなどを盛り込んだ「全県域下水道化構想」を策定

する参考となるよう、建設省が「構想」策定のための指針を作成することとなつたことも、注目される。

公園事業では、建設残土や排氣物の処理施設と一体的に整備する都市公園事業の推進、公園用地確保に借地方式を導入することが目立つ程度。

建設省の統一テーマとなつてゐる地方拠点整備では、従来からの「新都市拠点整備事業」、「定住拠点緊急整備事業」、「地域創生総合都市開発事業」の三事業を統合して、「都市拠点総合整備事業」を創設することとしている。国費、事業費ともに二五%の伸びを確保しているが、単なる制度いじり以上の成果を生み出せるか。

四、有料道路に傾斜した道路予算

九二年度は第一〇次道路整備五カ年計画の最終年度に当たる。一〇次五計を完全達成し、一一次五計に向けた準備作業を軌道に乗せることが目標だつた。まず一〇次五計の達成率を見ると一般道路事業で九二・二%、有料道路事業で一〇〇・八%で、国の直轄事業と補助事業を合わせた進捗率は九四・五%。これに対しても、地方自治体の単独事業は一一・七%と、超過達成し、単独事業に助けられる形で第一〇次五計は全体として九九・八%と、

ほぼ目標を達成している。直轄事業と補助事業の一般道路分が立ち遅れ、有料道路と地方道路整備をめぐる環境が大きく変化していることから、二〇二〇年までを視野に置いた新たな道路整備の長期計画づくりに取り組む。

これまでの長期構想は基本的には一九六七年につくられたもので、新五計策定ごとにこれの一部手直しを行つてきたり過ぎないだけに、国土構造の変化、環境保全、国民のライフスタイルの変化等にどう対応するか、注目していかなければならぬ。

拠点都市整備関係では、地域高規格幹線道路の整備を推進することが盛り込まれた。事業の着手は九三年度からで、来年度は調査、基準作りが行われる。これは、高速道路などを高規格幹線道路と中核都市、中核都市間などを、立体交差等を備えた準高規格道路で結んだネットワークをつくろうというもの。これと並んで、地域が緊急に整備を必要としている道路について、補助事業と単独事業を組み合わせた地方特定道路整備事業が実施されることとなり、国と地方自治体の合計で、五五〇億円程度の事業が行なわれる見通しどうつたことも注目される。

とが特徴か。

最近の洪水被害では、都市の中小河川の氾濫がしばしば起こつてゐるが、それに備えるための都市河川改修の事業費が対前年比一%増と伸び悩んでいる。

新規事項では、洪水が起こりやすい地形の地域や大都市のゼロ・メートル地帯で、河川堤防の改修などと合わせて、堤防外に第一、第三の堤防とも言ふべき「氾濫流制御施設」を設ける「耐水型地域整備事業」の創設。雲仙・普賢岳の火山噴火災害で立ち遅れが指摘

や、けものの道の確保、スーパー・グリーンベルトや歩行者のための休憩施設の整備など単独事業でなんとか形を整えた。

さて、第一一次五計の準備作業のなかでは、「環境にやさしい道路づくりのための環境対策特別推進事業」が開始されることも注目に値する。

五、都市中小河川改修が急務に

河川整備関係では、九二年度を初年度とする第八次河川整備五カ年計画がスタートする。

投資規模は一七兆五〇〇〇億円で、第七次五計と比べて事業費は一・四倍となる。整備目標は時間雨量五〇mmの増水に耐えられるレベルに整備された河川の率(氾濫防御率)を約八%向上させて五三%程度とする。河川改修などの從来からの治水事業のほか、「良好な水辺空間の創造」などに配慮しているこ

生活関連重点化粧調べ

(単位:百万円)

所管別	3年度		4年度	
	公共事業	その他	公共事業	その他
警察庁	602	—	602	—
科学技術庁	741	—	741	741
環境庁	1,208	—	1,208	1,208
沖縄開発庁	306	—	306	306
国土庁	400	300	100	390
文部省	7,542	—	7,542	7,589
厚生省	11,443	7,398	4,045	12,033
農林水産省	27,710	24,009	3,701	28,201
通商産業省	3,117	102	3,015	3,096
運輸省	14,511	12,291	2,220	13,141
郵政省	1,003	—	1,003	1,013
建設省	130,900	130,900	0	131,163
自治省	517	—	517	517
計	200,000	175,000	25,000	200,000
			175,000	25,000

(注) 公共事業は関係所管ベースである。

生活関連重点化粧のうち「公共事業関係費」

(単位:百万円、%)

省庁名	事業名	3年度	シェア	4年度	シェア	増減額
建設省		130,900	74.80	131,163	74.95	263
	治海道路整備	12,498	7.14	12,508	7.15	10
	宅下公水園等	529	0.30	529	0.30	0
	公再開発	37,470	21.41	37,550	21.46	80
		35,381	21.22	35,456	20.26	75
		37,470	21.41	37,550	21.46	80
		7,552	4.32	7,570	4.33	18
		6,047	3.46	6,060	3.46	13
		1,505	0.86	1,510	0.86	5
農林水産省		24,009	13.72	24,500	14.00	491
	治漁農業林道	1,092	0.62	1,404	0.80	312
	漁業農村整備	442	0.25	442	0.25	0
	造林沿岸漁場整備	2,895	1.65	2,956	1.69	61
	離島電気	15,646	8.94	15,972	9.13	326
		1,356	0.77	920	0.53	△436
		2,278	1.30	2,500	1.43	222
		300	0.17	306	0.17	6
		0	—	0	—	0
運輸省		12,291	7.02	10,921	6.24	△1,370
	海港空港鉄道新幹線	560	0.32	560	0.32	0
	岸湾防災	8,802	5.03	7,774	4.44	△1,028
	港防災	2,929	1.67	2,587	1.48	△342
	港防災	0	—	0	—	0
	新幹線	0	—	0	—	0
通商産業省	工業用水	102	0.06	95	0.05	△ 7
厚生省		7,398	4.23	8,031	4.59	633
	環境衛生簡易水道	7,311	4.18	7,944	4.54	633
		87	0.05	87	0.05	0
国土庁等	調整費等	300	0.17	290	0.17	△ 10
一般	公共計	175,000	100.00	175,000	100.00	0

された、火山監視、警戒非難体制を整備、拡充する「火山噴火警戒非難対策推進事業」の創設などが注目されるところ。

六、泥縄の公有地拡大策

建設経済局の施策のなかでは、公共用地対策として、特定公共用地等先行取得資金融資制度の創設と、「代替地情報バンク」づくり

のためのシステム整備を行うこととしているのが目立つ。これは、この間の地価暴騰によって公共事業用地の確保が極めて困難となり、用地ストックが底をついたため、泥縄式に設けたもの。都道府県や政令指定都市の土地開発公社が事業用地を先行取得する場合に、都市開発資金融通特別会計を通じて低利融資を行う制度、都市開発資金融通特別会計に対して一般会計から一〇億円、資金運用部から

六五億円を繰り入れて計七五億円を土地開発公社に貸し付ける。その際、当該土地開発公社を所管している自治体も都市開発特会と同額を貸し付けることになつており、土地開発公社の総事業費は一五〇億円が確保される。そのさい、土地開発特会からの融資金利は財政投融资利よりも一%程度低い金利が適用される。

第8次治水事業五箇年計画(案) (単位:億円)

区分	第8次五箇年計画(案) (平成4年度~平成8年度)			第7次五箇年計画 (昭和62年度~平成3年度)		倍率 8次 7次
	計画額	4年度予算額	進歩率(%)	計画額	実施額	
治水事業	109,000	18,307	16.8	80,000	88,016	1.36
災害関連・地方単独事業等	40,100	7,233	18.0	21,400	23,370	1.87
調整費	25,900			23,600	-	1.10
治水投資計	175,000	25,540	14.6	125,000	111,386	1.40

- (注) 1. 実施額の62~3年度には、補正等を含み、4年度は当初予算額である。
 2. 実施額の63~3年度、4年度予算額には、NTT-A型を含む。
 3. 3年度以降の災害関連・地方単独事業等は見込値である。

国 土 庁 予 算

九二年度の国土庁予算は、公共事業関係費二六七二億八〇〇〇万円、行政部費三四〇億四八〇〇万円の計三〇一三億一八〇〇万円となつており、対前年比五%増で、初めて三〇〇〇億円台に乗せた。公共事業関係費は、水資源開発、離島振興、農村総合整備、国土総合開発事業調整費等で、これら事業の実施はほとんどが、建設、農水などの官庁によって実施される。総合調整官庁としての特徴は、むしろ行政部費にある。

九二年度予算全体の共通テーマの一つとなつてゐる地方拠点都市地域整備関係では、計画・調整局の地方都市交流実態調査費(一一〇〇万円)、農山漁村と一体となつた地方都市圈整備方策調査費(一二〇〇万円)が計上された。

行政部費の中で大きな比重を占めている総合的土地対策費は、対前年比一五%増と群を抜いた伸び率になつてゐる。注目されるのは土地の所有、取引、利用、地価などの情報を総合的、系統的に整備するための土地基本調査を実施することとなり一〇億〇一〇〇万円の調査費が計上され、土地情報課も新設されること。総合的な土地情報の不備が指摘されこと久しく、各方面から要望されていたものだ。

土地対策では、これまでの地価公示(年一回)に加えて、年四回の短期地価動向調査が実施されることになった。調査地点は八〇〇地点で、三大都市圏中心のミニ調査だが、地価が大きく変動する局面では、年一回の地価公示では、的確な対策が困難との指摘も多かつただけに、期待される。なお、従来からの地価公示の地点も一万七一五地点から二万〇五五五地点へと大幅に増設される。

大都市圏整備局関係では首都機能の移転再配置に関する調査費が二〇〇〇万円増額された。首都機能の移転に関する懇談会が二月末に中間報告、六月に本報告を出す予定で、国会の動きも視野に入れ、首都移転の動きが本格化することに備えたようだ。

地方振興関係では、豪雪地帯対策、離島振興対策などで新しい施策を打ち出そうとしているが、抜本的な地方振興策は打ち出せず、バブル経済の崩壊局面で、環境、地域経済両面から大きな問題となつてゐるリゾート開発についても、「基本構想の着実な実施」を謳つてゐるだけで、無策ぶりをさらけ出している。

運輸省予算

鉄道整備基金

一九九二年度の運輸省関係予算の特徴を一言で言えば、従来と代わり映えのしない、特徴のない予算であると言えよう。昨年のように鐵道整備基金といった新しいシステムの導入は今年は見られなかった。

運輸省予算の概要は、一般会計八四七二億円のうち行政費五四五六億円で〇・六%の微増だが人件費等の伸びを考えればむしろ一般政策費は実質減少といえよう。

公共事業費は三〇一六億円で五・七%増だが、NTT-B型の補助五七九億円がこれに加算されるので公共事業費の枠は三五九四億円となる（NTT-A型の貸付けを含めると三六五三億円）。

運輸省所管の公共事業は、港湾事業、空港整備事業、鐵道防災事業、新幹線鐵道整備事業の四事業であるから、三五九四億円をこの四事業で分けあうわけである。
この中で注目されるのが鐵道防災事業の五・五億円である。対前年比の七三・五%という減少ぶりを、運輸省は防災事業計画の進捗と説明するが、ここ数年間は、新幹線鐵道整備事業の大幅増額（後述）の影響をうけていつも思われる。新幹線の建設が安全対策にシワ寄せを強いるのであれば問題である。

昨年一〇月、鳴り物入りで登場した鐵道整備基金だが、その仕組みを本年度の予算ベースで簡単に説明すれば以下のようになる。

一般会計からの補助金等（九二年度分は一六二億円）に新幹線譲渡収入（同七二六六億円）、民間からの借入金等（同一三六二億円）、財政投融資（同三一七八億円）を加えた金額一兆二九六八億円を一括プールしそれを鐵道整備基金の九二年度収入とする。一方

支出の方は、鐵道整備基金が新幹線保有機構（鐵道整備基金発足時に解散）から引き継いだ債務のうち九二年度償還分（一兆〇七五六億円）に同基金の管理費（一四億円）を加えて一兆〇七七〇億円、残りの二一九八億円は鐵道整備助成事業費として支出される。

つまり鐵道整備助成事業費という点に着目すれば一一六二億円の補助金等がこの基金を経由することによって二一九八億円になるという事である。一見結構づくめのようだが、右から入ったお金が左へ抜けるとほぼ倍額となるためにはそれなりのカラクリがあるわけである。ポイントは新幹線譲渡収入（七二六六億円）である。昨年既設新幹線をJR三社（東日本、西日本、東海）に譲渡する際、譲渡価格を一兆円上積み（再評価）し、九・一

兆円とした。このJR三社から鐵道整備機構に毎年支払われる金額には、一兆円分の上積み分（売却益）が含まれていて、それが本年度ベースで言えば、鐵道整備助成事業費二一九八億円を可能としたのである。
こうした工夫（？）を重ね、捻出された鐵道整備助成事業費である以上、その支出先についても一定程度の方向性がでてくるのは当然のことである。整備新幹線建設助成事業がそれである。

整備新幹線関連

本年度の整備新幹線助成事業に関する総事業費は、一〇七六億円。このうち八九〇億円（内訳は一六六億円が公共事業関係費として、その他は交付金として）が鐵道整備基金を通じた国の助成である（一八六億円は自治体その他負担）。これに「整備新幹線建設推進準備事業費補助金」として鐵建公団に補助された二〇億円を加えると鐵道整備基金を通じて行なわれる整備新幹線関連事業費に対する補助総額は九一〇億円となり、鐵道整備基金から支出される鐵道整備助成事業費一一九八億円の四一%強が整備新幹線建設関係に流れることになる。「新幹線のための整備基金」といわれる同基金の特徴をよく表していると言えよう。

概算要求額（一一一三億円）より三%少ないが、ほぼ満額に近い決着を見た整備新幹線関連予算であるが、総額一〇〇〇億円台になつたのは八年ぶりのことである。その配分については「町づくりと一体となつた鉄道駅緊急整備事業費」（九〇億円）を除く九八六億円のうち、八一四億円が北陸新幹線・長野・高崎間に重点配分されることとなつた。東北新幹線・盛岡・青森間の七〇億円、九州新幹線・八代・西鹿児島間の六三億円と比べるとその傾斜配分のほどが良く分かる。九八年度の長野冬期オリンピックを強く意識したものと言える。

「鉄道の復権」とはいうものの

ビジョンなき予算

そのほか鉄道整備助成事業費二一九八億円のうち九七一億円が大都市鉄道整備助成事業にまわされる。このうち地価高速鉄道建設補助金は五六八億円。補助対象となる全国九大都市の地下鉄建設費の七〇%を国と自治体が負担するもので、今回新たに京都市営地下鉄烏丸線・北山・国際会議場（仮称）間一・六キロの延長工事が補助対象となつた。尚、この補助金（地価高速鉄道建設補助金）に関しては九一年度末で約三五〇億円の未払い（国が本来支払うべきものを財政その他の事情により繰延べしているもの）がある。これは長

期的には自治体の財政を圧迫し、地下鉄建設の計画等に影響を与える懸念がある。早期に解決を図るべきといえよう。

国鉄清算事業団の債務処理については、一般会計から九二四億円を補助している。清算事業団としては、土地売却収入において一兆一七〇〇億円を見込み、鉄道整備基金からの収入を加え、九二年度中に発生する金利一兆四〇〇〇億円をまかなう計画である。ただし九一年度首で二六兆二〇〇〇億円となつた累積債務全体の償還計画については具体的なメドが立つておらず、今年中にも予定されるJRの株式上場の際にも議論されることになる。

る事に汲々とするあまり、時代の要請にあまりにも無関心であるように思われる。
いま運輸行政にもとめられているのは、大都市圏の交通混雑の根本的解決、モビリティ・ハンディキャップ（移動に関する制約）への速やかな対応、地域間交通格差（過疎・過密から起きる交通サービス格差）等の解消であるはずだ。これらに対応しそうな項目を予算書から探すのが難しくらいだ。

「人と地球にやさしい交通」をめざした調査等の推進（新規）に一億円弱、地方バスの運行確保一〇七億円、特定地方交通線代替バス輸送確保に一二億円、安全・防災対策事業に関しては総額で三一億円。まさにヒトケタ違うのではないか。大都市鉄道整備助成事業のうち輸送力アップにつながる項目もあるが、それだけでは、今日の混雑緩和の抜本的解決にならないことは当の運輸省が一番良く知っているはずである。

また、信楽線の事故や、雲仙の噴火でもわかるように第三セクター方式の交通会社や地方中小の民鉄はその経営基盤が非常に弱く、一度事故があればその存続さえ危ぶまれる。「新幹線は通つたけれど、その新幹線の駅へは何で行けばいいのか」こんな笑えない状況も十分に予想される。政策官庁を自認するの行政を繰り返すと宣言したようなものである。新機軸を毎年打ち出せといつてるのでない。しかし、毎年のシーリングを確保す

鉄道防災事業、新幹線鉄道整備事業以外の公共事業費関係では、港湾事業三七二億円の四%増、空港整備事業一一三億円の四%増（いざれも他省庁分を含む）と全くの機械的増加である。

常々、運輸省は「政策官庁への脱皮」を標榜してきた。予算をその省庁の考え方の具体的な表現として捉えるならば、今年度の予算を見るかぎり運輸省は、昨年度の延長としての行政を繰り返すと宣言したようなものである。新機軸を毎年打ち出せといつてるのでない。しかし、毎年のシーリングを確保す

郵政省予算

一、郵政省の「二つの顔」に新しい視点

を考えいくことも必要であるが、ここではとりあえず九二年度郵政省予算案と重要施策の持つ「二つの顔」の特徴と取り組むべき課題について、以下そのポイントを指摘しておくこととする。

二、一般会計予算案の特徴と課題

郵政省の予算及び施策には、電気通信・電波・放送を中心とした情報通信の政策責任官庁としての役割と、郵便・貯金・保険の三事業を行う営業官庁という二つの顔がある。全国二万四〇〇〇余の郵便局の窓口サービスによって国民生活に密接に関わる「二つの顔」の動向は、今後ますます重要性を増していく。そのことは、また、既存の各省庁の権限・役割に大きな変化をもたらすインパクトの一つにもなっている。

アルビン・トフラー氏は、近著『パワーシフト』で、これらの変化について実に適切な指摘をしてくれている。つまり、トフラー氏は、新しい経済は「情報を支配する省庁、発展性のある機能の管轄権を握る省庁」に官僚社会の間のパワーシフトが生じており、情報化の中で「人と物とカネ」の三つの流れ全部に直接関与している郵政省に「パワーがシフト」することは専門家なくとも想像がつく、と述べている。

これらの指摘を一つの視点に今後の郵政省

万円）。九一年度から実施に移されている民放テレビ放送中継施設整備と移動通信用鉄塔施設整備の継続（一〇億〇三〇〇万円）に加え、新たに沖縄先島地区の民放テレビ難視聴解消、民放テレビ難視聴解消、民放中波ラジオの受信障害解消の中継局整備が可能になった（一〇億一三〇〇万円）。これによって、民放テレビが一局も見えない地域（約四〇万世帯の解消や、日本海側各県に多い外国電波による民放の中波ラジオの混信解消、オフトーキー、有線放送電話の施設整備、さらに沖縄県先島地区約一〇万世帯が民放テレビ二局を見ることができるよう施策が進められる。

c……国際放送の実施（一六億四八〇〇万円）。放送法第三十三条（国際放送実施の命令等）によってNHKへの交付金となる。この中には、九二年七月からヨーロッパ向け海外放送が実施されることが含まれている。

d……国際協力の推進（五億一五〇〇万円）。アジア・太平洋電気通信共同体（APT）の特別出資、ISDN（総合デジタル通信網等）アジア・太平洋諸国への技術支援が盛り込まれている。この他、国際貢献に関する項目をピックアップ（数字は一部他と重複する）すると、HDTV（ハイビジョン方式の国際変調に関する研究開発（七〇〇〇

b……公共投資（電気通信格差是正事業）による生活情報基盤の整備（一〇億一六〇〇

万円)、電気通信フロンティア研究開発に

おける国際研究交流(九〇〇万円)、地球

環境のための高度電磁波利用技術に関する

国際共同研究(二〇〇〇万円)、地球環境

計測技術の研究開発(六五〇〇万円)、放

送番組交流促進事業の推進(一億〇一〇〇

万円)、開発途上国情報化支援(二億八

四〇〇万円)、ロシアの通信網整備に関する

技術支援(二六〇〇万円)などである。

e……情報通信分野における先導的研究開発の推進(一億六九〇〇万円)。これは、こ

れまでたち遅れていた基礎研究(国)と実

用研究(民間)の「合間」を通信・放送衛

星機関を改組して高度画像通信研究開発や

広帯域通信網研究開発等を推めていこうと

いうものである。

f……宇宙通信技術と宇宙研究開発(一七億

〇九〇〇万円)。分散衛星システムにおける

宇宙通信の研究や次世代の通信・放送分

野の研究開発の研究などが盛り込まれてい

る。

以上、ピックアップした項目に限ってみて

も、到来しつつある高度情報化社会の電気通

信・電波・放送分野の政策をリードし、施策

の推進にあたる郵政省の役割的重要性を考え

られる。しかし、少ない予算額とシーリング

に縛られた現在の予算編成のあり方は、早急にその改善を図っていく必要のあることを指

摘しておきたい。

また、一般会計予算ではないが、無利子融資等(一〇〇〇億円)、財政投融資(一兆四二五〇億円)にうち数(利用できる予算枠)が示され、産業投資特別会計(出資=二三億円、出融資=二六〇億円)がそれぞれ計上されている。これまで郵政省関係の実績をみると、財投関連で九一四億円、無利子融資関連で一〇五一億円(いずれも九〇〇年度)が利用されており、成果をあげつつあるといつよい。

兆七九二〇億円(ともに二一・二%増)。また、簡易生命保険特別会計は、歳入一三兆二六一六億円、歳出七兆五六六四億円で、三事業ともに黒字基調にある。しかし、三事業を国民・利用者という立場から、また、事業当事者という立場からみるといくつもの重要な政策課題がある。

郵政省は三事業が掲げる政策課題として、a: 郵便サービスの向上による地域社会の振興への貢献と二一世紀に向けた郵便事業運営基盤の整備充実、b: 金融自由化への郵便貯金の積極的かつ的確な対応とサービス向上、

c: 長寿社会・金融自由化への適切な対応と地域振興への貢献を図るための簡易保険事業の積極的な展開、d: 郵政事業運営基盤の整備・充実、e: 地域社会の情報拠点としての郵便局のネットワークの高度化の推進、f:

郵便事業の国際化への対応と国際社会への貢献、を柱に取り組んでいる。これらの中には、「手話ができる職員及び点字が読める職員の養成」「郵便局と社会福祉施設との合築」「英語によるサービス案内システムの構築」「老後に備えるシルバープラン貯金の新設」「新・都市型加入者ホームの新設」「第三セクターへの融資」などが盛り込まれており、積極的に支持できる。

とくに、三事業の拡大に追いつく人材の安定確保と非常勤職員待遇改善にかなり思い切

り、郵便貯金特別会計は、一般勘定が歳入一兆四四〇九億円(一二・三%増)、歳出九兆五一七八億円(九・三%増)。金融自由化対策特別勘定が歳入五兆七九九四億円、歳出五

つた取組の姿勢が見られることについては評価することができる。しかし、週休完全二日制・時短への移行をスムーズに進めるためには、さらに積極的な取組が必要である。また、郵便貯金の新規運用額として九一年度分として四兆七五〇〇億円（九六年度までの五年間に二四兆五〇〇億円の自主運営が確定）が認められている。しかし、地方公共団体及び第三セクターへの融資等については今後に残された。

さらに、郵政事業の国際化への対応と国際社会への貢献を図っていく施策として、二四億六八〇〇万円（対前年度比一四・四%）が計上されていることに注目しておきたい。

環境庁予算

依然として予算規模は零細である。

地球環境保全に対する若者の関心が高まり、各地域でリサイクル運動など市民運動が活発に展開されるようになっている。そうした世論の高まりを背景にした一九九二年度における環境庁予算をみると、その総額は五八〇億八五〇〇万円で、その伸び率は対前年比七・九%の増となっていている。その項目ごとの予算の概要をみると、(1) 地球環境保全施設の推進

五一億六八〇〇万円（構成比九・一%、伸び率三一・%増）、(2) 自然環境の保全と適正利用の推進六一億七三〇〇万円（構成比一一・%、二三・%増）、(3) 都市環境保全対策の推進五億六五〇〇万円（一・%、四七・%）、(4) 水俣病対策等の環境保健施設の推進一四〇億七一〇〇万円（四一・%、一・%増）、環境汚染対策と環境管理の総合的推進六一億二六〇〇万円（一・%、九・%増）、環境行政の基盤の強化九八億三五〇〇万円（一七・%、五・%増）といった予算配分である。対前年比の伸び率七・九%は、九一年度予算では八・三・%増に比較すると、やや減少している。予算総額の絶対額が少なく、常にその零細性が問題として指摘されていることを考慮すると、この伸び率の減少は、やはり環境行政に対する姿勢に問題があると言わざるを得ない。

しかし今年は地球環境年であり、今年の六月にはブラジルで国連環境開発会議（地球サミット）が開かれる。この会議は、「二一世紀に向けて人類が生き残れる環境を守りうるかどうかが問われる程の重要な会議である。そうした問題意識のもとに関連する予算をやや細かく見てみよう。新規要求事項関連では、地球環境年であることを反映して地球環境保全対策をはじめ、地球にやさしい経済社会づくり、NO_x対策、湖沼保全対策関係などはほぼ認められているが、やはり予算規模は零細である。先ず(1) 地球環境保全への国際的貢献四六億九八〇〇万円（一〇〇%）のうち、① 地球サミットへの貢献一億四五〇〇万円（項目内構成比三・一%）、② 地球温暖化防止対策への取り組み七五〇〇万円（一・六%）、③ アジア太平洋環境協力計画（エコ・アジア二ープラン）等の推進三億五二〇〇万円（七・五%）、④ 国際条約等への取り組み等二億〇八〇〇万円（四・四%）、地球環境研究等の推進三九億一五〇〇万円（八三・三%）、となっている。

今年度新規予算のうち、国際条約への取り組みに関する予算是、今年、ラムサール条約締約国会議を釧路で開催するための準備経費であるが、しかし、この条約にもとづくわが国の湿地指定登録への取り組みはきわめて立ち遅れている。その有様は、国際水禽湿地調査局（IWRB）のアジア湿地目録に登録されている日本国内の重要湿地は五ヵ所に及び、特に重要な湿地として挙げられているのは二四カ所にのぼっているにもかかわらず、わが国が登録しているのは、僅かに北海道の釧路湿原、クッチャロ湖、宮城県の伊豆沼・内沼の三カ所にすぎない。この立ち遅れは締約国会議開催引き受け国として恥ずかしい限りである。また、政府が条約に署名しながらも放置している「世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約」の早期批准も課題とな

つてゐるが、これに取り組む姿勢が伺えないもの問題であろう。また、バーゼル条約も、

まだ批准していないのだ。わが国が地球環境保全へ向けて国際貢献を主張するのであれば、

先ず自然環境保全に関わることこうした国際条約へ積極的に参加していくべきであろう。

次に(2)地球にやさしい経済活動の促進五億六九〇〇万円(一〇〇%)の内訳をみると、
①地球温暖化防止行動計画の推進二億八七〇〇万円(五〇%)、②環境にやさしい経済活動の促進二六〇〇万円(四・五%)、③環境教育の推進一億五五〇〇万円(四四・八%)であり、NO_x対策は、④大気保全対策の総合的推進一億五三〇〇万円(一〇〇%)のうち、未規制発生源対策の推進として、未規制自動車からの排出実態調査費一〇〇〇万円(〇・六五%)が認められている。環境庁は移動発生源としての自動車公害対策によく重い腰を上げようとしているようだが、しかし、その額はやはり少ない。また、組織拡充要求として当初要求していた「室」の設置は認められず、新たな環境政策の企画・立案などを主に進める「環境保全活動推進企画官」の新設で、お茶を濁しているにすぎない。また、さらに公害健康被害補償法による大気汚染指定地域は、すべて解除されているし、水俣病問題についても裁判所の和解勧告を受け入れて話し合いを行う姿勢は、依然として見

られないのも問題である。

環境庁の拡充とその権限の強化が課題

環境庁のこうした予算総額を、環境庁が地球環境問題の取りまとめ役として重点的に要求したといわれる各省別地球環境保全関係予算と比較してみよう。各省別地球環境保全関係予算総額は、関係一七省で四九八三億八九〇〇万円(一〇〇%)で、内訳は外務省七四億九八〇〇万円(構成比一・五%)、大蔵省五六億五〇〇〇万円(一・一%)、文部省三九三億五〇〇〇万円(七・九%)、厚生省一一億四七〇〇万円(一・一%)、農水省四九億八六〇〇万円(一・〇%)、通産省一二九九億八七〇〇万円(二六・一%)、運輸省七五億八二〇〇万円(一・五%)、郵政省二億三三〇〇万円(〇・〇四%)、労働省一億九〇〇〇万円(〇%)、建設省四億三四〇〇万円(〇・一%)、自治省三〇〇〇万円(〇%)、警察庁一三〇〇万円(〇%)、北海道開発庁八〇〇〇万円(〇%)、経済企画庁一億〇九〇〇万円(〇%)、科学技術庁二九六五億二六〇〇万円(六〇%)、そして環境庁分はその予算のなかに組み込んでいるので、重複するが四八億四一〇〇万円(一%)といつた配分である。もつともこの予算総額の六

〇%を占める科技庁の予算の八九・三%は原子力の開発利用の推進予算であり、原子力発電所の安全性の問題、放射性廃棄物の処理等未解決の問題を考慮すると、これを地球環境保全のための予算に組み込むことには大きな問題があり、環境庁としてこれをどのように評価しているのであろうか。それはともかく、この原発推進予算を差し引いて比較しても、環境庁予算は二四・九%と全体の四分の一に満たない額で、その零細性はやはり問題であろう。このことは環境庁の政府部内における地位・権限の低さを如実に物語ついて深刻であり、環境庁の権限をどう強化するかが依然として今後の重要な課題となっている。

環境庁の現在の構成は、その職員数九三〇名(一九九一年三月末現在)で、設置されたから僅か二〇年と日が浅いためか、課長以上の管理職はすべて他の省庁からの出向であり、その実態は、官房長(厚生省)、企画調整局长(大蔵省)、自然保護局長(厚生省)、大臣(大蔵省)といった状態で、その在任期間は一年から長くても二年が限度である。もつとも九一年度にようやく環境庁プロパーの課長職が誕生するといった有様である。これでは解決しなければならない課題の山積する環境行政に、腰を落ち着けて取り組める筈はない。環境庁を環境省に昇格し、そのため必要な予算は、

科技庁の地球環境保全関係予算の原発開発利用推進予算を半分に縮小すれば賄える筈である。環境庁はそうした行政改革を行い、その組織と権限を強化しながら、先ず水俣病など以前からの公害問題を解決するなど、足下の公害・環境問題を解決するとともに、資源を海外に依存する国として、また、環境保全のための技術を有する国として、貧困と環境破壊の悪循環を繰り返している資源依存先国に置ける問題に積極的に対応していくべきである。

科学技術庁予算

依然として原子力偏重の予算

原子力関係予算がさらに増えて三一五二億円も計上され、科学技術庁の全予算額五五八億円のうち五七%を占めている。「先端・重要科学技術分野の研究開発等の推進」五六七億円のうち六一%を占めている。「原子力船研究開発」にいまだに浪費の上乗せをしているが、「むつ」は三つに切斷し

て原子炉を取り外し、別な原子力以外のエンジン（ジーゼルや蒸気タービン等）を取り付けて使うことになったのは、核分裂型原子力利用の破産を証明し、日本の原子力行政と原発のゆくえを象徴している。また国際的にはすっかり破綻した高速増殖炉や新型転換炉も中止することなく、依然として多額の予算を付けた建設を強行しつつあるのは、国税の大変な浪費であるばかりでなく、プルトニウムの本格的な大量使用によって、「むつ」とは比較にならないほど大きな危険をもたらすことになる。

新エネルギーの開発

核分裂型原子力開発にかえて、太陽光発電を始めとしたソフトエネルギーや未利用エネルギー、各種の省エネルギー技術や、核融合発電や、炭酸ガスの吸収・固定化等々の研究開発にこそ、十分な予算を振り向け、体制も整備すべきである。

化石燃料に資源上と環境上の限界があり、核分裂型原発は国際的に未来なきものとなつて、太陽光発電などの更新性エネルギーの開発利用に大きな期待がかけられている。太陽光発電を実用化するためには、シリコン等の生産コストを下げるための技術革新と、光を電力へ転換する効率を引き上げることの

できる技術革新が決定的に重要である。技術先進国である日本は、このような分野でこそ可能なあらゆる機関を活用し協力しながら、一日も早く成功するよう、科学技術庁は全力をあげて推進態勢を整備し、予算もつけるべきである。これは民間や通産省だけに任せていよい性格のものではない。

貧弱な国際社会への貢献

「科学技術による国際社会への貢献」として一二%増となっているが、「国際研究交流の促進」には二六億円足らずしか計上していない。「アジア太平洋地域との研究交流の充実」には一九億円、「科学技術情報の国際交流の促進」にはたったの六億円程度しかられていない。「地球温暖化解明予測の総合的推進」には一八九億円計上しているが、観測が主であって、積極的に環境を改善するための科学技術の開発にはほとんど何もとられていない。技術先進国であるならば、炭酸ガスの吸収・固定のための研究開発等にも大きな

予算をとつて本格的に推進すべきである。

危険をはらむ宇宙開発

米国国防総省の参加もとりざたされている「宇宙ステーション計画」については、主役のアメリカが計画を大幅に縮小せざるを得なくなっているにもかかわらず、日本では前年比一〇三億円も増やして二八二億円もとり、見直すこともなく推進する姿勢である。宇宙開発予算は自衛隊による利用などの軍事利用を拡大しながら、八九年度の一〇九一億円から九〇年度は約一〇%増の一九四億円、九一年度も一〇%増の一三一八億円、さらに新年度も一〇%増の一四四六億円が計上されている。

海洋開発は、七%増とはいえ、一一四億円にすぎない。海洋国家日本にしてはあまりにもお寒い予算である。海洋は資源の宝庫である。すぐには実用性を持たない分野についても、長期的な視点で基礎的な研究開発を拡大・強化することが必要である。

SSCについて

九二年度には科学技術庁にも文部省にも計上されていないが、アメリカの超伝導超大型粒子加速器（SSC）計画への巨額の支援

（一〇〇〇億円から三〇〇〇億円以上）が求められている。しかしこの計画には国内ばかりでなくアメリカの科学者等にも反対が大きい。もっと必要な分野への研究費が削られるし、現在急速に進みつつある超伝導の研究がさらに進めばこの計画よりはるかに優れたSSCがずっと安価にできるし、アメリカの過去の巨大科学プロジェクトを見てもSST、B-1爆撃機、クリンチ・リバーの増殖炉等、世論が支持しない計画は遅かれ早かれ巨額な無駄遣いの後で中止されているからである。

マンハッタン計画、アポロ計画等、実行に移された巨大プロジェクトでも派生的な副産物は小さいものであった。SSCのような巨額な費用を要するプロジェクトがもし本当に必要であれば、選挙を意識した米大統領の地元対策などとしてアメリカで勝手に決めて、日本に金を出させたり、ECと対立するようなやり方ではなく、計画段階から全世界的な協力により進めるべきである。

「創造性豊かな基礎的研究の充実強化と科学技術振興基盤の整備」には、一%増やしたとはいえ、「大型放射光施設の建設」の七〇億円を含めて二六七億円にすぎない。

文部省等を含めて、研究費総額に占める政府負担の比率は先進国中最底のレベルにあり、政府支出の研究費は低迷を続けている。科学技術庁は一日も早く「原子力庁」を脱皮し、国民にとって中・長期的に真に必要な、個々の企業では取り組みにくい科学技術分野で、他省庁とも協力し、イニシャチブを發揮して研究開発を推進すべきである。

これらに対する防災対策の研究開発体制を拡充することが、ぜひ必要である。

人の寿命が伸び高齢者が多くなる時代を迎えたが、だれもが最後まで人間らしい生活をまつとうできるようにするためには、老人性痴呆症等々に対して科学技術庁が率先して基礎研究を充実する事が必要であるが、こうした分野も欠けている。

お寒い基礎研究の充実

法務省予算

一、法務省予算はわずか五八〇〇億円

一九九二年度法務省予算の概要は、次の通りである。

まず、人件費、物件費、施設費の三つの範疇からなる一般会計は、五〇九七億三七〇〇万円で、対前年度比六・一%増となっている。そのほとんどは人件費で、その額は四二一九億八二〇〇万円（対前年度比五・七%増）である。

次に、人件費、物件費、施設費、他会計への繰入、給与改善予備費、予備費の六つの範疇からなる登記特別会計は、一四一五億七二〇〇万円で、対前年度比四・七%増である。人件費は八四〇億七六〇〇万円（対前年度比四・九%の増）、物件費は四八六億五六〇〇万円（対前年度比八・四%増）である。

以上の一般会計、登記特別会計を合計し、重複した額を差し引いたものが全体の法務省予算額であり、これは、五八三八億三九〇〇万円（対前年度比五・九%増）となっている。そもそも、刑事・矯正・民事・人権擁護・出入国管理等、国民及び外国人の根幹的な権利と利益に関わる法務省予算がわずか五八〇〇億円で良いのかどうかという点が問題であるが、とりわけ、一般会計における物件費、施設費がこのように抑制されたままでは良いのかどうかとの疑問が残る。

二、改善されない監獄内処遇

そこで、「矯正施設収容者の処遇の確保」

のための予算を見てみると、「被収容者食糧の改善」の項が九四億一一〇〇万円で、対前年度比六七〇〇万円のマイナスとなっている。

法務省は、「収容者が対前年度比二六〇〇人減の五万二三六〇人となつたことによる予算減で、副食単価は対前年度比七・三%増となつていて」と説明しているが、刑務労働において体力を消耗する労働が中心であることや、未だに米麦混合のご飯を強制的に支給している（希望に応じて、ということなら話は別であるが、現実はそうではない）ことに鑑みれば、もっと大幅な予算増が確保されてしかるべきである。

そして、同じ「矯正施設被収容者の処遇の確保」のための予算の中にある「作業賞与金の増等」は、一三億一九〇〇万円で、対前年度比一八〇〇万円のマイナスである。法務省は、「これも収容者の減少による予算減で、単価は対前年度比二・四%増となつている」

利と利益に関わる法務省予算がわずか五八〇〇億円で良いのかどうかという点が問題であるが、とりわけ、一般会計における物件費、施設費がこのように抑制されたままでは良いのかどうかとの疑問が残る。

と説明しているが、消費者物価や名目賃金の上昇率と比較しても、作業賞与金がわずか二・四%の引き上げで良いはずはない。

この他、夏の暑い盛りにおいてさえ入浴は週二回で入浴時間は一五分、といった実態の改善も強く望まれる。

いずれにせよ、矯正関係ひとつ取ってみても、一般会計の中の非人件費を抑制することの不当性は明らかである。

三、外国人登録法の改正

さて、今国会に法務省より新しく提出される法律案の中で最も重要な法案は、外国人登録法の一部を改正する法律案（以下、「外登法改正案」という）であるが、この法改正に伴う予算（名目は「外国人登録制度改革等」）として六二億九六〇〇万円が計上されている。

外登法改正案の内容は、永住者、及び特別永住者の指紋押捺制度を廃止し、代替手段として、より精密な写真、署名、家族事項の登録を導入するというものである。

社会党としては、政府の措置に加えて、①刑罰制度の廃止、②外登証常時携帯制度の廃止を行うことを求めていくことをすでに決定しているが、合わせて、いわゆる代替手段の問題点や、永住者、及び特別永住者以外の外国人の処遇のあり方についても検討し、適切

に対応していく考え方であり、とりわけ指紋押捺については全廃を求める方針である。

四、入管局職員の増員の抑制

なお、外登法に関連して、外国人の出入国（出入國）の増大に対応するための出入国管理局（入管局）職員の充実の必要性についても強調しておかなければならぬ。

しかししながら、今回の予算案では、入管局職員の増員は九七名に留まっており、概算要求段階の増員要求（一〇六名）を下回っている。前回の予算案では概算要求段階の四七名に対し、政府予算案では四八名というように一名の増となつていて、この点と比べて見ても、今回の予算案における措置は国際化に逆行するものと言わざるを得ない。

件が整ってきた今日、経済大国であり、技術先進国である日本が南北格差の解消、地球環境の保全、軍縮の促進などの諸課題にどのように取り組むかが問われている。とりわけ日本本の外交の柱であるODA（政府開発援助）の量と質が、今ほど問われているときはない。

一九九二年度ODA予算額は、一般会計で九五二二億円で前年度比七・八%増である。一般会計予算に円借款原資の一部となる財政投融资からの借入や国際機関への拠出金を加えた事業ベース予算は、一兆八七〇九億円であり、前年度比一〇・三%増。これから回収金の一七二〇億円を差し引くと一兆六九九〇億円で前年度比一一・一%増になる。

ODA予算は一八省庁に及び、複雑を極めている。軸をなす外務省のODA一般会計予算は、四八〇八億円で政府一般会計ODA予算の五〇%である。重点課題に「第四次中期目標の達成」をあげ、ODAの着実な拡充をめざすとしている。

具体的な項目では、

- (1) 無償資金協力の拡充として、経済構造改革（ノンプロ）無償援助に二九五億円。これはアルシュ・サミットの公約で三年間六億ドル拠出の最終年度分。小規模無償資金協力が七億円（現地大使館の判断で処理でき、NGOへの急をようする小規模の無償協力が八九年から始まったが、このための

予算。前年度は五億円）

（2）国際協力事業団（JICA）による人的

協力の充実として、研修受入れを前年度六二〇人へ二五〇人増、専門家派遣を同じく一八八四人へ五六人増、青年海外協力隊は一〇三〇人へ三〇人増。

（3）災害時の緊急援助の充実として、JICAへ一〇億円増の一五億円、災害無償援助は二七億円から三五億円。

（4）環境問題への取組みとして、環境分野での研修人員を七〇人増、開発調査での環境配慮に七億円（新規）、国連環境基金（UNEP）へ二五・三億円、国際熱帯木材機関（ITTO）へ一三・四億円など。

（5）国民の理解を得られる援助のため民間援助団体（NGO）事業補助へ四億円、JICAと地方の連携強化のため地方での研修人員を一〇〇人増。地方公共団体補助金九・二億円、研修補助金対象を五〇人増の四一〇人へ。民間援助物資輸送費の補助（新設）。

研修生受入れなど通産省のODA関連予算是前年度比三五・八%増四二一億円。海外経済協力基金（OECD）などへ拠出する大蔵省は七・九%増の三四四億円。前年度比二・七%の伸び率である九二年度政府予算の全体からみると、ODA予算の伸び率は、かなり大幅な伸び率を示したといえ

る。ちなみに昨年度のODA予算は、前年度比八・〇%増だったが、財政ひっ迫の余波はODA予算にも影を落としている。五

ヵ年で二二兆七〇〇億円を使う「新中期防衛力整備計画」は、この観点からも見直しを迫られている。

つて、贈与比率の低い点は無視できない問題である。

三、先ずGNP比〇・七%の達成を

今年度は政府の第四次ODA中期目標の最終年度に当たり、八八年からの五ヵ年で総額五〇〇億ドル以上のODA供与を目標にしてきた。单年度の政府のODA支出総額は、為替レートの問題はあるが、概算すると湾岸戦争への追加支援九〇億ドル相当である。今年度予算額は高い伸び率を示したもの、対GNP比はここ数年〇・三%台を推移している。これは国連の目標であるGNP比一%、OECD（経済協力開発機構）のDAC（援助国グループ）の目標の〇・七%に遠く及ばない。援助先進国といわれる北欧のデンマーク、スウェーデンはGNP比〇・九%台である。日本のODAは実績支出純額ベースで八九年に米国を抜いて世界一位になり、九〇年実績では米国の一〇一・六六億ドルに次いで、九〇・六九億ドルで二位だった。冷戦の終結と

いう国際情勢からすれば、防衛予算を凍結・削減して、そこから生じる「平和の配当」をODA予算に上乗せすべきである。日本のODA支出額が世界一位、二位であるとしても、日本にはまだ余力があるといえ、当面DACのGNP比〇・七%目標へ近づくことが必要である。

四、ODA基本法の制定へ

マルコス疑惑や援助によるダム建設が地域住民の生活と伝統的文化を破壊しているなど、ODAに関する問題が相ついで起きてきたが、日本には関連の法律がない。政府はODA基本法のような法律があれば外交が拘束され、また援助に係る外交的対応の柔軟性と機動性を失うとして、援助基本法の制定に反対してきた。DAC一八カ国の中、援助基本法がある国は、米、英、オーストリア、デンマーク、スイスなどの諸国で、このなかで米国は年度計画の議会承認を義務づけている。日本は、予算の範囲内であれば、援助行政は憲法七三条二項の外交関係の処理として扱われている。したがってODAについて国会への報告義務もなく、国権の最高機関である国際開発協力基本法案（ODA基本法案）は、一九八九年夏の参議院選挙で与野党が逆転し、野党の統一法案ができれば、少なくとも参議院を通過するという見通しができた。そこで、社会、公明、連合参議院、民社の間で野党統一案づくりで合意し作業が始まり、法案策定

の作業が進み、今国会中に参議院に提案の予定である。

ODA基本法案の内容は、援助の実施に加えて、收入や国の状況の生垣、生垣米、暦などを重視して、また中期的援助計画の国別実績と並んで、援助行

事支出、基本的人権の状況などを考慮するべきである。

政をガバナンスの仕組み立法の目的であつて、援助が眞に生活向上に寄与するための実施計画を重視して、また中期的援助計画の国別実績と並んで、援助行

あつて、

ODA基本法案の内容は、援助の実施に加えて、收入や国の状況の生垣、生垣米、暦などを重視して、また中期的援助計画の国別実績と並んで、援助行

別表(1)

1992年度ODA予算額(一般会計)

<政府全体>

(単位:億円、%)

区分	8 9 年 度			9 0 年 度			9 1 年 度			9 2 年 度		
	予算額	増減額	伸率	予算額	増減額	伸率	予算額	増減額	伸率	予算額	増減額	伸率
I 贈与												
1. 二国間贈与	4,870	355	7.9	5,284	413	8.5	5,709	426	8.1	6,221	512	9.0
(1) 経済開発等援助	4,062	297	7.9	4,301	239	5.9	4,662	361	8.4	5,107	445	9.5
(2) 食糧援助等	1,596	125	8.5	1,621	25	1.6	1,726	105	6.5	1,855	129	7.5
(3) 技術協力	428	△ 31	△ 6.8	412	△ 16	△ 3.7	425	13	3.1	539	115	27.0
2. 國際機関への出資・拠出	2,038	204	11.1	2,268	230	11.3	2,512	243	10.7	2,713	201	8.0
(1) 国連等諸機関	808	58	7.7	983	174	21.5	1,047	64	6.5	1,114	67	6.4
(2) 國際開発金融機関	522	20	4.0	556	33	6.4	589	33	6.0	634	45	7.6
II 借款	286	38	15.1	427	141	49.2	458	31	7.3	480	22	4.8
(1) 海外経済協力基金	2,687	193	7.7	2,891	204	7.6	3,122	231	8.0	3,301	179	5.7
(2) その他の	2,646	194	7.9	2,854	208	7.9	3,085	231	8.1	3,264	179	5.8
合計	7,557	547	7.8	8,175	618	8.2	8,831	656	8.0	9,522	691	7.8

(注) 外務省資料、四捨五入の関係上合計に不一致あり。

別表(2)

1992年度ODA予算額(事業予算)
<政府全体>

(単位:億円、%)

	8 9 年 度			9 0 年 度			9 1 年 度			9 2 年 度		
	予 算 額	伸 率	構 成 比	予 算 額	伸 率	構 成 比	予 算 額	伸 率	構 成 比	予 算 額	伸 率	構 成 比
I 増 与												
1. 二国間贈与	7,107	△ 0.0	46.9	7,735	8.8	48.4	7,464	△ 3.5	44.0	9,031	21.0	48.3
(1) 経済開発等援助	4,261	8.2		4,467	4.8		4,837	8.3		5,277	9.1	
(2) 食糧援助等	1,596	8.5		1,621	1.6		1,726	6.5		1,855	7.5	
(3) 技術協力	428	△ 6.8		412	△ 3.7		425	3.1		539	27.0	
2. 國際機関への出資・拠出	2,237	11.5		2,434	8.8		2,686	10.4		2,882	7.3	
(1) 国連等諸機関	2,846	△10.3		3,269	14.8		2,627	△19.6		3,754	42.9	
(2) 國際開発金融機関	524	4.1		558	6.3		591	6.0		636	7.6	
	2,322	△13.0		2,711	16.8		2,036	△24.9		3,119	53.2	
II 借 款												
(1) 海外経済協力基金	8,045	1.9	53.1	8,260	2.7	51.6	9,494	14.9	56.0	9,678	1.9	51.7
(2) 日本輸出入銀行	7,530	2.5		7,781	3.3		9,087	16.8		9,290	2.2	
(3) そ の 他	20	0.0		20	0.0		30	50.0		30	0.0	
	496	△ 6.4		459	△ 7.3		377	△18.0		358	△ 4.9	
III 小計(事業規模)	15,153	1.0	100.0	15,995	5.6	100.0	16,957	6.0	100.0	18,709	10.3	100.0
IV 回 収 金	△ 1,455			△ 1,502			△ 1,662			△ 1,720		
合 計	13,698	1.6		14,494	5.8		15,295	5.5		16,990	11.1	

(注) 四捨五入の関係上合計に不一致あり。

防衛関係予算

正面装備の抑制と後方重視

を満たしている。

戦後冷戦体制崩壊後の過渡期の防衛予算

九二年度防衛関係予算是対前年度比一・六五八億〇四〇〇万円増の総額四兆五、五一八億三、九〇〇万円で、伸び率三・八%は六〇年安保の年以来最低である。とくに基盤的防衛力構想を打ち出した七六年一月の『防衛計画の大綱』決定以降初めて正面装備の伸び率をマイナスとし、ソ連邦の解体によって名実ともに戦後冷戦体制が崩壊した後の過渡期の予算として、大蔵当局の抑制姿勢をにじませた。

圧縮される伸び率

伸び率三・八%のうち二・八%が人事院勧告に基づく給与改善などによって増加する人件・糧食費、〇・八%が歳出化経費（九一年度以前に契約した過去の装備・物件等の後年度負担の九二年度分割・後払い分）で、増額の大半は固定費用の「当然増」で占められている。残りの〇・二%分が新規の正面と後方の一般物件費である。

円高と充足率引下げによる費用の圧縮

円高を合わせた正面経費は六・四%引き下げられた（九、九三八億円）。一般物件費のうち正面経費は三・九億円で、一般物件費の九六・三%は施設整備、基地対策費、教育訓練、研究開発などの新規の後方経費（正面を効果的・効率的に運用するための支援部門）である。

主要装備の調査ペース・ダウン

その結果、来年度予算是『中期防』経費総額二二兆七、五〇〇億円（九〇年度価格）の一九%、同じく正面装備契約額約五兆円の一七%を確保した。主要正面装備の調達進捗率においても、いくつかの装備の若干の調達ペース・ダウンという最小限の措置にとどめている（『中期防』期間中の年平均調達量に満たないのは、二六両の戦車が二〇両、同一三門の火砲が一二九門、同四四両の装甲車が三四両、同二隻の護衛艦が一隻、同八機のF-15が七機）。

宮下防衛庁長官がいみじくも大臣折衝後の記者会見で「主要正面装備はぎりぎりだが、中期防二年目としての位置づけは可能」と述べたように、来年度予算是『中期防』の主要新多連装ロケットシステム（MLRS）、地対艦誘導弾（SSM-1）、AH-1S対戦

購入費一八〇億円、歳出化経費一一〇億円の節減が可能となり、自衛官の充足率引下げ（陸海空自衛隊それぞれ一ポイント削減）にここ数年の防衛関係費増加の水準を維持しようとしたが、正面装備を対前年度比マイナス四・八%に抑え、後方部門を一・七%増額する。「後方重視」を打ち出していた。来年度予算のうち正面装備の新規契約額は対前年度比マイナス三・八%の八、六五〇億円で新旧を合わせた正面経費は六・四%引き下げられた（九、九三八億円）。一般物件費のうち正面経費は三・九億円で、一般物件費の九六・三%は施設整備、基地対策費、教育訓練、研究開発などの新規の後方経費（正面を効果的・効率的に運用するための支援部門）である。

車へりなどによる陸上火力のハイテク化、潜水艦、P-3C対潜哨戒機などの対潜システムの維持・更新、改良ホーク、ペトリオットなどの防空兵器の近代化などが着実に行なわれる。

ハイテク兵器による効率化

人的資源制約のひつ迫が予測されるなかで、

コンパクトで効率的な自衛隊へ転換するため

の予算配分は、物件費に占める資本的支出にも現れている。装備品等購入費（武器車輛等購入費、航空購入費、艦船建造費）、研究開

発費、施設整備費からなる資本的支出は、一兆四千三二億二、八〇〇万円で全体に占める割合は三三・八%に達し、前『中期防』以降一貫して三割台を維持した。

たとえば広域同時制圧兵器のMLRSや省人化した護衛艦などのハイテク兵器の導入、空中警戒管制により効果的な要撃を可能とするAWACS（調査費七七〇万円）、などによつて、より少ない要員や装備で戦闘効果を発揮する省力化・効率化を一層進めている。

着実に伸びる研究開発

資本的支出のなかでも特に研究開発費は一三%増えており、（一、一四八億四、九〇〇〇

万円）、八四年以來一貫して増加してきた構成比率は二・五%に達した。引き続きFSXの日米共同研究開発を進めるとともに、81式短SAM改、対潜用短魚雷、新重対戦車ミサイルなど新規の新小型観測ヘリ（OH-X）、水上艦用対潜ソナー、試験計測用航空機など開発に着手するなど、わが国独自のハイテク技術の活用による地勢にあつた効率的な装備の開発がさらに推進される。

後方の重点としての隊員施策と教育訓練

「後方重視」の方針は、隊舎、宿舎更生施設、体育館などの生活関連施設の充実、生活勤務環境の改善などの処遇改善、諸手当増額など、いわゆる「隊員施策費」二八・六%増の二〇一一億三、六〇〇万円に反映されている。また、教育訓練費は四二%（一、〇一二億一、二〇〇万円）と大幅に増額され、ハイテク訓練機材の活用による教育訓練の効率化が図られるとともに、リムパックをはじめ海外での各種ミサイルや対戦車ヘリの射撃訓練による新銃兵器の習熟により、有事即応の隊員の練度向上をはかるうとしている。

装備品等の維持・整備費の増加

施設整備には岩国基地の滑走路移設、硫黄島NLP訓練施設、三沢基地の航空機シェル

こうして隊員一人当たりの兵器・施設の装備率が向上するとともに、一方では、装備品等整備諸費などの維持的経費の増大による予算の硬直化が予想される。たとえば、C3網の整備とともに通信維持費（二二%増）が急増し、ハイテク器材で構成される車両・航空機の修理費や諸器材の維持費（いずれも一七%増）が増大している。

突出する思いやり予算

在日米軍中流経費の負担は、提供施設整備費が契約ベースで一、〇八四億九、二〇〇万円、労務費が九〇四億三、〇〇〇万円、光熱水料等の負担が八一億〇一〇〇万円で、契約ベース合計二、〇七〇億二、三〇〇万円、伸び率六・五%となつた。この駐留経費負担増は〇・五%の防衛費引上げ要因となつてゐる。この内いわゆる「思いやり予算」は提供施設整備費が歳出ベースで四・二%増の九九七億一、〇〇〇万円である。また九一年度から開始された日米特別協定による新たな負担は、給与費の基本給負担六六八億七、二〇〇万円（一八・五%増）、光熱水料等（三倍）との合計七四九億七、四〇〇万円で二六・八%の急増となつた。

タ一、池子米軍住宅などの建設費用がもりこまれている。地域紛争対処への戦略転換を背景に、日本の前方展開基地の維持と後方支援機能の増強を求める米国の対日要求によって、「思いやり」は防衛費の一層の硬直化をもたらす。

第三部 地方財政

一九九二年度地方財政対策の内容と問題点

一、一九九二年度地方財政を取り巻く環境

設備投資・個人消費の拡大に加え土地・株に象徴される財テク経済に支えられていた「平成景気」も「バブルの破裂」と国際経済の不透明感の拡大などによって減速傾向が顕著となっている。政府は「景気は堅調でならかな安定基調」（一月月例経済報告）としているが、景気拡大の減速は「三高二安」という経済的諸要因を変化させ、近年続いた税収の大幅な自然増を期待できる環境ではなくなっている。

とくに法人税の落ち込みが顕著であり、有価証券取引税、印紙収入も減収幅が大きくなっている。所得税、相続税が伸びているとはいって、税収見通しは回復の兆しを見せていない。

こうした税収動向を背景として九二年度政府予算案は、財源対策としていわゆる「法人臨時特別税」、消費税の自動車暫定税率の二

年間延長（ただし自動車暫定税率は6%から4・5%に引き下げる）の提案が行われ、さらに建設国債も財政法四条の概ね限度額まで増発されるなど「赤字公債発行脱却」もつかの間、一転して悪環境にさらされることになった。

九二年度地方財政対策はこうした情勢を受け、九一年度地方財政計画策定の時点からの論議の積み重ねの中で極めて厳しい環境の中で進められたと言つてよい。

二、一九九二年度地方財政計画の骨格

九二年度地方財政対策は、一二月二〇日の自治大臣と大蔵大臣の「恒例」の「覚え書」で決着し、地方財政計画は二月七日閣議決定された。その概要是次のようになっている（別表一参照）。

歳入・歳出規模は、七四兆三六五一億円とされ、対前年度比四・九%の伸びとなっていた。これは九一年度の伸び率が五・六%の増となっているのに対しても減少しているが、政



府予算案の伸び率（二・五%）・景気見通し・税収動向等を勘案すれば、やむを得ないものとも言える。

歳入では、地方税は改正含みで三四兆二四〇億円が見込まれており、前年度比では四・一%の増となっているが、九一年度六・一%増に比べ二%低下しており（減税分を除くと実質八%の伸びでありそれに比べると四%の低下）、国税と同要因の地方税収の伸びの落ち込みがうかがわれる。地方譲与税は、一兆八八三八億円で、六・二%の増となっている。そして地方交付税交付金は、一五兆六七九二億円で、五・七%の増となっているが、後述するようにそれは八五〇〇億円の特例措置が講じられる等の操作がなされた結果であり、八九年度の一七・三%増、九〇年度の一〇・三%増はもちろんのこと、九一年度の七・九%の増と比べても大きく見劣りがする。以上、一般財源が歳入に占める割合は、総額で五一兆八七〇億円、率にして六九・四%とほぼ九一年度六九・五%並の高い水準の数字となっている。なお、一般財源比率がやや落ち込んだのは、地方税収の伸び悩みに主たる原因があると言える。

歳出は、給与関係経費が六・六%の伸びで二〇兆九四六五億円計上されている。なおこのうち一・五%分は、九一年度には追加財政需要額二〇〇〇億円として計上された給与改善費相当分であり、七年ぶりの計上である。また義務教育関係職員は一万三七〇五人の減、公立高校教員は学級編制の弾力化（四〇人学級）により実質八二七人の減に留まっている。一般行政職員は福祉・清掃関係で一四四八七人の増となってるが、七〇八二人が定員削減され差し引き七四〇五人の増に留まっている。一方、地方債の元利償還に充てる公債費は約六兆六九八億円が計上され、前年度より三・九%伸びている。特徴的なのは、単独事業分の拡大である。投資的経費の単独事業分は約一一・五%と大きく増加することになつてお

境の向上などの要請から、普通会計分で約五兆一四〇〇億円とされたが前年度比四七〇七億円（八・四%）の減となつた。これはNT

T資金を利用した特定資金公共事業債の財源が国庫支出金に振り替えられたため、特定資金公共事業債が大幅に減少したことによる。特定資金公共事業債を除いた普通会計分の地方債としては、五兆一〇四七億円と逆に前年度より三四七六億円（七・三%）の増となつてある。結果として地方債依存度は前年の六・七%から六・九%へとやや増加することになった。

大蔵省はバブルの崩壊で苦しくなった税収動向から早々と「地方財政余裕論」を展開し、地方交付税率引き下げを歳出カットの大きな柱として打ち出した。しかし、交付税は地方団体共有の固有財源であり、その性格上國の一方的な都合で税率の引き下げや税額の削減が行われるべきものではない。社会党は、地公労等と協力し、地方財政改革推進会議（政党・労組等で構成している地方自治・地財擁護団体）と共同で宣伝行動や要請行動に取り組んだ。

結局九二年度の交付税は、出口ベースでは一五兆六七九二億円とされ、対前年度増加額八三三八億円、率にして五・七%の伸びで決着した。結果として交付税率を堅持することはできたが、一方で以下のような様々な操作が加えられ、交付税額は圧縮された。まず、極めて遺憾であるが、附則三条に基

づく特例措置として八五〇〇億円の減額が行われた。この減額については、「昭和五〇年代の交付税特別会計の借入金のうち、国が引き取った借入金の平成四年度分の元利の支払額におおむね見合う八五〇〇億円を地方交付税から減額し、国の財政に貸すことにより協力することとしたものである」（自治省）と説明されているが、そもそも当時の地方財政の危機と言われる時期にこそ、税率の引上げないし財源不足額全額が特例加算がなるべきであったのであり、地方債の発行と交付税特別会計への貸付けで財源不足に対応してきたツケを今回「公財政一体論」を振りかざしてさらに利用したと言える。附則三条は昭和五九年度地方交付税法改正時に設けられたものであるが、当初から地方交付税制度、とりわけ第六条の三第二項との関わり、年度間調整問題が指摘されたきたところであり、今回措置は自治省の説明を認めようとするなら九三年度以降の交付税措置にも影響を及ぼすこととなり、極めて憂慮される。

次に、九二年度に加算するとされた額三一四五億円（附則四条第四項）についても、①そのうち三〇三五億円は九七年度以降に先送りする、②残りの二一〇億円は九二年度に加算する——としている。しかしそれも結局は、八五年度補正予算における借入金の返済分二〇七・六億円と相殺されている。

その他、自治・大蔵両大臣覚書に基づく計算額や清算額などは、九七年度以降への繰延べ或いは調整という措置がとられ、特別会計定時償還分の五五六億円と特別会計借入金等利子三七二億円も国へ返済されることとなつた。

このような交付税額の圧縮は国の財政困難を地方財政に依存して切り抜けようとすることであり、二一世紀を展望して高齢化対策や四三〇兆円の公共投資などの様々な行政ニーズを担う地方自治体にとって、公債費の増大という重圧や自治体間の財源格差、今後の落ち込みが予想される地方税収の動向を考えあわせると、極めて残念な措置と言わざるをえない。

提言と要求の多くが実ったことが大きな特徴と言える。これは、第一一二〇国会における「地方財政の拡充強化等に関する決議」の実現を目指した昨年夏以来の運動の成果である。まず第一に、投資的経費では、自主的・主導的地域づくりに資する地域づくり推進事業（六七〇〇億円、経常分は三三〇〇億円）電線の地中化・都市環境緑地・駐車場などの整備を行ったための都市生活環境整備特別対策事業の実施（一五〇〇億円）、地方特定道路整備事業等の創設（二五〇〇億円）などが特徴的である。特に都市生活環境の整備は、豊かな社会を実感できる社会を目指すうえで解決しなければならない都市問題対策の一歩として、今後も拡充していくかなければならない課題である。

第一に、経常的経費について、従来の公害対策費を一括した上大幅な増額をはかり、「環境保全対策経費」が創設され一七〇〇億円が計上されたことが特筆される。これは社会党・地財会議が、森林の維持管理経費、史跡・文化財の保存経費、省エネ対策費、フロン対策費、リサイクル経費、公害対策費、環境保全緑地等の取得費などについて、新たに交付税において「環境保全費」として創設するよう強く主張してきたことが実ったと言える。金額的には一〇〇〇億円の増額となったが、今後とも環境問題は大きな問題であり、歳出については、社会党・地財会議の政策

一層の充実を求めていく必要があろう。

第三に、社会福祉のための経費（経常）、

は二兆六五〇〇億円が計上され、前年度比一〇%の伸びと大きく拡充されている。これも

党・地財会議の重点要求の一つである。保健

・福祉・医療マンパワーの確保、一一六四人

増を勝ち取れたが措置権委譲に伴う人員増の

問題、市町村保健福祉計画策定に要する費用

等の点から見れば、まだまだ不十分であるが、

来年度以降も拡充を図っていくべきである。

また、党は年齢状況の反映を求めてきたが、

これについても老齢人口補正が充実されることとなつた。

第四に、国民健康保険の改善措置として、

国民健康保険財政安定化支援事業（一〇〇〇

億円）、助産費の改善（二三〇億円）がなさ

れている。国民健康保険財政の悪化に対し一

般会計から繰り入れる場合、その分について

交付税措置を行うもので、国保料の格差是正、

国保財政の安定化を図るために党が主張して

きた要求が一定程度取り上げられたものであ

る。

第五に、九二年度においても、前年度に引き続き地域福祉基金と土地開発基金を設け、その基金費を交付税措置することとされている。

九一年度に社会党の主張が実り創設された

地域福祉基金について、党は住民に身近な市

町村を重点の拡充を要求してきた。今回、三

表三参照)

五、補助金の一般財源化

九二年度地財対策の第三の特徴は、補助金が大きく一般財源化された点である。今回、国保事務費（うち人件費）・助産費八六七億円、義務教育共済費追加費用等六三三億円が国庫補助金の一般財源化として措置されたが、約一五〇〇億円の一般財源化は、額から見れば今までにない規模である。

社会党は、「補助金行政」の弊害を是正し、自治の推進の観点から自治体の自主性を発揮させるため、財源確保を適切にした上で零細的奨励的補助金の一般財源化を主張してきた。しかし、各省庁の抵抗で奨励的補助金の整理は遅々として進んでいない。今回、国の負担金の一般財源化がなされたが零細奨励補助金とはいささか性格を異にしている。負担金は国が当然負担すべき国の責務に基づくものであり、国保事業も交付税措置との見合いで一般財源化されたことは説明がつくことではあるが、国の責任の放棄とならない確認が必要である。また、義務教育共済追加費用は補助率カットの暫定措置が講じられたばかりであり、一般財源化されたことは今後、人件費問題について大きな議論の入口となる可能性がある。

六、地方税について

バブルの崩壊は、法人、不動産、証券に関する国の税収の落ち込みをもたらしたが、同じ状況が来年度の地方税の法人住民税や事業税、不動産取引に關わる税などにも現れている。住民税は個人分は堅調だが、道府県民税、法人税割が五・七億円の減（改正後）、市町村民税法人税割が三・五三億円（改正後）の減と見込まれている。そして事業税も落ち込みが激しく、法人事業税は一〇・六六億円（改正後）の減収とされている。さらに不動産取得税も三・六〇億円（改正後）の減と見込まれている。また比較的安定的といわれる固定資産税はともかく、堅調な個人住民税にしても前年度の所得に対する課税であり景気後退が所得にどう影響するのかによって今後の動向が懸念される。

九一年度の地方税制改正は九一年度改正に比べて、小幅なものとなっている。主な改正点は以下の通りである。①個人住民税は、生活保護基準枠の引上げに伴って、所得割の非課税限度額の加算額を引き上げる。また生活扶助額の引上げに伴って、均等割の非課税限度額の加算額も引き上げる。②青色申告控除制度の見直しを行い、また九四年度からみなし法人課税の特例措置を廃止する。③不動産取得税は、住宅・住宅用土地の供給促進の観

点から税率の特例を一九九五年六月三〇日まで三年延長する。④地球環境対策の一環として自動車の排ガス規制促進のため、自動車取得税率を軽減するなど特例措置を創設する。

⑤三大都市圏の市街化区域内農地に關わる固定資産税及び都市計画税は、徴収猶予、仮算定などの措置を講じ、長期営農特別制度廃止に伴う課税の円滑化を図る。⑥その他、ミニ保育税の適用期限の延長、新聞業等に關わる事業税の経過措置の一年間継続、国保税（料）の課税限度額の引上げ等を行う。⑦非課税等特別措置を整理・合理化（五〇件）する。

税制改正ではないが、特別消費税についてその税収のうち三%が事業者団体に交付されることになった。自治省の説明では、道府県税たる特消税を守るために措置とされているが、税の存続のため消費者負担の普通税を特定事業者に交付することが必要という論理は事業者に通じても消費者には通じず、税への信頼を損ねるものである。

なお、固定資産税及び都市計画税は、次の評価替えが九四年度に行われることから、評価の均衡化・適正化（地価公示評価の七割程度を目指す）、負担軽減措置等の具体的な内容については「九三年度税制改正において検討」するとしているため、九二年度は大きな改正はされない。社会党は九三年度改正に向け、引き続き固定資産税改革を進めていく。

むすび

九二年度の地方財政対策に向けて社会党・地財会議・地公労は、税収の伸びの停滞と国民負担の増大化などの制約を踏まえつつ、限りある財源を駆使し積極的かつ的確な運営を推進し、高齢化対策、公共投資、土地対策、国際交流や外国人対策、地球規模の環境保全など新たなわが国が直面している諸課題に対応するため、「地方転嫁ではなく、自治の豊富化へ」を合言葉に、行財政システムを地方中心へと転換する積極的な自治制度の見直しを図っていく観点から、税源配分の一環であり地方共有の固有財源としての地方交付税制度の充実策「地方交付税制度の改革大綱」を取りまとめ、その実現のために努力してきた。

九二年度の主要施策の中にわれわれの提起した主張が多く盛り込まれることになったが、それは早くから取り組んできた運動の成果であるとして、積極的に評価できよう。しかし、地方交付税については税率引下げを阻止することができたとはいえ、交付税額が八・五〇〇億円特例措置で削減されたことは遺憾である。

税収動向は九三年度においても厳しい状況が予測され、来年度は大きな税制改正論議も控えている。政府・大蔵省が法人臨時特別税

を二年間の暫定措置としていることもこうした情勢を反映していると言える。地方財政は常に地方自治の発展とは何かを見据えて行かない限り後退は必至とも言える。したがって、九二年度地方財政対策を議論する時も単年度の財政対策とすることだけではなく、中期的展望に立った視点が必要と言える。

(九二年度地財対策は第一一二〇国会で議論された九一年度地方交付税法改正論議との関連が大きいことから、振り返って分析する必要がある。)

1992年度地方譲与税収入見込額

(単位: 億円)

区分	1991年度当初見込額(A)	1 9 9 2 年 度						(E) ×100 (A) (%)
		(A)に対する現行法による増減(△)収見込額(B)	現行法による収見込額(A)+(B)(C)	制度改正による増減(△)収見込額(D)	改正法による収見込額(C)+(D)(E)	(A)に対する増減(△)収額(E)-(A)(F)		
1.消費譲与税	11,621	829	12,450	-	12,450	829	107.1	
2.地方道路譲与税	3,591	178	3,769	-	3,769	178	105.0	
3.石油ガス譲与税	170	7	163	-	163	7	95.9	
4.航空機燃料譲与税	117	6	123	-	123	6	105.1	
5.自動車重量譲与税	2,134	86	2,220	-	2,220	86	104.0	
6.特別とん譲与税	113	0	113	-	113	0	100.0	
合 計	17,746	1,092	18,838	-	18,838	1,092	106.2	

(備考) 消費譲与税は、消費税法改正後の収入見込額である。

(単位：億円、%)

(1) 歳入歳出総括表

区分	1992年度 (A)	1991年度 (B)	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)	1991年度 増減率
(歳入)					
地方税	340,240	326,780	13,460	4.1	6.1
地方譲与税	18,838	17,746	1,092	6.2	▲3.6
地方交付税	156,792	148,404	8,388	5.7	7.9
国庫支出金	119,930	106,830	13,100	12.3	4.2
地方債 (特定資金を除く。)	51,400 (51,047)	56,107 (47,571)	▲4,707 (3,476)	▲8.4 (7.3)	▲0.2 (▲0.1)
使用料及び手数料	12,758	12,203	555	4.5	5.0
雑収入	43,693	40,778	2,915	7.1	9.9
計	743,651	708,848	34,803	4.9	5.6
(歳出)					
給与関係経費	209,465	196,448	13,017	6.6	7.3
一般行政経費	149,633	138,390	11,243	8.1	7.6
補助	65,393	60,909	4,484	7.4	4.3
単独	80,740	75,381	5,359	7.1	7.4
地域福祉基金	3,500	2,100	1,400	66.7	皆増
公債費	60,698	58,421	2,277	3.9	▲1.0
臨時財政特例債償還基金	11,882	19,460	▲7,578	▲38.9	▲6.2
維持補修費	8,179	7,846	333	4.2	2.0
投資的経費	244,655	227,350	17,305	7.6	6.5
補助	96,683	94,648	2,035	2.2	1.9
単独	147,972	132,702	15,270	11.5	10.0
公営企業繰出金	22,639	20,433	2,206	10.8	10.8
土地開発基金	5,000	5,000	0	0.0	皆増
不交付団体水準超経費	31,500	35,500	▲4,000	▲11.3	▲11.7
計	743,651	708,848	34,803	4.9	5.6

(注) 1. 特定資金公共事業債(「地方債」)の大部分が、1992年度において「国庫支出金」に振替えられていること。

2. 給与改善に要する経費の計上費目が1991年度と異なるため、実質的な増減率は「給与関係経費」5.6%、

「一般行政経費(単独)」10.0%であること。

歳入歳出構成比

歳入	1992年 度	1991年 度	差引	歳出	1992年 度	1991年 度	差引
地方税	45.8	46.1	▲0.3	給与関係経費	28.2	27.7	0.5
地方譲与税	2.5	2.5	0.0	一般行政経費	20.1	19.5	0.6
地方交付税	21.1	20.9	0.2	公債費	8.2	8.2	0.0
国庫支出金	16.1	15.1	1.0	臨時財政特例債償還基金	1.6	2.8	▲1.2
地方債 (特定資金を除く。)	6.9 (6.9)	7.9 (6.7)	▲1.0 (0.2)	維持補修費	1.1	1.1	0.0
使用料及び手数料	1.7	1.7	0.0	投資的経費	32.9	32.1	0.8
雑収入	5.9	5.8	0.1	公営企業繰出金	3.0	2.9	0.1
計	100.0	100.0	-	土地開発基金	0.7	0.7	0.0
				不交付団体水準超経費	4.2	5.0	▲0.8
				計	100.0	100.0	-

地方交付税の算定基礎

(単位: 百万円)

区分	1992年度			1991年度		増減額
	(A)	当初(B)	補正	最終(C)	対前年度当初(A) - (B)	
所法酒						
得人税	27,279,000	25,738,000	-	25,738,000	1,541,000	1,541,000
税率	18,122,000	19,267,000	△ 1,809,000	17,458,000	△ 1,145,000	664,000
小計	2,025,000	2,000,000	-	2,000,000	25,000	25,000
(a)	47,426,000	47,005,000	△ 1,809,000	45,196,000	421,000	2,230,000
小計	4,968,000	4,944,000	-	4,944,000	24,000	24,000
地ばば						
地方交付税	(c)	1,012,000	987,000	-	987,000	25,000
(d)	15,771,880	15,974,910	△ 174,725	15,800,185	△ 203,030	△ 28,305
(1)	32%	15,176,320	15,041,600	△ 578,880	14,462,720	134,720
(2)		1,192,320	1,186,560	-	1,186,560	5,760
(3)		253,000	246,750	-	246,750	6,250
(4)		-	-	404,155	404,155	-
(5)		△ 850,000	△ 450,240	-	△ 450,240	△ 399,760
地方交付税法附則第3条に基づく 交付税総額の特例措置額						
(6)		21,000	-	-	-	21,000
地方交付税法附則第4条 第4条に基づく加算額						
(7)		21,000	-	-	-	21,000
85年度地方交付税特例措置額の返済		△ 20,760	49,760	-	△ 49,760	29,000
返還金	(e)	119	47	-	47	72
別会計借入金	(f)	△ 55,600	1,071,895	223,038	△ 848,857	1,016,295
特借入金等利子充当分	(g)	△ 37,200	62,700	-	△ 62,700	25,500
合計	(d) ~ (g)	15,679,199	14,840,362	48,313	14,888,675	838,837
						790,524

別表3

「地方交付税制度の改革大綱」に基づく
社会党・地公労・地方財政改革推進会議の共同申入れの実況状況

(91年12月13日付け申入れに基づく)

< 申入れ事項 >	< 対応状況 >
II 地方公付税制度の改善措置 <ol style="list-style-type: none"> 1 制度改善を講ずるべき措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林・環境対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 森林の維持管理対策・森林用地取得等のための「環境保全債の新設 ② 環境基金の新設 (2) 都市交通対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 地下鉄建設費の公債負担区分の改善 ② 交通債等の利率の引下げ、償還年限の延長 ③ 資本費負担分の交付税措置の充実 ④ 事業費補正算入率の引上げ (3) 社会福祉・生活保護費について <ol style="list-style-type: none"> ① 所得階層補正の新設 ② 老齢人口補正の充実 (4) 国際交流費の創設・充実 	<p style="text-align: center;">(92年1月23日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全対策経費については、地財計画で1.000億円の増（従来の公害対策を含め1.700億円）。交付税措置。 また、地域づくり等と併せて単位費用を新設（企画振興費）。 2. 森林取得については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用先債の対象とする。 ・ 都市生活環境整備費を新設。 3. 森林対策については、抜本的対策のため国土庁、林野庁と3省庁研究会を発足。 <p style="text-align: center;">(92年1月23日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両庫補助金について、5年分割交付を一括交付へ改善。 2. ニュータウン鉄道、モノレールについて交付税措置率を引上げ。 0.4 → 0.6（三セク分は0.2 → 0.3） <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉単独経費について、地財計画で10.1%の増。単位費用に算入。 併せて、老齢人口補正の充実予定。 市町村分2.700円／人→3.000円／人（11%増）程度。 2. 新設した企画振興費（市町村分）についても、老齢人口補正を適用予定。 3. （①所得階層補正については、今後研究。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村分細節に国際交流費を創設。 標団1.6百万円 2. 県分国際交流費を充実。 標団176百万円→228百万円 3. 県・市分とも地域づくり等と合わせ、「企画振興費」を創設。

(5) 高齢者保健福祉について

- (1) 福祉措置権移譲のための増員
- (2) 老人保健福祉計画の経費措置
- (3) 看護婦等の養成に対する交付税措置の充実
- (4) ホームヘルパー増員のための補正措置

(6) 第3セクター鉄道に対する交付税措置

(7) 下水道整備に対する交付税措置の充実（汚水私費の原則の見直し等）

(8) 投資的経費について

- (1) 地方単独投資の積極的拡大
- (2) 公共投資充実臨時措置、生活関連重点化枠の地方単独事業へ振替

(9) 高校40入学級のための交付税措置

(10) リサイクルセンター・廃棄物処理センターに対する交付税措置

(11) 農業行政費の増額

(12) (完全週休2日、育休法の早期実施) 給与改定費の的確な計上

(13) 上水道に対する交付税措置

- (1) 老朽管更新
- (2) 料金格差是正

1. 増員(地財計画) 1,164人。この他、老人保健で3,170人増員。
2. 老人保健福祉計画策定費についても新たに交付税措置。
3. 看護婦養成施設整備について地域づくりなどの交付税・地方債措置創設。
併せて看護婦養成経費について単位費用充実。
4. ホームヘルパー派遣世帯数による補正(1991創設)。
新たに、ホームヘルパー活動促進のための設備(車、掃除機等)費を交付税に算入。

第3セクター鉄道に対する財政支援措置のあり方について、公営企業研究会で検討中。

下水道普及特別対策事業の事業費拡大。

1. 投資単独の伸び 11.5%。
2. (2)はなし)

文部省において、学級編成を弾力化(40入学級)。これに応じた交付税措置。

地盤債対象事業について、元利償還金を交付税措置。

単位費用のアップ。

	④	③	伸率
県 経	80,600円	75,500円	6.8%
投	93,100円	86,900円	7.1%
市町村 経	44,400円	41,200円	7.8%
投	38,700円	36,000円	7.5%

給与改定費(1.5%相当)を計上。
(1985年以来7年ぶり)

- (1) 出資債について交付税措置を創設。
- (2) 高料金対策について交付税措置。

<p>(3) 高度浄水施設整備</p> <p>(4) 学校教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老朽校舎建て替え、ランチルームの建設等 (2) 学費軽減措置に対する交付税措置 (3) 幼稚園単位費用の創設 (4) 教材費・旅費の配当充足率の引上げ <p>(5) 国民健康保険に対する国庫補助拡充、一般会計繰出し拡大と交付税措置</p>	<p>(3) 出資債について交付税措置を創設。</p> <p>(1) 大規模改修 個性ある教育環境整備のための地方債・交付税措置を充実。</p> <p>(2) 私学助成 8.0 %アップ。</p> <p>(3) 幼稚園のある市町村が半数に満たないので、単位費用は独立させない。ただし、密度補正で的確に算定。</p> <p>(4) 教材費について、単位費用算入額を大幅アップ。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">小</td><td style="width: 10%;">12%</td></tr> <tr> <td>中</td><td>6%</td></tr> <tr> <td>特殊</td><td>10%</td></tr> </table> <p>1. 國保財政安定化のための一般会計繰出しを創設。交付税措置の導入。</p> <p>2. 助産費繰出しの引上げ。</p> <p>3. 国補（人件費、助産費）の一般財源化。</p> <p>2 臨時的に財政措置を充実すべき事項</p> <p>(1) 地域福祉基金の市町村分の積増し</p> <p>(2) 土地開発基金の市町村分の積増し</p> <p>(3) 臨財特債残高のうち、地方の償還分について償還基金費を交付税措置。</p> <p>(4) 超過負担の解消</p> <p>3 その他の検討事項</p> <p>略</p>	小	12%	中	6%	特殊	10%
小	12%						
中	6%						
特殊	10%						

資料

一九九二・一・九



日米首脳会談について（談話）

日本社会党書記長
山 花 貞 夫

ある。だが、摩擦の原因を「自動車問題」に転嫁して、米の自動車の対日輸出、部品の大幅な購入義務に集約したことは正しい選択ではない。これでは日本の中小・下請けメーカーに犠牲を強いるなど問題が生じる。対米協力には技術協力などによる米経済の活性化、産業の競争力格差は正が基本に据えられるべきである。また、日本の企業は、先進諸国に例を見ない長時間労働を週休二日制の完全実現などを含めて短縮し、また企業倫理を含め、経済大国にふさわしい成熟が要求される。

一、ブッシュ米大統領の初来日によって開かれた日米首脳会談は、経済・貿易問題を中心に話し合われ、東京宣言をはじめする各種の声明を発表した。わが党は、日米首脳が世界の平和と軍縮、経済の成長回復などの問題について率直に話し合い、それぞれの役割を確認しあったことを評価したい。

二、「世界成長ストラテジーに関する共同声明」において、宮沢首相は、公共投資の増加により、内需拡大、物価安定を伴った持続的成長の達成と世界経済の成長回復に貢献することを表明した。わが党は内需拡大が、国民のゆとり、豊かさ、生活の質の向上に結びつくものでなければならないと考えており、公共投資もそうした視点からすすめられるよう要請したい。

三、今日の日米経済摩擦の根源には、アメリカ経済の停滞、「双子の赤字」がある。日米両国が世界の国民総生産の四割、貿易の二割を占めているなかで、両国の世界的な責任は大きい。したがって、米の停滞が世界の損失にならないよう、日米が協力することは当然で

四、宮沢首相は、ウルグアイ・ラウンドを成功させるために最大限の努力をしていくと述べている。これが「包括協定案」の関税化容認を意味するものであれば、わが党は断じて容認できない。わが党は基礎的食糧であるコメの完全自給の堅持を強く要求していく。

五、冷戦構造が崩壊した今こそ、軍縮政策が求められている。宮沢首相が「世界の平和秩序の構築」を唱えていたにもかかわらずグローバル・パートナーシップ行動計画のなかにこの視点が希薄であることは残念である。わが党は、日本が世界の平和を促進するために、平和憲法国家らしい平和と軍縮政策を主張し、自らも防衛費の削減等による軍縮を実行すべきであることを強く要求する。



衆議院本会議代表質問

日本社会党・護憲共同
田辺誠

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、宮沢総理の過日の施政方針演説に対し、質問を致します。

〔政治改革〕

総理。去る一二日、元海部内閣の閣僚であり、あなたの派閥「宏池会」の事務総長でもあつた阿部文男議員が、受託収賄罪の容疑で逮捕されました。統々と明らかにされつつあるのは、口に出すのも、はかかるほどの腐敗ぶりであり、新年早々から国民は呆れ果てているではありませんか。宮沢内閣発足後、初の通常国会、それをまたもや、政治家の倫理問題に対する責任追及で始めなければならぬことは、私自身、まことに残念でなりません。思えば、このような繰り返しが、この間の国政上の重大事に対する国会審議を妨げてきたのであり、この繰り返しを断ちきることが、火急焦眉の課題となつていることを、まず申し上げておきたいものであります。

リクルート事件の反省の上に出発したはずの海部内閣の閣僚が、白昼公然と、この破廉恥な罪状を重ねていた。しかも、その人物は、宮沢さん、あなたの信頼のもとで派閥の要職に就き、それらの地位を利にして、鉄骨加工会社「共和」から、汚れたカネを受け取っていたばかりか、あなたを総理・総裁にするためと称して、多額のカネを提供させているという報道もあります。その阿部氏本人には、司直の手で、

法に従つた処断が下されることになるでしょう。
だが、それによって、問題の政治的本質が解決されることはあり得ません。また、阿部氏の離党によつて、宮沢総裁と自民党が免罪されることは、無論お考えではないと思うが、それなりにしたい、どのように、この責任を国民の前に明らかにするおつもりなのか、まず明確に伺つておきたい。私は、このような議員と議席をともにしてきたこと自身、忌まわしい耻辱と感じ、一刻も早く、その職を辞するような適切な措置を求めるべきだと思います。

総理、阿部氏の事件は単に個人的、偶發的な出来事でしょうか。決してそうではない。今の自民党の金権体質と、腐敗の実態を示す水山の一角にすぎないことは、過去の事件を列挙するまでもなく、東京佐川急便、その他にまつわる疑惑からも証明されつつあります。

こうした疑惑の解明と政治改革に向かつて、総理が不退転の決意で職責を果たさるには、まず、自ら解決すべき課題が残されています。それはリクルート事件にかかる総理自身の関与についてであります。先の臨時国会に提出された資料に基づく新たな疑惑を、この際、はつきりと関係者の証人喚問によって、晴らすべきだと考えますが、いかがでしようか。

総理。政治改革を推進しなければならないこの時、またもや、党利党略の小選挙区制導入と抱き合せを目論み、一年をかけて結論を得るなどという、悠長な対応を国民は決して許さないであります。リクルート事件以来、この四年間に「腐敗行為の追放」に始まり、「力ネのかからない政治」「政治資金の透明化」「定数の抜本的見直し」、ひいては「選挙制度そのものの見直し」と、さまざまなレベルの政治改革のテーマが議論されて参りましたが、現在何ひとつ具体的な成案を実現していません。

ここにいたって、今国会中はどうしても成立させるべき緊急課題として、私は違法・腐敗行為を犯したものに対する議員資格の剥奪、立

候補禁止等の措置、家族・秘書等を含む連座制の強化措置、さらには企業・団体献金の禁止などを柱に、政治資金規制法の改正、政治倫理法、政治腐敗防止法の制定などを提案したいのです。

一九八三年のイギリスでは、時のグラッドストーン内閣が、「現実的でない」という与野党政治家の批判を説き伏せて「政治腐敗防止法」を成立させ、議会政治の信頼回復に成功しています。

総理は、ソウルにおいて「政治資金規制法改正案」を先行させると宣言されましたが、自民党内では公然たる反対意見が出ています。まさに、自民党總裁としてのリーダーシップが問われているのであります。私たちは野党は、すでに政治資金と腐敗防止に関する法的措置について幅広い合意を積み重ねており、あなたたち与党が真摯な話し合いに応ずるならば、今国会でけじめをつけることができるとの確信します。総理の決意、決断を伺いたいと存じます。

懸案となっている定数は正については、この土台の上に、各党間の話し合いを進めるべきであり、ひいては公正に民意を反映する選挙制度の合意が順次実現できると考えるのであります。この点についても、総理の見解を再度伺っておきたいと存じます。

〔国際貢献への道〕

私は次に、わが国の軍縮と国際貢献に関して、総理の見解を逐次伺いたいと存じます。

総理。私たちは毎日、世界史の新しいページを開く音が聞こえています。それは古い世界の枠組みが取り壊され、遠ざかっていくシンボニーともいえましょう。九二年は、わが国が冷戦時代とは異なる役割を果たす、最初の年でなければなりません。

第二次世界大戦後、およそ半世紀にわたる米ソ対立を軸とした東西冷戦は、一方の当事者であったソ連邦の崩壊によって終わったのであります。冷戦は人類社会のあまりにも膨大な労力と資源を浪費しまし

た。それはアジアにおいても例外ではありません。一九五〇年代の朝鮮戦争、六〇年代以降のベトナム戦争とインドシナ戦争は多数の人命を奪い、国土を荒廃させたのであります。それゆえに冷戦の終結は、アジア・太平洋地域の諸国と人々にとって、何よりも歓迎すべきことであります。

しかし総理、冷戦の終焉それ自体が、人類の前途に輝かしい未来を約束するわけではありません。この大いなる転換に臨んで、私たち自身に軍縮と平和、経済発展、人類共生の地球社会の創造に挑戦する確固たる決意が求められています。総理にいま、その決意をおありか。ぜひ、国民の前に明らかにしていただきたい。

新しい時代における日本の国際貢献の第一は、わが国自身の軍縮を推進することでなければなりません。既に、米国もロシア連邦も、次年度予算で国防費の大幅な削減を図ろうとしています。ひとりわが国だけが、防衛費の拡大を続けている姿は、アジア・太平洋地域の諸国と人々に強い不安を与えているのであります。この不安を解消するには、軍縮への転換姿勢を、内外に鮮明に示す必要があります。

わが国は、平和憲法を持つ国家として、どの国よりも、どの政府よりも、率先して軍縮プログラムと平和確立への具体策を打ち出し、それを推進すると共に、世界の軍縮・平和の機運を高めるため、積極的に活動しなければなりません。

すなわち、すくなくとも防衛費伸び率ゼロ、さらには、縮小するという政策から、わが国軍縮への第一歩が始まるのであります。冷戦時代の遺産である「防衛計画の大綱」の抜本的な見直しについても、正面装備の大大幅な縮減など国民の目にはつきりと見えるよう、年次的計画を樹立すべきであります。総理はいま、わが国自身の軍縮プログラムと平和への構想をどのように描いておられるのか。この際、具体的に示していただきたいと思います。

第一は、アジア・太平洋地域における安全保障システムの形成に向

けて、リーダーシップを発揮することあります。冷戦後の新しい国際秩序づくりは、多国間・地域間協力のもとで確実な動きをみせ始めています。

国連機能の強化に向けた各国の努力はもとより、西欧ではパリ憲章の採択、NATO新戦略の採用など「一つのヨーロッパ」への模索が続いており、アジアにおいてもまた、朝鮮半島やカンボジアで緊張緩和と和平が画期的な進展を遂げつつあります。

こうした新秩序の基盤となる萌芽が、世界各地に現れたことを受け、これまで地域安全保障に最も消極的であったアメリカもその態度を変え、多国間協議方式による安全保障の必要性を提唱するに至っています。

アジア・太平洋地域の平和、貿易、経済の発展にとって、わが国と中国、さらにアメリカは欠くことのできないパートナーであります。

これらの国々が、アジアの平和的発展のために政治や経済、文化や歴史がそれぞれ異なるこの地域の特性を尊重しつつ、可能なところから多角的、重層的な協議を積み上げることが重要であります。総理は「アセアン拡大外相会議」や「アジア・太平洋経済協力閣僚会議」などの開催に言及されましたが、私はそれだけでは、極めて不十分だと思います。

総理、「時は動く」——であります。今こそこの地域に、世界規模の軍縮の流れを波及させる行動が必要であり、そのためには、わが国から、「アジア・太平洋安全保障会議」の開催を提倡していただきたいのであります。アジア・太平洋地域における軍縮・平和の創造について、総理はどうお考えか、見解を求めたいと思います。

朝鮮半島では、南北両政府による「朝鮮半島非核化宣言」の調印をはじめ、核検査問題での合意、チームスピリットの中止など、対話と協調の機運が高まっています。この新しい情勢を踏まえるならば、日朝国交正常化を妨げる、いかなる理由もありえないはずであります。

政府は日朝国交の早期樹立をめざし、誠実な交渉を進めるべきであり、

総理の決断を求めたいと存じます。

旧ソ連邦が解体し、独立国家共同体が発足しましたが、現在は市場経済移行にともなう深刻な混乱と苦悩のなかにあります。その動向は西側諸国と協調した積極的な支援策を進めるべきであります。北方領土問題については、ロシア連邦と本格的に折衝し、その解決に努めなければなりません。それと同時に私は、アジア・太平洋の情勢変化を受けて、今年、復帰二十周年の節目を迎える沖縄の、米軍基地の大幅削減を米国側に提起するよう強く求めておきたいと思います。これらのことの点、総理のご見解はいかがでしょうか。

第三は、経済協力の推進であります。人類共生の二一世紀に向って、希望の扉が開かれつつある半面、地球社会は民族紛争、飢餓や貧困、難民や避難民、環境破壊、南北格差の問題など多くの深刻な課題に直面しています。わが国は卓越した経済力と技術力の持味を生かして、まさにこの分野で国際社会に貢献しなければなりません。

私は今月中旬、中国、カンボジア、タイの三ヶ国を歴訪し、政党や政府首脳と和平問題、経済協力など広範な分野にわたって意見交換をして参りました。

一三年間の戦火にまみれた国土を、国際社会の手を借りて平和復興しようとしているカンボジアでは、わが国の貢献に対する期待がことのほか熱いことを感じました。それは、国連事務総長特別代表の明石康氏や、国連難民高等弁務官の緒方貞子さんらの活躍にも象徴されています。このカンボジアの指導者や国民が求めているのは、国連の暫定行政機構を日本が支え、国家再建の基礎となる農業、エネルギー、運輸など生活・産業基盤の整備に向けた財政と技術を、惜しみなく提供することであり、建設・農業技術者、教師など文民の派遣が、一日も早く待望されているのであります。

具体的には、カンボジアの戦後賠償放棄の見返りとして建設した通

称「日本橋」の修改築、人類の壮大な文化遺跡ともいるべき「アンコール・ワット」の修復・保存についても、早急にカンボジア政府と協議に入らなければなりません。これらの急がれる民生面での援助や人員派遣について、どのような措置をお考えなのか、是非お聞かせいただきたいと思います。

一方で、これらの国々の首脳は、我が国が憲法上、自衛隊を海外に出せないことを熟知しており、自衛隊の派遣を積極的に求めるどころか、むしろ懸念を表明する国さえあつたのであります。自衛隊を海外に出動させる目的のみが突出した政府のPKO法案は、当面のカンボジアへの国際貢献の面からみても、その現地のニーズに沿つた、日本にふさわしいものとはとても言い難いことを、はつきりと申し上げたいたいと思います。

あなたは、総理として初めて訪問した大韓民国で、盧泰愚大統領と会談されました。そこでは「自衛隊の貢献」を要請されましたか。それとも「非軍事の貢献」を期待されましたか。そのどちらを求められたのか、わが国民に、総理自身の言葉ではつくりと伝えて欲しいのです。

総理。あなたはかつて「わが国は軍事的分野ではなく、経済的分野で国際貢献を図るべきである」と強調されたことがあります。その発言に自信をもち、この際、PKO法案は白紙に戻し、「平和日本にふさわしい国際貢献」について、与野党間で誠実に協議しようではありませんか。私は、この問題について、今国会中に党首会談を開くことを提案したいと存じます。

以上の国際貢献を進めるにあたって留意したいことは、わが国が、戦後四七年にわたって戦争責任をあいまいにしてきた、その歴史認識が問われているということです。

日本軍が中国や朝鮮半島、アジア諸国を侵略し、おびただしい犠牲をアジア・太平洋の人々に強いたことは事実であります。この正確な

歴史認識を勇気をもって教科書に明記し、再びその誤りを犯してはならないことを、次の世代に語りつがねばなりません。

総理。あなたは施策方針演説で、過去の歴史について「深い反省と遺憾の意」を表明されました。しかし、償いのない謝罪は偽善であり、謝罪のない償いは打算にすぎないのであります。

戦争責任の問題は日本の政治全体の問題であり、それゆえに従軍慰安婦、強制連行された人々をはじめ、戦争の犠牲者に対し、いま日本はどのような償いと謝罪が可能なのか、与野党が誠実に協議できる場をつくることを提唱いたします。また、過去の戦争責任を反省し、平和国家として進む、わが国の決意を内外に宣言する「国会決議」を行うことを改めて、提起したいと思います。

総理、あなたの率直な見解を伺いたいと存じます。

外交問題に寄せて、さらに申し上げておかなければなりません。ブッシュ大統領が来日されましたが、日米の経済摩擦は、両国関係に深刻なひび割れをもたらしかねない局面にあります。日本が真のパートナーシップを發揮するためには、互譲の精神で貿易関係を調整する努力とともに、異なる文化に対する寛容と謙虚さが、今ほど求められるときはありません。この意味で最近、政治的責任の重い立場にありながら、不用意な発言が目立つことは極めて遺憾であります。総理としてこれらの言動にも、一言見解を述べていただきたいと存じます。

〔生活大国について〕

つぎに私は、総理が「内政の最重要課題」と主張される「生活大国」への施策について伺います。総理は、国民が「豊かさとゆとり」を実感できるようにしたい、と再三述べています。しかし、バブル経済が破綻して、わが国の経済はすっかり萎縮し、政府の対策も後手にまわって、先行きへの展望を見出しかねているのが現状ではないでしょうか。「生活大国への前進」を単なる嘔い文句に終わらせないためには、

いまのような経済状況のもとでこそ、積極的かつ弾力的でタイミングをはさない財政運用、金融政策、資本市場対策を進め、経済の環境に明るさを取り戻すことが、先決条件でなければなりません。そして何よりも、宮沢内閣として最初の平成四年度予算から、生活者本位の編成方針が顔を出さなければならないはずであります。ところが、実際に編成された予算案のどこにも、そのような特色がみられないのはどうしたことでしょうか。

世界が歴史的な転換期に臨んでいるにもかかわらず、政府の予算案を見る限り旧態依然、軍備優遇、産業優先、生活軽視の基調に変化が感じられないのは、大変な時代錯誤というほかありません。総理は、この予算案の編成に当たって、いったい、いかなる指導力を發揮されたのか。予算案のどこに「宮沢カラーリー」が滲んでいるのか。国民に分かるように、しかと、「説明をいただきたいのであります。

総理はまた、予算に向けた野党の予算修正の要求に真剣に耳を傾け、進んで与野党の一一致点を求めていただきたいと思います。総理はこの予算修正問題に関していかなる考え方を持つか、伺つておきたいと存じます。

昨年来、歳入不足を補う新たな増税、とくに消費税率の引き上げに対する不安が、国民の間にひろがりつつあります。それを払拭するため、この際、宮沢内閣は消費税の税率を引き上げないとということを、明確にお答えいただきたいと存じます。同時に、与野党間の協議を進展させ、飲食料品に対する消費税の非課税措置を急ぐよう、強く訴えるものであります。

総理。「生活大国」をめざす以上、けつして欠かすことができないのは、「ゆとりある生活」を保障するための施策であります。先日の新聞に「夫の帰宅はいつも平日なら連日午前零時過ぎで、土曜日も出勤します。日曜は死んだように眠っていますが、疲れを残したまま月曜がきてします。私は妻としてそうした夫に何もしてあげられませ

ん」という、ある銀行員の妻の悲痛な叫びが掲載されていたのをご存じでしょうか。こうしたケースは、決して例外とはいません。「経済大国」を誇る日本の労働者のあいだに、「この妻の叫びが広範にひろがり、過労死さえ招いているのであります。

年間総労働時間に関する統計を見ますと、九〇年度で二〇四四時間。統計にあらわれない、いわゆる「サービス残業」を除いての数字であります。しかもこの数字も、八八年度以降、年率一%ほどの短縮率でしかないことを思えば、一八八〇時間は九一年度中はおろか、今世紀中の達成すらも危ぶまれるのであります。このままでは、日本の競争条件の不公正さを示す証拠とされ、経済摩擦激化の要因として国際社会の非難を浴びることは必至であります。総理。あなたは労働時間に関する国際公約の履行について、どのような見通しを立てておられるのか。一般的な決意だけでなく、具体的なお答えをいただきたいと存じます。

私は、大人の社会に見られるこの働きすぎの縮図が、過酷な受験競争、塾通いの形で子どもの社会にも表れていますことに、胸の痛む思いがいたします。子どもたちに読書やスポーツ、自主的な生活時間を保障し、子どもの生活の質を向上させ、その確固たる人格を尊重することは、私たち大人の責務であります。そのため、今国会では、「子ども権利条約」を完全批准すべきであります。総理の所信のほどを伺います。

「生活大国」はまた、「人権先進国」でもなければなりません。総理。わが国の深刻な部落差別問題について、先の地域改善対策協議会の意見具申は、「二一世紀に部落差別は残してはならない」と強い決意を明記しました。これに基づき政府は、この問題の完全解決に向かた審議機関を設置するとともに、被差別部落の人々と国民の求める総合的な法整備について、努力すべきであります。総理の見解を伺いたいと思います。

総理。先の臨時国会で私は、「生活大国」の重要な柱の一つとされる福祉について質問し、総理のお答えをいただきました。肝心なことは行政のペーパープランではなくて実態であり、福祉の現場の声にどう答えていくのかという具体的な責任ある回答を示すことあります。

私はその立場から、いま切実な問題となっている福祉現場のマンパワーの不足について、重ねて質問をいたしたいと存じます。

政府の見通しでも、医療福祉に従事する看護職員は九三年に約一〇万人が不足し、ホームヘルパーの不足も慢性化しています。そのため、福祉の仕事に就かれた皆さんはまともに休日さえとれず、過密な労働が重なって離職せざるをえない状況に追い込まれ、人手不足を加速させています。その結果、患者や利用者に十分なサービスを提供できず、いわゆる「寝かせきり」の状況を生み、一部には病院閉鎖や病床のカットさえ、生じていています。

私は、高齢化社会の進行に備え、いまから人材確保に必要な関係法の立法措置、人材養成体制の充実を進め、同時に待遇と労働条件の思い切った改善を急ぐように強調しておきます。総理はどうお考へか。政府はいかなる方策で保健・医療・福祉従事者を確保されるのか。お答えいただきたいと思います。

総理。「生活大国」の目標を掲げるからには、環境問題にも積極的な施策が必要であります。当面、国内では自動車排気ガスの規制とそれによる健康被害の救済、環境アセスメント法の制定などが緊急な課題となっており、さらに日本の公害行政の汚点となっている水俣病問題の全面解決すら、いまだに引き延ばされています。この問題の解決に向けた総理の見解を伺いたい。

環境問題を地球社会全体の視野で据えるとき、経済大国として膨大な資源・エネルギーを消費しているわが国の責任は極めて重いといわれていないのであります。わが国は、地球環境の保全、とりわけ地球

温暖化防止のための枠組み条約の締結、環境保全に関する「地球憲章」の制定、熱帯雨林をはじめ森林保護などの課題でも、積極的な国際貢献が求められています。今年六月、ブラジルで開かれる「国連地球サミット」において、環境問題という人類生存の基本テーマを解決するためにこそリーダーシップを發揮すべきだと思いますが、総理のお考えはいかがでしょうか。

生活・環境の問題にも関連して、私はここで、政府の農業・食糧政策について伺いたいと思います。

本来、多国間農業貿易のルールづくりの着手にあたっては、各国の食糧自給力保持の権限を認め合い、さらに、飢えや貧困に苦しむ発展途上国の食糧問題にも十分に配慮するのは当然であります。政府はこの立場から、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意案の、例外なき関税化やミニマムアクセスを、毅然として批判し、コメの自由化に対しても三度におよぶ国会決議に基づいて「応じない」姿勢を貫くべきであります。今後とも、政府の姿勢が揺らぐことはないのか。あらためて国民の前で明確にしていただきたいのであります。

もちろんコメの自由化阻止だけで、今日の深刻な農業・農村問題を解決できるものではありません。これまでの農政を根底から改め、スケールメリットを得られる集約農業の展開、バイオテクノロジーの積極的活用など「近未来に希望の持てる強い農業」への道を切り開くべきであります。また、自然環境や国土の保全、水資源の涵養、民族・地域文化の継承といった視点からも対処する必要があります。わが党は、地域社会や農業者の農業再建への創意工夫に対し、積極的な助成を進めるため、「地域農業振興法」「中山間地域農業振興特別措置法」「青年農業者就農助成法」の三法案を、今国会に提出する所存であります。農業再建、後継者確保についての総理のご見解はいかがでしょか。お聞かせ願いたいと存じます。

最後に、前国会でも伺いましたが、雲仙・普賢岳の災害対策につい

てであります。

現地では、八〇〇〇人余りの人々が仮設住宅などに避難したまま、新しい年を迎えるました。まさに「前例のない災害に、前例のない救済」が求められているのであります。私は特に、昨年の第一二一国会で採択された「島原地方復興のための特別立法」の請願をうけとめ、今国会で制定作業を急ぐよう強く要望し、総理の所見を伺いたいと存じます。

〔結び〕

前国会で私は、あなたの平和主義とりべラリズム一枚の踏み絵になぞらえ、総理になられたあなたが、それを踏むのか、踏まないのかと率直にただしました。その問い合わせのなかに、自民党内の良識派、ハト派といわれたあなたへ、多少の期待を込めていたのは事実であります。だが、それからわずか二カ月、あなたの偶像是地に落ち、泥にまみれているかのように見えます。私どもの期待も失望に変わりつつあります。

総理、最後に、あえてひとこと申し上げておきます。自らの政治信条への確信と、難問に立ち向かう気概を持ち、右顧左顧することなく、あなたの指導力を凛として發揮されることを望みたい。私は、そのときこそ、国会の信頼を取り戻すために、あなたと堂々と四つ相撲を組んで「中原に鹿を追いたい」と思うのであります。

以上で、私の代表質問を終わります。

一九九二・二・九

談話

日本社会党書記長
山花貞夫

一、本日、投票された参議院奈良選挙区補欠選挙で、わが党が推薦した、吉田之久候補が圧勝し、故新坂一雄議員の貴重な一議席を守り抜くことができた。これは政治腐敗の一掃と政治改革・クリーン政治を求める奈良県民と世論の勝利であり、わが党は奈良県民をはじめ国民の皆さんに心から感謝の意を表明する。

一、今回の勝利は、田辺委員長をはじめ衆參国會議員を中心とした全党挙げての努力と、わが党と民社、社民連、連合の選挙共闘実現による中央と地方の文字通り一致協力した戦いが、県民多数の支持と共感を得たものであり、まさに社民勢力の勝利といわねばならない。

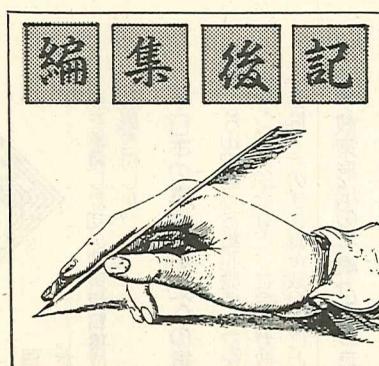
これはリクルート汚職への反省がみられないのみか、阿部代議士逮捕に象徴される「共和」疑獄、「佐川」献金問題など、金権・腐敗の自民党政治への国民の不信と怒りの結果である。

一、わが党は、この選挙結果に示された国民の意思を重く受け止め、国会審議を通じて政治腐敗の徹底究明を図るため、証人喚問をはじめとする取り組みを強め、政治腐敗防止の法整備など国民の期待に応えたい。今回の勝利は七月参院選で参議院の与野党逆転の政治状況を確実なものにしていく第一歩となつた。わが党は政治改革、農政の確立、高齢化社会への対応など国民的政策課題の実現に全力を挙げるとともに、社民勢力の総結集をめざしつつ、宮城選挙区補選、衆院群馬二区補選に勝ちぬき、多彩な選挙共闘の実現による参院選の勝利に向けて一層努力する決意である。

長い年月、先輩友人として付き合ってきた栗村和夫参議院議員がさる一月二十五日、東大病院で永眠した。翌二六日の静かな日曜日、長田参議長、医師、秘書の久保美紗子さんらに見送られながら靈柩車は永田町に向かい国会中庭を二廻り、衛視の敬礼を背に正門を出て社会党本部前に停車し、最期の別れを告げて一路宮城県小牛田町へ。嚴寒の七時半、五百人を超す町民がその柩を迎えた▼河北新報が「文人政治家 早過ぎる死」と大きく報じたが、確かに健筆家だった。戦後彼は硬派の月刊誌「改造」や「知性」その他の論文等に入選、當時随一の文芸評論家・亀井勝一郎審査員などには絶賛の評価を受けていた。その後も東北放送開局五周年や

「社会新報」復刊三周年の記念懸賞論文等にも入選、さらに革新町長時代にも河北新報創刊八十周年、毎日新聞創刊百周年等記念論文でもそれぞれ最優秀賞に選ばれた。題名は「二一世紀の住み良い郷土づくり」で特に緑の保全を力説していた。それは彼が学んだ旧制宇都宮高等農林での基礎知識に裏打ちされた鋭い理論構成だった▼敗戦直後に彼は肺結核を煩った。やせ細った体には卵、肉、魚がない、とも訴えていた。

(S)



「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部	三〇〇円
	五一円
年間購読料	四二〇〇円(前納)。
郵便振替	東京8-80821
又は	
大和銀行 衆議院支店	
普通 203888	
日本社会党政策審議会	

政策資料編集委員会

委員長 早川勝
編集委員 小野信一 新盛辰雄
外口玉子 松前仰
元信堯 穂山篤
佐藤三吾 篠崎年子
温井寛 川奈辺博
石田武 佐間田勝美
浜谷惇 篠崎年子
早川幸彦 川奈辺博
河野道夫 佐藤敬治
渡辺博 原野人
佐藤敬治 菅野久光

国から配給されるはすだが、殆どが途中蒸発。彼は患者同盟を組織、血や痰を吐きながら県庁に抗議したが、帰途は一人また一人とマンホールや川に飛び込み命を絶つ、自分も自殺を決意したことがあるとしみじみ語っていたが、彼はまさに“生死をさまよつた”体験を通して、真の行政のあり方や政治哲学を体得したのである。▼また彼は、のちの社党委員長・佐々木更三議員や島野武(社会党公認)仙台市長のブレーンを務め、百万都市の基礎造りに尽力、同時に全国革新市長会の結成を進言し実現させた。四歳で自ら社会党町長に当選後、郷土の革新行政の確立に心血を注ぐかたわら「中央の自民党政治を包囲する」いわゆる「革新自治体先導型

行政」の理論と実戦に東奔西走した▼二月八日、自分が建てた文化会館と隣接の公民館で栗村家、小牛田町、党県本部の合同葬儀が行なわれ四千人余が献花した。田辺党委員長のあと弟分の本間革新知事(前町長)が切々と惜別の弔辞を読み涙を誘つたが、彼は生前、道州制や小選挙区制に勇断をと説き、政界再編成も不可避で、これ以外に人民の幸せはない、とも訴えていた。

日本社会党政策資料集成



▼社会党政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年

一回の総選挙までの、社会党が提起した主要な政策、法案を網羅して、解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣の講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反イノフシ国会など、社会党が政府田中民政と対決した政策の資料集は、そのままで戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提唱をはじめ第三五回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開くための問題提起である。

「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年から一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年から一九九〇年)

（資料）歴代委員長・書記長・政審会長一覧





POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

March 1992

No. 306

Foreword ; MATSUMAE Aogu, Vice Chairperson of the Policy Board

Special Issue ; Analysis of the National Budget of 1992 Fiscal Year

Part I : General Remarks

-Analysis and Criticism of the National Budget of 1992 Fiscal Year

Part II : Outline and Analysis of the Budgets of the Ministries

Part III : Outline and Analysis of the Local Budget of 1992 Fiscal
Year

Documents ;

Comment on the Japan-US Summit Meeting

The Representatives' Questions of Chairperson TANABE in the 123rd
Session of the Diet

Comment on the Victory in an Upper House By-election in Nara
Prefecture.

政策資料 3月号

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)